

金沢城編年史料 近世四

石川県金沢城調査研究所

令和七年三月 金沢城史料叢書48

金沢城編年史料 近世四

凡例

一、本書は、国史跡「金沢城跡」を対象に、関連する文献史料等を編年集成した『金沢城編年史料』の第四巻（近世四）である。史料の収録範囲は寛政元年（一七八九）から文化四年（一八〇七）である。なお、標題に「近世」の語を掲げたのは、本叢書が明治以降の史料も対象（掲載・刊行予定）とするためである。

二、本書に掲げた項目は、既刊の『金沢城総合年表 後編』の内容をベースにした。配列は年月日順である（すべて和暦。年次を推定した場合は月日の上に「*」を付す）。各項目に対応する史料の配列は、信頼の置ける史料、または見出し文と関係の深い史料の順に掲げた。なお、『金沢城総合年表 後編』刊行後の調査等により、同書に掲げた典拠史料とは異なる史料を掲げている場合がある。

三、典拠や校合に刊本を利用した場合は、刊本名を『』で示した。

四、字体は原則として常用漢字を用いた。史料原本に拠つた場合、けつじゆつ闕字・平出はできる限り残した。また、文書史料については、年月日・発給者（差出人）・受給者（宛所）の位置は、原本の体裁を尊重する範囲で統一した。

五、史料には適宜校訂者によつて読点（）、並列点（・）、注記（括弧（）を付す）を付した。

六、朱書・注記等については「」で括り、（朱書）（注記）等と注記した。

七、欠損・判読不明で、字数が推定可能な場合は□□□、字数が推定不可能な場合は□□□で示した。また、文字が抹消されている場合は△を左傍に付し、訂正された文字を右傍に記した。

八、史料の翻刻にあたつては、身分差別に関わる用語・表現も基本的にそのまま掲載した。これは差別の歴史を認識し、それを克服することを目的とするためで、これを容認するものではない。

九、本書の編集・執筆には、主に大西泰正・川名俊があたつた。また、校正などに石野友康・池田仁子の協力を得た。

金沢城調査研究編年史料専門委員会

協力いただいた主な機関等（敬称略・順不同）

木越隆二 石川県教育委員会事務局文化財課近世史料編さん室長

鷺澤淑子 石川県教育委員会事務局文化財課近世史料編さん室主幹（令和五年度）

小西昌志 金沢市立玉川図書館近世史料館係主査

金沢市立玉川図書館
前田土佐守家資料館

国立公文書館

竹松幸香 前田土佐守家資料館副館長

寛政元年（天明九年。一七八九）

御黒書院

3 「江戸幕府日記」寛政元年四月一五日条

国立公文書館内
閣文庫蔵

御暇

（御馬被下）

（前田治脩）
松平加賀守

御白書院

（中略）

前田土佐守

卷物五

（直方）
津田修理

（前田治脩）
閣文庫蔵

1 「江戸幕府日記」寛政元年三月一三日条
（前田治脩）
上使松平伊豆守

（銀物三十
卷物三十）

右、御暇被 仰出候付被遣之、

（前田治脩）
松平加賀守

4 「諸事被仰出日記」寛政元年四月二二日条

（前田治脩）
金沢市立玉川図書館加賀能文庫蔵

前田土佐守

（政本）
津田修理

（前田治脩）
閣文庫蔵

2 「諸事被仰出日記」寛政元年三月一九日条
（前田治脩）
金沢市立玉川図書館加賀能文庫蔵

一、当十三日、御暇上使老中松平伊豆守殿を以、如御例
被進、御拝領物前々之通、中将様御不例二付、御
名代建部内匠頭殿ヲ以、万端如前規相済、明後十五
日、御礼御登城并御家来両人御目見之儀も如例、小
札御持参之由中飛脚到来、

5 「御触并御返書留」三一
（前田治脩）
金沢市立玉川図書館加賀能文庫蔵

前月十三日、上使松平伊豆守殿を以、御国許江之御
暇被 仰出、白銀・御卷物御拝領、從
但、十五日八御不例二付、御登城御断、

付、

右ニ付為 御礼、御老中方・若御年寄衆御廻勤並土佐守・修理等自分々々御礼廻勤之事、

(中略)

十六日 九時御供攝ニ付、同刻頃 御殿へ相揃、夫々御

小将中揃之義も御横目所へ相届之候處、七時前、三

品押出候様被 仰出〔注記〕但、坂本駅迄ハ二品ニ候也」、七

半時頃、御発駕、御下邸御立寄、夜九時前頃、浦

輪駅御着、〔津田政隣〕自分本役騎馬所巢鴨町端迄相勤、夫々御

先へ罷越、定騎馬久能吉大夫〔政平〕〔御近習頭本役御使番〕・

御横目由比陸大夫〔勝文〕〔前田甚八郎〕、戸田川場江出候ニ付、

浦輪迄通シ御供、且大頭久世平助も川場へ罷出」、昼迄定

騎馬伊藤甚〔勝文〕左衛門、御昼代之御中休前記ニ有之、

(中略)

廿九日 快天朗夜、四時頃、御発駕、森下ニ而御猶予、

八時前、御着城、〔定〕先騎馬御近習御使番勝尾吉〔信處〕左衛

門抔ハ本役騎馬、御大小將横目由比陸大夫、前々之

通河北御門外ハ御駕脇二歩御供仕、夫ハ御殿江

上り御席ハ出、御用番安房守殿へ恐悦申述、且御歩

方并御細工者支配夫々へ引渡、退出帰宅候事、

三月二一日

加賀藩、金沢城二ノ丸御居間の補理に着手する。次いで四月六日、檜垣の間・柳の間の普請・補理に着手する。

9 「高畠厚定職事日記」 寛政元年三月二一日条
館加越能文庫蔵

一、二ノ御丸御居間御補理、今日ヨリ取懸也、

10 「高畠厚定職事日記」 寛政元年三月二八日条
館加越能文庫蔵

金沢市立
玉川図書

一、御居間御普請、来月朔日・二日御祭礼故相止趣、御

次江相達也、御近〔脇〕頭中此前不^止段申聞故、御作事

場相止候旨、不指急而も不止場ハ相止段相達申、

内橋御亭ハ當時指急故不指止候様ニ而申聞ニ而、其段松波源右衛門江申渡也、

11 「高畠厚定職事日記」 寛政元年四月四日条
文庫蔵

金沢市立
玉川図書

一、当六日ヨリ檜垣ノ御間御普請取懸段、御達申也、

12 「高畠厚定職事日記」 寛政元年四月六日条

文庫蔵

金沢市立玉川
図書館加越能

一、柳ノ御間補理、今日ヨリ取掛ノ事、

四月六日

加賀藩、金沢城鼠多門橋の往来を禁止する。

13 「高畠厚定職事日記」 寛政元年三月一六日条

越能文庫蔵

金沢市立玉
川図書館加

一、鼠多門橋、当十九日より取懸候旨、右二付仮橋掛候段

御達申也、

14 「高畠厚定職事日記」 寛政元年三月二十四日条

金沢市立玉
川図書館加

一、鼠多門仮橋丈夫ニ出来、右出来候ハ、御城代并両御

広式頭中へ届候様、御城代被仰渡也、

15 「高畠厚定職事日記」 寛政元年四月二日条

金沢市立玉川
図書館加越能

一、鼠多門仮橋出来、当六日より往来止候儀、御城代・金

谷御用部^(屋)や両御広式頭中へ相届也、

一、二ノ御丸御膳所修理、今日より取也、

四月七日

金沢城二ノ丸表式台の屋根、修復完了する。

同月二十五日、加賀藩、同月二一八日からの同所の使用許可を通達する。

16 「高畠厚定職事日記」 寛政元年四月八日条

文庫蔵

金沢市立玉川
図書館加越能文庫蔵

一、二ノ丸御式台屋根、昨日切出来也、

17 「御触并御返書留」 三一

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

付札御横目へ

表 御式台屋称御修覆出来ニ付、当廿八日より往来不指
支候条、可有其心得候事、

四月廿五日

四月八日

加賀藩、金沢城二ノ丸膳所の修理に着手する。

18 「高畠厚定職事日記」 寛政元年四月八日条

金沢市立玉川
図書館加越能

文庫蔵

六月七日

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）に造営した前田斉敬居所の呼称を「新御居宅」とする。

19 「三守御譜」三 （寛政元年） （金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）

六月七日 今度江戸於上邸御普請被仰付、（前田斉敬） 教千代君御居宅御上棟御祝有之、新御居宅ト唱可申旨被仰出アリ、

閏六月一四日

前田治脩、金沢城五十間長屋の「鬼」を鉛葺にするよう命じる。

20 「高畠厚定職事日記」寛政元年閏六月一四日条 （金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）

一、五拾間御長屋鬼（カ）鉛葺被仰付段、御城代（カ）被仰渡也、

閏六月一八日

この日以前、金谷御殿広式切手門が大破する。

21 「高畠厚定職事日記」寛政元年閏六月一八日条 （金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）

一、右三付、一統被下物有之儀付、御徒横目被下方願紙面指出、左之通今日相達也、

閏六月二八日

金沢城五十間長屋・土蔵等の普請が完了する。

22 「高畠厚定職事日記」寛政元年閏六月二八日条 （金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）

一、五拾間御長屋今日切出来ノ段、御城代江御達申、足代取扱之儀ハ来月二日迄ト御達申也、

右出来并諸方御土蔵等出来、御城代御見分明日九時

揃被仰渡也、

一、五拾間御長屋今日出来ニ候得共、足代取扱迄御医師

中御作事工見廻之義御達申也、頭中迄紙面出也、

（中略）

一、五拾間御長屋并諸方御土蔵等出来、見分今日相仕廻也、

23 「高畠厚定職事日記」 寛政元年閏六月二九日条

（図書館加越能文庫蔵）

立川市

御城方御造當之節、右御用懸り役人前々拝領物被
仰付候処、御徒横目被下物無御座候ニ付、別紙之通
御徒横目申聞候間、以前之様子相糺候所、以前ハ
被下物被仰付候様御歩横目中粗承罷在候得共、當時
以前相勤候人々茂無御座候ニ付、何れノ御普請之節
被下物有之候与申儀相知不申候、乍然右御用懸り一
統被下方御座候所、御歩横目并御横目足輕迄被下方
無御座候、右人々限り被下方無御座候而者いか、

一、五拾間御長屋出来、被下物之義ニ付、人々掛り日數
過々御見分也、如例夫々役人罷出ル也、

(中略)

一、五拾間御長屋出来、諸方御土蔵等□□
主付頭衆江書出左之通、

□□

御普請初々申五月

谷猪左衛門
(以直)
(尚尺)

脇田瀬兵衛

廿九日迄

□□

御普請初ヨリ

不破兵衛
(永賴)
(母規秀)

岩田平兵衛

申□月十五日迄

御普請初ヨリ

寺西五左衛門
(正一)
(母規秀)

申九月十五日迄

寺西五左衛門
(恭近)

申八月十五日迄

松野源左衛門
(忠近)

終迄

石黒善九郎
(忠久)

(中略)

一、今般五拾間御長屋出来、下物ニ付、石川御門之節被
下方等之趣、主付頭中江相達也、

六月迄

申八月今

終迄

御普請初今

酉五月迄

御普請初今申

□月廿六日迄

同断

申二月十六日

御免

右、昨日書附頭中江相達也、

九月一一日

金沢城二ノ丸広式の屋根、修復完了する。

24 「高畠厚定職事日記」 寛政元年九月一二二日条

金沢市立
玉川図書

館加越能文庫蔵

一、二ノ御丸御広式屋根、昨日切相済也、

九月一三日

加賀藩、金沢城二ノ丸楽屋多門の屋根の修復

中村甚十郎
（守富）

に着手する。同月一三日に修復完了する。

25 「高畠厚定職事日記」 寛政元年九月一三日条

金沢市立
玉川図書

高□十右衛門

一、御楽屋多門屋根、今日ヨリ取掛也、

岩田内蔵助

26 「高畠厚定職事日記」 寛政元年九月二四日条

金沢市立
玉川図書

館加越能文庫蔵

一、御楽屋多門屋根、昨日切出来也、

脇田源左衛門

一、御楽屋多門屋根、昨日切出来也、

祐忠
秀堅

寺西十左衛門

九月

加賀藩、金沢城二ノ丸菱櫓について調査する。

27 「高畠厚定職事日記」 寛政元年九月八日条

金沢市立玉川
図書館加越能

文庫蔵

一、菱御櫓かたかり有之由ニ被聞召候、御作事奉行・内
作事奉行罷出、御大工召連相糺可申上旨、御城代ヨ
リ被仰渡、左之通紙面御達申也、

菱御櫓建方ひつミ有之様相見候之様被聞召候段被

仰出旨被仰渡候ニ付、先達而御大工手前遂僉義候所、
御建方かたかり申儀無御座旨申聞、其段御達申上候
処、得与曲尺等相糺可申上旨、重而被仰出旨被仰渡、

よつて焼失したため、詳細は不明である。

奉得其意候、依而私共内作事奉行罷出、御大工等召連大曲尺を以、土台等ヨリ相しらへ、下ケ振等為下

九月

加賀藩、京都において素焼瓦を焼かせる。

〔高畠厚定職事日記〕 寛政元年九月一〇日条
官印既老文草或

金沢市立
玉川図書

所二ヨリかたかり有之様ニ
先達而も申上候通見請、
相見工候哉与奉存候、
右御達申上候、以上、

九月八日

高畠五郎兵衛
吉田八郎太夫
小寺武兵衛
煩
（惟孝）
（兼忠）

(中略)

紙面今日ノ所末ニ記置也

一、京都詰人工素燒瓦見本請取段及返書、運賃之儀早速
申越有之様ニ申遣也、

28 「高畠厚定職事日記」 寛政元年九月一二日条
館加越能文庫蔵

金沢市立
玉川図書

本多安房守様
村井又兵衛様
(長穹)

村井又兵衛様

一、御城代方ヲ被仰渡ハ菱櫓ヲ木坂ヨリ御覽被遊時ハかたり、軒口ニ見工候段被仰出候間、其訳紙面出候様ニ被仰渡也、

候様二被仰渡也、

〔解説〕この頃、二ノ丸菱櫓に傾き・ひずみが観察されたらしいが、右の通り、御大工の調査等によつて菱櫓には一切傾き・ひずみのないことが確認された。その後、菱櫓は文化の大火に

一、初二記置京地瓦之紙面、左之通、

御作事方御用素燒瓦、於京都出来、直段之儀、先達而申越候ニ付、冬中しみ堪之義如何可有之哉、是迄雪国ニ相廻候儀在之候哉、瓦師手前遂僉義可申越旨重而申遣候所、則瓦師手前僉義有之候所、先年越前江相廻候義も有之候得共、堪之義ハ如何有之候哉相

宜旨、瓦師申聞候段、高畠直右衛門等々申越候ニ付、
左候者見本瓦并直段等之義、得与遂僉義可申越旨申

30 「高畠厚定職事日記」 寛政元年一二月二三日条

玉川図書
館加越能文庫蔵

遣候所、見本瓦^{〔指〕}越遂見分候所、隨分宜、御當地素
燒瓦位ニも可有御座候哉与被存候、直段之儀ハ丸平

円百枚ニ付、八拾目宛、運賃等之儀ハ追而可申越旨、
梅才記^ノ申越候、猶更運賃等申來次第、宮腰^ノ取寄

候駄賃物様銀高御達可申上候、以上、
西九月十日

高畠五郎兵衛^{〔厚定〕}

矢部友右衛門^{〔成尺〕}

吉田八郎大夫^{〔兼忠〕}

本多安房守様^{〔政行〕}

村井又兵衛様^{〔長弓〕}

31 「政隣記（耳目甄錄）」一五
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記〕耳目甄錄 拾五・拾六〕
七日 〔三月〕 朝五半時過、上御台所御横目同心伊藤喜兵衛^{〔正慶〕}、金
沢城二ノ丸台所にて自害する。

〔解説〕 素焼瓦の利用先は判然としないが、金沢城代二名に右の
報告が行われている点から推せば、金沢城内での利用も想定で
きる。

二月二三日

加賀藩、金沢城二ノ丸御殿柳の間廊下の胎内
くぐりの普請に着手する。

寛政二年（一七九〇）

者、同所於詰所自害相果候ニ付、當番御大小將横目
小原物^{〔惟彩〕}左衛門、御台所奉行土師清吉・堀部^{〔弘通〕}五左衛門
遂内見分言上、重而夕七時過、當番御大小將横目今
村^{〔量景〕}三郎大夫見分^{〔注記〕}「是ハ被仰出之趣有之、再見与云々」、
尤清吉等も見分、相済候上、死骸^{〔通〕}淡紙二包之、板戸
ニ載セ、御台所壁を抜、組頭溜之前空地江出之、夫
々縁取廊下通新口へ持出、橋小御門ハ右の方小口^{〔口〕}、

石川御門ニ而者左の方小口ヲ持出之〔附〕、右小口・左

小口之義、平日往来無之小口也〕、右一件取嗜者都而御

台所奉行・御城代懸合也、御横目ハ見分迄ニ而外

ニ取嗜之趣者無之、〔注記但、自害所刃板鋪取替、塩水ニ而掃

除等夜五時過相済、附、元禄六年上御台所小者溜ニ而自害、

右以来於二之御丸之變死無之由云々〕

八月一日

前田治脩、金沢を発ち、同月一三日、江戸に

到着する。次いで九月一日、江戸城に登り、

参勤の挨拶をする。

32 「御触并御返書留」三三一 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

猶以、難被罷出人々ハ、其段名之下可被書記候、
以上、

来月朔日、御発駕之筈ニ候条、当廿九日四時ヲ九
時迄之内被登城、可被相伺御機嫌候、病氣等之
面々者、御用番宅迄以使者可被申越候事、

一、来月朔日例月之出仕者相止候事、

右之趣、可被得其意候、以上、

七月廿六日

御相組中殿 奉得其意候、

横山山城

〔隆徳金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

33

「諸事被仰出日記」寛政二年八月朔日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

一、今日六時過之御供、揃ニ而、五時過、御機嫌克

御發駕被遊候、

34 「江戸幕府日記」寛政二年九月朔日条

〔立公文書館内閣文庫蔵〕

御黒書院

参勤

〔銀拾五枚
卷物二十〕

御白書院

〔前田治脩松平加賀守〕

松平加賀守

八月一日

前田治脩、金沢を発ち、同月一三日、江戸に

到着する。次いで九月一日、江戸城に登り、

参勤の挨拶をする。

32 「御触并御返書留」三三一 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔銀馬代
纏廿筋〕

同

松平加賀守家来

〔政均
本多頼母〕

津田修理

八月同

前月十三日、御機嫌能御着府、同廿七日、以

上意、当朔日、

使松平伊豆守殿被為蒙

〔信明
政均〕

上意、当朔日、

御登城、於御黒書院御参勤之御礼被

仰上、殊

御懇之上意、本多頼母・津田修理

〔政均
政本〕

御目見被 仰付、重疊難有御仕合被 思召候段、御書を以被 仰下候事、

36 「諸事被仰出日記」 寛政二年九月一三日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文庫蔵

一、前月廿七日、御參府三付、為上使老中松平伊豆守（信明）殿を以、上意有之、當朔日、為御禮御登城、於御座之間御礼被 仰上、御家來奥村河内守・本多頼母（政均）御目見被 仰付候旨申來、

37 「政隣記（耳目甄錄）」一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄 拾五・拾六

朔八月日 御先立揃、曉七時過三而六時過御供揃、五時過、大御式台（ノ）御馬三而御發駕、御供御家老本多頼母（政均）殿、御道中奉行・御行列才許相兼、御小將頭堀平馬、御步頭御用人遠藤両（直烈）左衛門、御大小將御番頭神保儀右衛門、同御横目今村三郎大夫・前田權作、御筒押物頭並聞番長瀬五郎右衛門、御弓押御持弓頭和田権五郎、御長柄鎧押御大小將阿部波江、其外御近習御用部屋横浜善左衛門、御近習頭生駒伝七郎等、

（前田齊敬）

（前田利考）

八郎右衛門、実檢之御間入口少此方二扣罷在、披露

寛政二年

御奏者番御使者之趣唱之、御年寄衆等都而前々之通但、御發駕後、御見立ニ罷出候頭分以上、御席へ罷出、御用番江恐悦申述退出、

御送被申上候事、

附記、五日朝、境（ノ）之御飛脚來着、御道筋左右御廻り、御鐵砲三而鷺一・山雉一・鶲一・鴉三御打留、且十三日、御日団り之通御着府之段、同日立御飛脚、廿一日來着告來、

（中略）

（九月）

十五日、一昨日安房守殿（本多政行）ノ一役等連名之依御廻文、今朝五時人持・頭分登城、御帳三付、例月出仕之面々、柳之御間列居、御年寄衆等被謁、其節今度就御參勤、前月廿七日、上使松平伊豆守（信明）殿を以、被蒙 上意、同廿九日、御老中方御連名之依御奉書、当月朔日、御登城、於御黒書院御參府之御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、本多頼母・津田修理（政本）御目見被 仰付之旨之御弘、御用番安房守殿御演述、

金沢に地震あり。

38 「政隣記（耳目甄錄）」一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記 耳目甄錄 拾五・拾六〕

〔六月〕十一日 五時、御供揃二而宝円寺へ

教千代様御参詣、今晩五半時過、余程之強地震、

八月一六日

前田斉敬（教千代。治脩養嗣子。重教の子）、金沢を発ち、九月六日、江戸に到着する。

39 「御触并御返書畠留」三三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〔前田斉敬〕当十六日、

教千代様御発駕之筈三候条、御発駕之御様子被承合、為御祝詞御用番宅迄可被罷出候、病氣等之面々者、使者を以可被申越候事、

八月十二日

長大隅守
（連起）

御名殿 奉得其意候、

御相組殿

但、河野弥次郎殿無之、
（通堅）

40 「諸事被仰出日記」寛政二年八月一六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文庫蔵

一、今日四半時之御供揃二而、八半前、御機嫌克從金
谷御 〔殿〕〔前田斉敬〕□教千代様御発駕被遊、為恩悅同日、頭分以上
布上下着用、御用番宅江参出、

41 「諸事被仰出日記」寛政二年九月一四日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、当六日、教千代様御機嫌克江戸御着之旨申来、
〔前田斉敬〕

42 「政隣記（耳目甄錄）」一五

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記 耳目甄錄 拾五・拾六〕〕

〔八月〕十六日 快晴、教千代様、四半時之御供揃二而八時頃、

御発駕、御供奥村河内守殿、御近習御用人持組織田
〔益方〕〔尚寛〕

主税・前田左衛門等、御附之諸頭等、御大小將御旅

館取次羽田伝左衛門等、正月晦日記之通、会所奉行

加入堀八郎左衛門、割場奉行、御先三品八御筒押松

田治右衛門 〔備録〕〔注記〕「芝御広式附物頭並」、御弓押河野弥次郎
〔注記〕

〔御身附物頭並〕、御長柄押八野村順九郎 〔信精〕〔注記〕「御大小將」、

御袋之方御一宿下り二而江戸表江被罷越、今夜森下

泊、教千代様今夜津幡 御泊、但、山之下・不親
知・駒返り等高波三而御通行難被為成、境二五ヶ

日 御逗留之処、一日御追込二而、九月六日 御着
府之段、同月十四日、江戸の御飛脚を以申来、

申談候事、

一一月一日

前田斉敬（教千代）、勝丸、次いで犬千代丸と

改め、同月二日、又左衛門利博を称する。

43 「諸事被仰出日記」寛政二年一一月条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、当朔日、
前田斉敬 教千代様御名 勝丸様二御改、同日犬千

代様二御名被進旨申来、

一、当二日、犬千代様御名 又左衛門様二御改之儀、

於 御前被進、御実名利博公、

一、同日、御老中方江前田信濃守殿御同道二而御廻勤被

遊候旨申来、前田治脩 中将様氣滞二付、信濃守殿御頼之旨、

44 「御触并御返書留」三三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前田斉敬 教千代様御名、一月 当月朔日、

勝丸様与御改、重而 御代々之御名三付、同日、

犬千代丸様与御改、翌朝、

又左衛門様二御改被遊候、此段何茂江申聞候様被 仰

出候、且又 御実名

利博博 様与奉称旨、奥村尚寛 河内守等申来候、

右之趣、同役中伝達、組支配之人々江茂相達候様可被

寛政二年

一一月一五日

45 「御触并御返書留」三三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

定番頭江

前田斉敬 又左衛門様

御名乗字、トシヒロ 利博利博 様与奉称候、御家中之

人々、実名

御名乗字同字有之候ハ、相改可申候、文字ハ違候而
も唱同事ニ候ハ、唱替可申候事、

戌十一月

46 「政隣記（耳目甄録）」一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 拾五・拾上

今月朔日 於江戸

前田治脩 教千代様御名、御吉例二付

勝丸様与御改、重而 御

代々之御名三付、犬千代丸様与被称、且又翌二日、

又左衛門様与被称候段、同日御席へ頭分以上四、五

人宛御呼立、右之趣可申聞旨被 仰出候段、本多

頼母殿被申渡、各拝聴退、

但、何も常服二而罷出、御帳并恐懼勤も無之候事、

前田治脩、養嗣子斉敬（利博）を同道して江戸城に登り、徳川家斉と対面する。

47

「江戸幕府日記」寛政二年一一月一五日条

国立公文書館
内閣文庫蔵

御白書院

初而
御目見

加賀守養子

松平又左衛門

御目見之御札

松平加賀守

金沢市立
玉川図書館

48 「諸事被仰出日記」寛政二年一一月二八日条

（御太刀一腰
銀三拾枚
卷物十
御馬二疋
館加越能文庫蔵）

卷物十

一、今日、諸頭登城、御弘左之趣、

（前田斉敬）
又左衛門様、御目見御願之儀、去七日、御用番

松平伊豆守殿江被仰達置候所、同十四日、御老中

方御連名之御奉書到来、翌十五日、御同道御登城

可被成旨申来候三付、則御登城被成候所、於御

書院御目見被仰上、

（前田治脩）
中将様二茂御札被 仰上、重而 御両殿様御一所

被為召、御着座被為 仰付、御懇之 上意被為

白書院
御目見被 仰上、

（前田治脩）
中将様江も御札被 仰上、重而

蒙、重費悉御仕合被為 思召候旨、拙者共迄以
御書被 仰下候事、

教千代様御名、当月朔日、

勝丸様与御改、重而 御代々之御名二付、

犬千代様与御改被遊、翌朝、

又左衛門様与御改被遊候、此段何茂江申聞候様

被 仰下候、且又 御実名

利博様与奉称旨、河内守等々申来候、

右之趣、同役中伝達、組支配之人々江も相達候様

可被申談候、

但、今日登城無之人々者、向寄々可被申談候事、

49 「御触并御返書留」三二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

（前田斉敬）
又左衛門様 御目見 御願被遊候趣、去七日、御用

番松平伊豆守殿江被 仰達置候所、同十四日、御老中

方御連名之御奉書到来、翌十五日、御同道 御登

城可被成旨申来候三付、則 御登 城被成候所、於御

書院御目見被仰上、

（前田治脩）
中将様二茂御札被 仰上、重而

被為召、御着座被為 仰付、御懇之 上意被為

殿様御登 城被成候様、前晚御老中方御連名之御奉

書到来、則御登 城被遊候処、

別紙之通、可被得其意候、以上、

二月十九日

長大隅守
(連起)

又左衛門様御儀、於御黒書院 御目見、御一字御拝

領、被為任正四位下少将二、御盃・御肴御頂戴、御腰

物御拝領、御懇之被為蒙 上意、

中将様(前田治館)二も御礼被 仰上、御懇之被為蒙上意、重疊難

有御仕合被 思召候、此段何茂江可申聞旨、以 御書

被 仰下候、

御名佐渡守様、御実名

齊敬(タカ)様与被称候事、

今日登 城之上、別紙壹通、御用番(本多政成)玄蕃助殿御渡被

成候写相廻之申候、右為御祝詞、今日・明後日中年

寄中等宅江相勤可申候、幼少・病氣等二而今日登 城

無之面々へハ、向寄令致伝達、御用番宅江以使者御祝

詞可申上等二御座候、以上、

二月十九日

御名

御相組中様

御筆頭中様(但、指急候事故、
御廻状二通也)

尚以、指急候事故、廻状致兩通指出候、以上、

——殿

留主居

前田式部殿
(孝始)

御名殿

青山殿

長大隅守

別紙之趣、被得其意、有無之儀當廿五日迄可被申聞
候、以上、

二月廿日

佐渡守様御名乘、御一字御頂戴、齊敬(タカ)様と奉称候、

御家中之人々実名同字有之候者、相改可申候、文字八
違候而も唱同事二候者、唱替可申事、

亥二月

御名殿
御相組中殿

53 「諸事被仰出日記」 寛政三年二月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

佐渡守様御実名 トキタカ 齊敬様^{ナリタカ}与被称候事、

54 「政隣記（耳目甄録）」一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 拾五・拾六

十二月 二十九日 昨日依御廻状頭分以上登 城、御帳ニ付、柳之

御間列居之処、御年寄中等御列座、御用番^{玄蕃}_{本多政成}助殿

左之通御演述、

又左衛門^{前田音致}様御元服可被 仰付候条、当十一日、

御両殿^{前田治脩音致}様御登 城被成候様、前晚御老中方御連名之

御奉書到来、則御登 城被遊候処、

又左衛門様御儀、於御黒書院 御日見、御一字御

拝領、被為任正四位下中将ニ、御盃・御肴御頂戴、

御腰物御拝領、被為蒙 御懇之 上意、

中将様ニも御札被 仰上、御懇之被為蒙 上意、

重置難有御仕合被 思召候、此段何茂江可申聞旨、

以 御書被 仰下候、御名

佐渡守様 御実名 ナリタカ 齊敬様^{ナリタカ}与奉称候事、

付札御横目江

今日御弘之為御祝詞、今日中又八明後廿一日、年寄

中等宅江罷出被申候、幼少・病氣等ニ而今日登城無

之人々ハ、向寄々伝達、為御祝詞御用番宅へ以使者
申越候様可被申談候事、

二月

右、御用番御渡之旨等、御横目中申談之事、

三月一三日

前田治脩、帰国を許可され、同月一五日、江戸城に登る。次いで同月一八日、江戸を発し、四月二日、金沢城に到着する。

55 「江戸幕府日記」 寛政三年三月一二日条

国立公文書館内閣文庫蔵

上使松平越^{定信}中守

松平加賀守^{前田治脩}

右、御暇被 仰出候ニ付被遣之、

56 「江戸幕府日記」 寛政三年三月一五日条

国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

御暇

御馬^{前田治脩}被下

松平加賀守^{前田治脩}

松平加賀守家来

卷物五

同

57 「諸事被仰出日記」 寛政三年三月二十五日条
文庫蔵 奥村河内守(尚寛)
政均 本多頼母

一、今日出仕以上之人々江御用番令以廻状左之通申来、

当月十三日、以

上使松平和泉守殿御國許江之 御暇被 仰出、

白銀・御卷物御拝領、從

御台様茂以中島三左衛門殿御卷物御拝領、同十五

日、右為御礼 御登城被成候所、於御黒書院

御日見、御懇之 上意、殊二 御鷹・御馬御拝

領、且又、奥村河内守・本多頼母(政均)

御前江被召出、其上御卷物頂戴之、重疊難有御仕合

合二候旨、拙者共江以 御書被 仰下候事、

三月

58 「御触并御返書留」 三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

当月十三日、以 上使松平和泉守殿御國許江之御暇
行敷 被 仰出、白銀・御卷物御拝領、從
行敷 御台様茂以中島

三左衛門殿御卷物御拝領、同十五日、右為御礼 御

奥村河内守(尚寛)
政均 本多頼母

登 城被成候廻、於御黒書院 御目見、御懇之上使、
 殊 御鷹・御馬御拝領、且又奥村河内守(尚寛)・本多頼母(政均)
 御前江被 召出、其上御卷物頂戴之、重疊難有御仕合
 二候旨、拙者共江以 御書被 仰下候事、

三月

59 「御触并御返書留」 三三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

猶以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、
 以上、

明後廿九日、高岡令 御着城之筈二候条、御着之御
 様子被承合登 城、可被相伺 御機嫌候、若 御着
 七時以後二候者、翌晦日四時令九時まで之内可被罷出
 候、病氣等之面々者、御用番宅迄以使者可被申越候、
 以上、

三月廿七日

前田大炊(孝友)

御名殿 奉得其意候、

御相組中殿

60 「諸事被仰出日記」 寛政三年四月朔日条 金沢市立玉川図書
館加越能文庫蔵
 一、御前、当月十八日、江戸御発駕、廿五日、糸井川
 駅姫川満水、三日半日御滞留、廿九日、境駅江御着、

追々早飛脚到来、今暁高岡御泊り、明二日、御着城之段、四月朔日四過申来、

61 「諸事被仰出日記」 寛政三年四月二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日七時、御機嫌克 御着城、夜前高岡御泊、御供揃暁ヶ八時之由三而、七過御発駕、糸井川魚三三日半日御滞留之由、江戸表御礼使本多政恒内記、七半過発足、

62 同三日

〔三月〕

〔政隣記〕

〔耳目甄錄〕

一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

上使御老中松平和泉守殿を以、御国許へ之御暇被蒙 仰、御例之通御拝領物、従

〔広大院〕

御台様も御使中島行敬三左衛門を以、御例之通御拝受物

十五日、御登 城、御暇之御札、御鷹・御馬等御例有之、

之通御拝領之事、

〔中略〕
同日、
〔四月二日〕
〔前田治脩〕
〔政行〕

中将様今暁八時御供揃三而、同刻過高岡御発駕、夕

七時頃、御機嫌能 御着 城、御表式台鏡板江 御

城代本多安房守殿并御家老・若御年寄被罷出御意有之、御年寄中橋爪御門外三之御丸之側へ罷出、役義

御前、左之通被 仰付、

御城方御用 村井又丘長空衛代

前田大炊

63 「諸事被仰出日記」 寛政三年五月朔日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日於 御前、前田大炊孝友、御城代被 仰付、

札被為請、且於

64 「政隣記」

〔耳目甄錄〕

一五

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

政隣記

〔耳目甄錄〕

拾五・拾△

朔日

〔五月〕

四時頃、出仕之面々一統御目見、夫々家督等之御

才記者昨朔日記之通三而、氣滞二付自宅江御跡を帰着、直三役引之処本復二付、五月十五日より出勤之事、

五月一日

前田治脩、前田孝友大炊を金沢城代に任命する。

之人持・頭分等罷出、夫々御意有之〔注記〕、頭分以上迄也」、御式台階上江御近習之人々并御医師罷出、御白洲へ定番頭・御留守居物頭罷出、御式台置之間へ御大小将御番頭・御大小将列居、敷付へ御近習頭・御表小将罷出、御先立若年寄衆被相勸候事〔注記〕一横山又五郎殿也」、御供人前記ニ有之通夫々帰着、河地才記者昨朔日記之通三而、氣滞二付自宅江御跡を帰着、直三役引之処本復二付、五月十五日より出勤之事、

一〇月三〇日

一〇月二二日

前田治脩、学校の普請「手伝」を本多政行
(安房守)に命じる。

65 「諸事被仰出日記」寛政三年一〇月二二日条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

一、今般学校御普請御手伝、本多安房守江御頼之旨、今

日被 仰渡、

一〇月二七日

前田治脩、年寄役・家老・若年寄に蓮池馬場
での乗馬を命じ、次いで御亭にて紅葉見物を
許可して酒肴を振る舞う。

66 「諸事被仰出日記」寛政三年一〇月二七日条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

一、今日、於蓮池御馬場、年寄中・御家老・若年寄江乗
馬被仰付、其以後、御亭ニ而紅葉拝見、御吸物・御
酒・御肴被下、六時過、相済、

金沢城白鳥堀の松の木、風雨のため倒れる。
67 「政隣記(耳目甄録)」一五

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録 拙五拾二

晦日(二月) 晓風向強ク候処、外御廓之内・白鳥堀岸ニ有之松根
覆り、鎗留番所之前通り江倒れ、依之御年寄衆等者
河北御門々登 城、其外ハ倒レ候枝之間々往来不支、
是余程之大木故也、于時又十一月廿三日曉ニも烈風
雪ニ而同所之大木松根覆り、右同断之事、

一〇月

加賀藩、学校（明倫堂・経武館）の普請を開始する（翌年二月に竣工）。

68 「明倫堂経武館棟札写」

金沢市立玉川図書館清水文庫蔵

治脩公御代

御奉行

奥村河内守平尚寛

御作事奉行

矢部八郎右工門藤原成尺

御大工頭

清水治左衛門峯允

厥初

御横目

矢田半平源直強

御大工主附

清水多四郎輒亮

乾兎離震

治脩公金沢靈地大成殿之基址既定而救養民間之人材紹

先君の大統今茲

寛政三年有明倫堂経武館之

嚴命而今冬月初執斧百工相与図焉全十二月建

巽坎艮坤

柱勵勤其業進之全四年二月遂成就依各書姓名納諸梁上仰願無風雨水火

雷震之難而長賜於国家安全之基云爾

主附

太音主馬藤原厚續

内作事奉行

谷猪左衛門以直

脇田瀬兵衛藤原尚尺

御横目

前田大炊曾原孝友

御大工頭

篠田七郎兵衛政博

治脩公御代

御奉行

奥村河内守平尚寛

御作事奉行

矢部八郎右工門藤原成尺

四神相應之靈場肇

横山山城小野隆徳

御大工頭

清水治左衛門峯允

泰雲院殿有武学校造宮之

前田大炊曾原孝友

御大工主附

中村八郎兵衛知之

乾兎離震

小塙貞宮橋行正

御大工頭

清水多四郎輒亮

治脩公撰金沢之靈地而喜惠後世紹

正田半平源直強

御大工主附

篠田七郎兵衛政博

武学校造宮之

先君之大統今茲寛政三年

御大工頭

中村八兵衛知之

四年春二月終成就依而各書姓名納諸棟上仰願無風火雷震之難而長此賜

松野源左衛門藤原恭進

御大工

松田与助直高

主附

大音主馬藤原厚續

御作事奉行

谷猪左衛門以直

脇田瀬兵衛藤原尚尺

御大工

松野源左衛門藤原恭進

69 「越登賀三州志」 来因概覽附錄二 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

寛政三年九月ヨリ学校興造、翌春落成ス、

【解説】

学校造営と同時代に編纂された富田景周「越登賀三州志」來因概覽附錄二では、寛政三年（一七九二）九月の起工と

あるが、本書では棟札（明倫堂経武館棟札写）の記載に従い、

その年代を同年一〇月とする。なお、『加賀藩史料』一〇（寛政四年）「一七九二二月一日条」では「棟札之写」として、明

倫堂の棟札記載をのみ掲出する。

三月二日

前田治脩、新たに開いた学校を訪れる。

71 「御触并御返書留」三四 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

尚以、不被罷出面々ハ、其段名ノ下ニ可被書記候、
以上、

寛政四年（一七九二）

閏二月二一日

前田治脩、金沢城内を見分する。

70 「政隣記（耳目甄録）」一六 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

〔閏二月〕
〔政隣記耳目甄録拾五・拾六〕

廿一日 八時之御供揃三而御城中御巡見、奥之口より御出、

五十間御長屋并橋爪御櫓御覽、唐御門より御門・

土橋御門・甚右衛門坂御門辺御見通シ、御宮坂御門・

西町口辺御見通シ、石川御門統御櫓御覽、南御門・

横山藏人殿 〔政寛〕 奏得其意候、

閏二月廿五日

前田大炊 〔孝友〕

来月二日、学校御開に付、学頭新井白蛾江孝経講釈被仰付、御前御出御聽聞被遊候、其節頭分以上望次第聽聞被仰付旨被仰出候条、被得其意、熨斗半袴着用、朝六半時過、学校可有参出候、其節御作法之儀ハ、御横目江御作法書相渡候間、当廿七日朝五つ時より九つ時迄之内登城候而、右御作法書可有披見候、以上、

東之丸八枚戸御覽、御本丸・薪丸御立帰、埋御門・松坂御門・玉泉院様丸・金谷御門・堂形御馬場御入口より御見通御立帰、奥ノ口より御帰殿、

到着する。次いで四月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

三田村虎次郎殿

津田外記殿

河野弥次郎殿

72 「諸事被仰出日記」 寛政四年三月二日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
館加越能文庫蔵

一、今日、学校御開キニ付、五時過、学校江御出、頭

分以上望之者予參、委細別帳ニ記、

73 「政隣記(耳目甄録)」一六

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録 捧五・拝二

二日

前記前月廿七日等ニ有之通、今朝五時御供揃ニ而

同刻過御出、両学校江被為入御供致、前月廿二日記之通ニ而、御大小將御番頭當番今奥村十郎左衛門

規

御相組中殿

御名殿 奉得其意候

長大隅守

74 「御触并御返書留」三四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

尚以、難被罷出人々者、其段名之下ニ可被書記候、

以上、

当六日、御発駕之筈ニ候条、四日四時今九時迄之内被登城、可被相伺御機嫌候、幼少・病氣等之面々者、

御用番宅迄以使者可被申越候、以上、

三月朔日

長大隅守

75 「諸事被仰出日記」 寛政四年三月六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、全晴、六半時御供揃ニ而、五ツ時、御機嫌克御

發駕、高岡御泊り、御供御家老横山々城・今枝内記、

隆送

76 「諸事被仰出日記」 寛政四年三月二十七日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

法書之通御駕籠横付等之事、

三月六日

前田治脩、金沢を発し、同月一八日、江戸に

一、当十八日、御日団り之通、江戸表江御機嫌克御着之旨、中飛脚到来、

77 「江戸幕府日記」 寛政四年四月朔日条

国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

参勤

(前田治脩)
松平加賀守(銀五拾枚)
卷物式十
御白書院

(中略)

松平加賀守家来

横山山城

今枝内記

78 「諸事被仰出日記」 寛政四年四月一五日条

(金沢市立玉川図書館加越能文庫藏)

(縹廿筋)
銀馬代

同

文庫藏

一、前月廿八日、上使御老中戸田采女^(氏教)正殿ヲ以、被蒙
上意、当朔日、御参府御礼如御例被^(隆従)仰上、御懇之
上意、御供御家老横山々城・今枝内記^(易直)御日見被^(易直)仰
付候旨、

右、今日出仕之面々江御用番演述、

79 「御触并御返書留」三四

(金沢市立玉川図書館加越能文庫藏)

前月十八日、御機嫌能御着府、同廿八日、上使戸田采女^(氏教)正殿を以被蒙上意、当朔日、御登城、於御黒書院御札被仰上、殊御懇之上意、横山々城・今枝内記^(易直)御目見被^(隆従)仰付、重畠難有御仕合三被^(隆従)思召候由、以御書被^(易直)仰下候事、別紙両通之趣、夫々可申談旨、御法事御奉行又兵衛殿被仰聞候条、御承知被成、御同席御伝達可被成候、以上、

五月

人持衆中

80 「政隣記(耳目甄録)」一六

(金沢市立玉川図書館加越能文庫藏)

六日

(三月)
快天、前記御供揃二而五時過、表御式台ヨリ御發

駕、鑑板江

龜^(前田齊広)万千殿御送、御年寄衆等前々之通被罷出、人持・

頭分も前々之通罷出、御發駕後御席江出、御用番

大隅^(長連起)守殿江恐悦申述退出、

(中略)

廿八日

(中略)

(前田治脩)

中将様^(前田治脩)今月十八日暁五時、御供揃二而同刻頃、浦輪駅御発駕、前記有之通蕨駅御中休、御下邸江御立寄、四半時頃、御上邸江御着府、為御茶請^(待)出雲守様并前田大和守殿・前田信濃守殿、其外御勝手座敷江御

出入衆前田安房守殿等廿人余御出、一汁五菜之御料理等、後御菓子迄夫々出、御城坊王衆等も夫々御出入之分參上、右於御席之御對顔等有之、八時頃御出、

御白書院

御暇

松平佐渡守
（前田齊敬）

御馬被下

御老中方御廻勤、

（中略）

甘八日 上使御老中戸田采女正殿を以、就御參府御懇之

（氏教）

被蒙 上意、御作法御例之通、四月朔日、御登城、

（隆徳）

御參勤之御札被 仰上、御懇之上意且横山山城・今

（易直）

枝内記 御目見等御例之通候段、追々江戸令申来、

四月二五日

前田齊敬、帰国を許可され、同月二八日、江

戸城に登る。次いで五月七日、江戸を発し、

同月一九日、金沢城に到着する。

81 「江戸幕府日記」寛政四年四月二五日条

（氏教）

上使戸田采女正

（前田齊敬）

右、就御暇被遣之、

卷物二十

松平佐渡守

五月十一日

83 「諸事被仰出日記」寛政四年五月一一日条

文庫藏

一、今日、諸頭登城、左之通御用番演述、

佐渡守様御国許江之御暇御願置被成候所、前月廿

（前田齊敬）

五日、以 上使戸田采女正殿御暇被

（氏教）

物御拝領、従 御台様茂安藤長左衛門殿以御卷物

（広大院）

（定賢）

御拝受、同廿八日、為御礼御登城被成候所、於御

白書院 御目見被仰上、其上御着座三而御懇之

上意、殊ニ御鷹・御馬 御拝領、中将様三茂

御目見、御懇之被為蒙 上意、重置難有御仕合
被思召候、此段何茂江可申聞旨、拙者共迄以

御書被 仰下候事、

82 「江戸幕府日記」寛政四年四月二八日条

（氏教）

松平佐渡守

（前田齊敬）

84 「御触并御返書留」三四 金沢市立玉川図書館加越能文庫藏

前田齊敬
佐渡守様御國許江之御暇御願置被成候処、前月廿五

日、以
上使戸田采女正殿御暇被仰出、御卷物御拝

領、從

御台様も以安藤長左衛門殿御巻物御持受、同廿八日、
〔庄大院〕〔定賀〕

為御札 御登城被成候処、於御白書院 御目見被仰上、其上御着座二而御懇之 上意、殊御鷹・御馬

御拝領

中將様ニモ 御目見、御懇之被為蒙上意、重置難有
御仕合被 思召候、此段何もヘ可申聞旨、拙者共迄

以御書被仰下候事

今日登城之上、御用番玄蕃助殿別紙毫通御渡被成

候写、相廻之申候、右為御祝詞今日·明後日中、年

寄中等宅へ相勤可申候、且又幼少・病氣等二而難被

罷出面々者、御用番宅へ以使者申上答御座候、以上
五月十一日 御名

御相組様

前田修理様

成瀬内蔵助様

奥村左京様

文庫蔵 86
—諸事被仰出日記— 寛政四年五月一九日条

金沢市立図書館
加越能

一、今日九時前、前田秀穂佐渡守様御機嫌克、夜前津幡御泊り二
而、金谷御殿江 御着被遊、年寄中・御家老并大音

前田兵部様
(純孝)
前田主殿助様
(実種)
菊池大學様
(武昭)

御筆頭之分指急義ニ付、二訳ニして御廻文之事、
「御触并御返書留」三四 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔前田齊敬〕
佐渡守様明後十九日、津幡令

御着之筈二候条、御着之御様子被承合、為御祝詞御用番宅まで可被罷出候、幼少・病氣等之面々ハ、以使者可被申越候事、

右之趣、可被得其意候、以上、

五月十七日

御名殿 奉得其意候、

1

1

1

御名

文庫蔵 86 「諸事被仰出日記」 寛政四年五月一九日条

金沢市立玉川図書館加越能

一二月一五日

前田治脩、江戸城に登り、参議昇進を伝達される。

正月二日

御名

89 「江戸幕府日記」寛政四年一二月一五日条

国立公文書館
内閣文庫蔵

御座之間

被任宰相

松平加賀守
（前田治脩）

右、於御前被仰付之、

90 「諸事被仰出日記」寛政四年一二月三日条

金沢市立
玉川図書館
蔵

館加越能文庫

一、当十五日、於江戸御座之間ニ而御直ニ宰相御拝任被仰渡候旨、今日早飛脚到来、

91 「御触并御返書留」三五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

（前田治脩）
中将様御儀、旧臘十五日、御登城被成候様、前日御老中方御連名之依御奉書、御登城被成候処、於御座之間御懇之、上意之上、參議御拝任被仰出、難有御仕合被思召候由、拙者共江以御使者被下候、

右之趣、何茂江可申聞、旨御意候事、
今日登城之上、別紙壹通御用番玄蕃助殿御渡被成候写相廻之申候、右為御祝詞、今明日中年寄中等宅へ

（本多政成）
（棒錆抹消）

92 「政隣記（耳目甄録）」一六

（金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）
（政隣記）耳目甄録 拾五・拾六

十五日（二月）昨日被仰出候通、御供揃ニ而六時二歩、奥之

口々御出、御登城、御供人御平常例之通、御番頭御供自分（津田政隣）御横目御供永原半左衛門、上下御供

組頭江守平馬、御使番久能吉大夫、御表小将中村才兵衛、且不時ニ御表小将加藤嘉孟被召連、四時

過御左右相知レ候ニ付、嘉孟早乗ニ而御館江帰、大御門々入、御転任之段演述、夫々御殿詰人一統布上下着用、將又殿中御居残ニ付、四半時頃御三家様御跡々御下り、其節御乗用所迄安芸守様御父子様々御使者宇山貞助与申者被附置、今日之御左右御聞被成度旨之御口上、自分取次、達御聽伺被仰出之上、宰相御拝任之段御返答申演遣ス、夫々肥後守様江御立寄、御膳被召上、自分・半左衛門・聞番御供

（松平容頌）

高田新左衛門江も左之通被下之、（下略）

奉行中席前ニ何茂罷出平伏、下山之節御丁場ニ而
同様之事、

この年

加賀藩の穴生、二十人石切に対し、石切・石
引の勤務に関する条目を通達したという。

93 「戸室山初年号等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵 戸室山
切丁場確認調査報告書 I

戸室山御丁場御縮方之事

一、御石割方之儀、石之筋合詮儀之上取掛、中割・小割
可仕事、

一、角石角脇小づら四方切立作立可申候、石二分難成石
者其通ニ候事、

一、御石作様角石等寸尺等之儀、其節可申談事、
一、御石出来之上見届候、尤帳面ニ可被相記事、

一、火之元堅固之事、

一、御丁場之内、無用之者不可入事、

一、御丁場 御城代為御見分登山之節、別所村辺迄壱人

ハ罷出へく候、其余之儀者其節可申談事、

一、御普請奉行中登山之節、前々之通可被相心得事、

但、石切者無構相勤罷在、昼合御小屋江入候節、

一、御家中役小者御丁場向御用、夫々可申付事、
一、御道具等金沢江持參之貲目、御定之通候事、
一、御道具遣ヒ方一統申談、御不益無之事、
一、役小者參着刻限、六半時之事、
一、役小者參着之上、人高指見届候、若当病人有之節、
杖突詮義之上出不足ニ相立、紙面取立、翌日無相違
為埋理カ可申事、
一、役小者出過人請不申候、乍併杖突ヲ申聞候品ニ候、
出入ニ相立、翌日指引之事、
一、役小者於御丁場、致過杖突より及断候者、遂見
分、御定之通可申付事、
一、御丁場仕廻 御城中同様之事、
一、御道具自然土中江相成候儀有之、見江当り不申候
ハ、小紙ヲ以可被申聞事、
一、御丁場各づ石たり共取出シ申ましく事、
一、御丁場江指出候御道具、朝夕出入改之事、
一、金沢迄登せ、或ハ下シ候御道具等、帳面ニ相記可申

事、
一、不寄何、御益之儀有之候者、可申聞事、

一、鐵道具金沢江修復ニ遣候節、見届候上、燒直等之儀、
小紙ヲ以可申遣事、

一、近年積石小石專切立候条、石形等之儀者、時々可申

談事、
一、交替之儀、登山人待請下山之事、

右之通可被相心得候事、
(文化六年)
巳三月

奥源次郎

後藤彦三郎

後藤小十郎

御扶持人石切中

御縮方之趣、前々ら覺書を以申談置候得共、文化元

年改而申渡候、二十人石切江ハ寛政四年申渡置候通

候事、次第三文面ハ宜相成候、元來戸室山初リ候節、

御縮方等之儀茂無之、甚左衛門了簡相調、同役ヘ申

談候、小紙私共役所ニはり有之候、是ニテハ御縮方

ニテハ無之候、天明年^(マ)御城代ハ御縮方等之義御尋

に付、相調指図候得共、文面甚行届不申、初心之内
なれハ無是非茂事、

【解説】以上、文化六年(一八〇九)に加賀藩穴生が扶持人石切
に付して通達した戸室山石切丁場における勤務に関する条目で
ある。その付記に、こうした条目が二十人石切に対しては寛政
四年(一七九二)に達せられた旨が見出せる。ただし、その条
目の内容は不明である。

寛政五年(一七九三)

三月六日

前田齊敬、

金沢を発し、同月一九日、江戸に

到着する。次いで四月一日、江戸城に登り、
参勤の挨拶をする。

94 「諸事被仰出日記」寛政五年三月六日条

金沢市立玉川図書
館加越能文庫蔵

一、今日五半時、^(前田齊敬)佐渡守様御機嫌克御発駕、今夜高岡御

泊、

95 「諸事被仰出日記」寛政五年三月二一八日条

金沢市立玉川
図書館加越能

二御手自御熨斗鮑御頂戴、御鷹・御馬御拝領、且又
 前田(孝友)・西尾隼人(明義)、御前江被召出、其上御卷物
 頂戴、重疊難有被思召候旨、拙者共江以、御書被
 仰下候、將又今般、

(前田音歌)
 佐渡守様御參府ニ付、前月廿八日、上使松平伊豆守
 殿を以被為蒙、上意、且去朔日、御札可被仰上旨、
 前日依御奉書、御登城、於御白書院御札被仰上候所、
 御懇之被為蒙、上意、

(前田治節)
 相公様二茂御札被、仰上候所、御懇之被為蒙、上意、

難有思召候旨、御意之由、大炊等々申來候事、

99 「御触并御返書留」三五 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前月廿八日、以

上使松平伊豆守殿御國許江之御暇被
モト

仰出、白銀・御卷物御拝領、從

(竹千代)
 若君様右御同人を以御卷物御拝領、從

(広大院) (行歌)
 御台様茂中島三左衛門殿を以御卷物御拝領、去朔日、

右為御札、御登、城被成候所、於御座之間、御目

見、御懇之、上意、殊二

(孝友) 御手自御熨斗鮑御頂戴、御鷹・御馬御拝領、且又前田

(孝友) 大炊・西尾隼人(明義)、御前江

寺西九左衛門殿

御殿(勇次)、奉得其意候、

青山將監殿

別紙之通り被得其意、早速可被相廻候、以上、

四月十八日

長大隅守(連起)

御筆頭様

御意之由、大炊等々申來候事、
 今日、於御城御用番(本多政成)文蕃助殿御渡之別紙相廻之申
 候、以上、

四月十五日

御名

被召出、其上御卷物頂戴之、重疊難有被思召候
 旨、拙者共へ以、御書被仰下候、將又今般、
(前田音歌)
 佐渡守様御參府ニ付、前月廿八日、上使松平伊豆守
 殿を以被為蒙、上意、且去朔日、御札可被仰上旨、
 前日依御奉書、御登城、於御白書院御札被仰上候所、
 御懇之被為蒙、上意、

(前田治節)
 相公様二茂御札被、仰上候所、御懇之被為蒙、上意、

難有被思召候旨、

御白書院御札被、仰上候所、御懇之被為蒙、上意、

(前田治節)
 相公様二茂御札被、仰上候所、御懇之被為蒙、上意、

前田式部殿
(孝始)

篠原監物殿
(清)

佐々木誠善殿
(定則)

100 「諸事被仰出日記」 寛政五年四月一六日条
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文庫蔵

御六人御連名之事、

隼人 御目見、拝領物も被仰付、重畠難有被 思

佐渡守様 御參府三付、前月廿八日、上使松平伊

豆守殿を以、被為蒙 上意、且今日御礼可被仰上候、

昨日依御奉書御登城、於御白書院御礼被 仰上候処、

御懇之被為蒙上意、
(前田治脩) 相公様も御礼被仰上候処、御懇之被為蒙 上意、難

有被 思召候、此段何もへ可申聞旨 御意三候、

一、夜前津幡御泊り、今日五半過、御機嫌克 御着城、
御礼使生駒(直進)右近発足、一ト先御帰り四半時野田御廟
參、

101 「政隣記（耳目甄録）」一七
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同日

「政隣記（耳目甄録）」拾七
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

前田孝友

於御席頭分以上并聞番見習へ左之通大炊殿御演述、

畢而於竹之間頭分以上迄御帳二付、恐悦申上候事、

前月廿八日、上使松平伊豆守殿を以、御国許へ之

御暇被進、白銀・御卷物御拝領、従

若君様右御同人を以、御卷物御拝領、従
(竹千代)

御台様も中島三左衛門殿を以、御卷物御拝領被成

候、昨廿九日依御奉書、今日御登 城被成候処、於

御座之間御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、御手

自熨斗鮑 御頂戴、御鷹・御馬御拝領、次二大炊・

(中略)
四日 (四月三日) 一昨日記之通、御供揃二而今日夕七時過、御例之

通表御式台令 御発駕、

(中略)

(中略)

同日 (四月三日) 去十六日、金沢発之中飛脚、戌上刻江戸着、左之

通申来、

相公様御道中御日岡之通御通行、十六日朝五半時頃、
御帰城、追付之御供揃二而、野田

泰雲院様御廟江 御參詣、且御帰國為御礼、公辺江

之御使生駒(直進)右近、御目見被 仰付候後、御年寄衆

於席御例之通紗綾二卷・御羽織被下之、披露御大小

将杉原安左衛門、
（一得）

但、生駒右近、廿七日江戸参着、

一〇月二五日

富山藩江戸藩邸、焼失する。

102 「政隣記（耳目甄録）」一七

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
『政隣記』耳目甄録 指七

廿二〇月
廿五日 暮時前、下谷茅町出火与御櫓近板打候二付、火

消壱番宮崎藏人、

（元生）直賢 二番大脇鞍負、御人數召連押出候

処、火事所 （前田利謙） 出雲守様御借地御囲之内、御長柄小者

之御貸長屋の出火二付、為防候処、御長屋十二筋并

御廐八焼失、其外ハ防留之、然処無縁坂町家へ火移、

此所二而も講安寺本堂并町家三軒八防留候内、榎原

（政教） 式部大輔殿御中屋敷へ飛火等二而燃付、本家ハ不残

焼失、門・長屋・土蔵者防留之候内、北風烈々、飛

火等所々ニ有之、湯島切通等の天神大門迄江焼抜、

立花出雲守殿焼失、此辺ニ而此方様御人數消口都合

十二ヶ所有之、右の段々焼通り、下谷和泉橋通、夫

今須田町・今川橋通へ焼抜ケ、遠火ニ相成候三付、

夜九時前、一二番火消帰入有之候、右火事、日本橋

河岸ニ而翌廿六日昼九時前及鎮火、右火事ニ付、一
統御館へ罷出候処、夜九時前ニ至遠火ニ相成、風
筋も宜敷ニ付退散、小屋拵与西尾隼人殿御指図之由、
御横目演述ニ付、夫々退出、

寛政六年（一七九四）

【解説】棟札の写真・寸法および記載事項が、『兼六園全史』（兼六園觀光協會、一九七六年）に「昭和五〇年一二月一六日 魚泡洞發見」として紹介される（一一一頁）。なお、金沢市立玉川図書館清水文庫蔵「金城靈沢天満宮棟札写」は

三月二日

加賀藩、学校鎮守の上棟式を行う。

103 「金沢神社御棟札」 『兼六園全史』

（表）

無上

參議菅原朝臣治脩公 御代

御主附

御造營奉行
佐藤利兵衛藤原直寬

寺社方修理裁許
本橋仙石工門広頌
奥村平左工門義方

靈宝

金城靈沢御勸請

稻荷守
天満宮 鎮守御造營御棟札

御大工頭

清水多四郎鞆亮
井上庄右工門峯充

神道

命婦神

本多玄蕃助藤原政成

御作事奉行
井上勘右工門源喜親

御大工
井上庄右工門明規
松田与助保広

加持

大音主馬藤原厚續

同御横目

（裏）

加陽金城靈沢鎮護有

天満宮 稻荷神 社造宮之 厥命而今茲寛政癸巳秋九月神職等相議

案四神相心之靈場定工匠法規之圖形衆巧勵業經之管之臻翌年
春二月遂成就之美御武運長久國民安康之基也仰願無風火雷震
之難永垂援護因各書姓名納之宮社梁間祝曰万歳万歳万歳

井上明規 謹拝書

108
〔四月〕
「政隣記（耳目甄録）」一八

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録拾八〕

廿七日 朝五半時頃、御機嫌克 御発駕被遊候、其節

〔前田齊広〕 亀萬千殿階下江御送、御城代・御用番・御家老中

階下江被罷出、御先立若年寄大音^{（厚統）}主馬、其外御年寄

衆等并諸頭之内等罷出候ヶ所前々之通、御発駕後、

御席江頭分以上御見立ニ罷出候人々者罷出、御用番

〔長連起〕 大隅守殿江恐悦申演退出之事、

但、五月九日九半時頃、御日岡之通江戸御着、都

而御例之通、

〔中略〕

〔五月〕 今般就御参勤而之為

上使、御老中安藤

〔信成〕 対馬守殿御出、御作法前々之通、

十五日、御登城、

御参勤之御礼被仰上、

〔本多政成〕 玄蕃助殿・隼人殿も御目見等

都而御前例之通ニ付記略、

九月六日

加賀藩、金沢城尾坂門脇の石垣修復のため、

この日以降、同所の往来を禁止する。

〔八月〕
廿三日（中略）

付札御横目江

尾坂御門脇御石垣御修覆就被 仰付候、来月六日る

往来指留候条、此段夫々可被申談候事、

八月廿七日

右、御城代安房守殿被仰聞候旨等、如例御横目廻状

出、

一二月一日

金沢に地震あり。

110 〔二月〕 〔政隣記（耳目甄録）〕一八

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録拾八〕

朔日 雪風強、已上刻地震、

寛政七年（一七九五）

三月六日

この日以前、金沢城尾坂門脇の石垣修復が完了する。加賀藩、この日以降、同所の往来を

許可する。

111 「政隣記(耳目甄録)」一八

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記耳目甄録拾八〕

(三月)
二日 (中略)

付札御横目江

尾坂御門脇御石垣御修覆中往来指留置候得共、当月

六日今右往来不指支候条、夫々可被申談候事、

三月二日

右、御城代安房守殿被仰聞候旨、御横目廻状出、

(中略)

御馬被下

一、今已上刻、御白書院 出御、

御暇

松平加賀守

(前田治脩)

卷物五

三月一三日

前田治脩、帰国を許可され、同月一五日、江

戸城に登る。次いで同月一九日、江戸を発し、

四月一日、金沢城に到着する。

112 「江戸幕府日記」寛政七年三月一三日条

国立公文書館内閣
文庫蔵

十三日

同

114 「諸事被仰出日記」寛政七年三月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

十三日

松平加賀守家来

本多玄蕃助

(前田治脩)

不破彦三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、於江戸表今日上使安藤対馬守殿を以、御国江之御暇、

如御例白銀百枚・御卷物三十御拝領、西御丸弓も御

同人を以御拝領物、且又從御台様御広式御番頭小

笠原久兵衛殿ヲ以御拝領物有之旨、中飛脚到来、

御台様

(広大院)

御使小笠原久兵衛

十五日

銀百枚

卷物三十

(徳川家慶)

若君様る

卷物二十

卷物五

右、御暇被 仰出候付被遣之、

113 「江戸幕府日記」寛政七年三月一五日条

国立公文書館内閣
文庫蔵

(中略)

御座間

同人

一、御暇之御札被仰上、且又御供之御家老本多^玄_{政成}蕃助・

不破彦三御目見被 仰付、拝領被 仰付候旨、廿二

日、中飛脚到来、

115 「諸事被仰出日記」 寛政七年四月朔日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日夜前、津幡御泊二而、今朔日五半少過、御機
嫌克御当り之通、御帰城、即刻宝円寺江御参詣、無
程御帰城、但、天氣宜候ハ、野田御廟参可被遊旨、
昨日被 仰出候得共、夜前少々雨天、五半過少雨
ぶり候三付、野田御延引、宝円寺迄、

116 「政寛覚書」 寛政七年四月朔日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

四月朔日

今日、御帰城二付、津幡七時過御発駕之由三而、六
半時揃と^玄_{本多政成}蕃助等々申来、五時過三出席之事、
四時前、御帰城、年寄中三ノ丸へ罷出、御城代壱
人・御家老・若年寄鏡板伺公之事、

於表席以御近習頭筑悦申上候処、追付

御前へ年寄中一切、御家老・若老一切二被為 召、御
意之趣有之、一先御入被遊、重而 御出、御使人上坂
平次^{景員}兵衛被為 召、御意有之、其節例之通伺公有之、

117 「政隣記（耳目甄録）」一八

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
（政隣記）耳目甄録 拾八
（信成）

十三日 同断、

上使御老中安藤対馬守殿を以、御國許

江之御暇被蒙 仰、御例之通卷物・白銀御拝領、從
御台様も御使御広式御用人小笠原久兵衛殿を以、御

卷物五御拝受、御作法都而御例之通、十五日、御

登城、御暇之御札、御懇之上意、御手自御熨斗

鮑・御鷹^{（注記）}【同日渡】・御馬^{（注記）}【栗毛八才・月毛五才】御

拝領、^{（本多政成）}玄蕃助・彦三 御目見、拝領物等都而御例之

通、同日、旧臘御拝領之 御挙之鷹御披、是又

御作法等都而前々之通、

（中略）

十九日 夕七時前、江戸御発駕、御作法前々之通、且御

泊附左之通、浦輪 熊谷 板鼻 追分 柚 马礼

荒井 能生 泊 魚津 高岡 津幡

（中略）

同月二日（中略）

（前田治脩）

相公様、昨夜津幡御泊、今晚七時御供揃二而今日

四時前、御着城、御作法都而前々之通二付略ス、
且為御札江戸江之御使人上坂平次^{景員}兵衛 御目見後拝

領物可被 仰付候処、去々年暮タガタ格別御省略二付、

御使人江之被下物當分相止候事、但、野田

銀三拾枚

上使有馬左兵衛（誉純）

松平加賀守（前田治脩）

泰雲院様御廟江御着後、御参詣与昨夜被 仰出置候

處、雨天三付御延引、宝円寺江御参詣、（津田政蔵）自分御供、

【解説】金沢着城日について「政隣記（耳目甄録）」は四月二日とするが、ここでは「諸事被仰出日記」・「政寛覧書」の記述に従つた。

四月

金沢城石川門にて普請あり。

118 「寛政文化間日記」 寛政七年四月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

石川御門御普請三付、河北往来、

六月二七日

前田斉敬（治脩の養嗣子。重教の子）、江戸にて没する。次いで遺骸が金沢へ運ばれ、八月二五日、天徳院にて葬儀が行われる。

119 「江戸幕府日記」 寛政七年七月四日条

国立公文書館内閣文庫蔵

御法名 観樹院殿故正四位下羽林次將法山道輪大居

士齊敬公トキタケル

121 「政寛覧書」 寛政七年七月七日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、前月晦日未ノ上刻、江戸表發足早打御使御大小將山崎弥次郎（籍侃）到着、四時過、表方席江罷出ル、

但、丹波島指支二日逗留有之由、

佐渡守様御逝去之段、安藤（信成）

晦日卯ノ上刻、御届有之由申来ル、

同月晦日（六月）於江戸

佐渡守様不被為叶御療養、卯上刻、御逝去、委曲之

122 「政隣記（耳目甄録）」一八

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 拾八

義七月朔日等記ス互見、但、御実ハ今月廿七日卯ノ
二刻御逝去之事、

(中略)

(八月)

廿五日 前記ニ有之通ニ而、今朝五半時頃、御葬式相
初リ、詰人頭分以上太鼓堂の方後口ニ仕伺公、御
巡堂之間中場江罷出、縁取之上庫裏の方廻廊後口
ニ仕列居、夫々御出棺之節為御見送山門之外勝手
門之方江罷出蹲踞、夫々四半時頃相済、御廟御納
リ、暮頃相済、御寺詰人者九時過退出、同役ノ田辺
善大夫相詰、都而御次第等前記之通、且又

(前田齊彦)

(氏係)

(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)

亀万千殿就御風氣ニ御詰無御座候事、

一〇月二三日

金沢城三ノ丸に馬一疋が駆け込む。

123
「文化雜記」五
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同七年十月

一一月

金谷御殿表向の修復あり。

124
「寛政文化間日記」寛政七年一月二四日条
越能文庫蔵

金沢市立
玉川図書館
加越能文庫蔵

指出為致見分候所、石川御門下番ニ而様子承合候所、
新坂柵御門ヲ駆込、石川御門通り三之御丸江入候ニ
付、右御番人橋爪御門辺ニ而捕繫置候、男馬一疋・
女馬一疋之由申聞候、依而伊兵衛申談及言上、御城
代江も御達申候、然所右馬割湯江率渡候様被仰渡候
旨為承知、御城代被仰聞候ニ付、猶更指出候儀、八
時頃石川御門ヲ牽出、於割湯詮義有之候処、男馬石
川郡村井村次郎右衛門、女馬河北郡野村覺右衛門馬
之由、依而右両所之十村下役之者并馬主、割湯江罷
出候ニ付、御用番ヲ被仰渡口上書取立候上、馬主江
相渡、夫々相済候旨申聞候、

一二月一一日

○金谷御表向御修復ニ付、御城代御間受取、

一、当廿二日四半時頃、三之御丸江在馬式疋駆込候ニ付、
捕置候段、三之御丸御番人小川隼太罷出申聞候段、

当番組頭野村伊兵衛申聞候ニ付、寄附御横目足輕

加賀藩、「金谷御殿」を「金谷御屋敷」と改称する。

一、(前田斉広) 亀万千殿、今日、金谷 御殿へ
御引移被成候事、

125 「横山氏日記」寛政七年二月一一日条 (金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)
一、左之通御城代方々演述有之候事、

金谷 御殿、最前之通、御屋敷与唱可申旨被 仰
出候事、

126 「政隣記(耳目甄録)」一八 (金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)
十二月 一日 左之通、於御横目所 御城代前田大炊殿被 仰
(孝友) (前田治脩)

聞候段、申談有之、
金谷 御殿之義、是以後金谷御屋敷与唱候様被 仰
出、

127 「寛政文化間日記」寛政八年正月一一日条 (金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)

金谷御屋敷ト唱ルコト、

一二月二六日

前田斉広(亀万千)、金谷屋敷へ移住する。

128 「横山氏日記」寛政七年一二月二六日条

(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)

亀万千殿金谷御表工御引移、恐悦、

131 「諸事被仰出日記」寛政七年一二月二六日条

(前田斉広)

『金沢市史』資料編三

右ニ付、各布上下ニ改、於表方席年寄中・御家老
中・若年寄一集ニ、以三郎兵衛
相公様へ御祝詞申上、且退出る直ニ金谷へ罷出、亀
万千殿へも右御祝詞申上候事、

129 「筆のまに」寛政七年二月二六日条 (金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵)

廿六日 一、(前田斉広) 亀万千殿、今日金谷御屋敷御表へ御引移ニ付、各桐
之御間ニ而、相公様へ恐悦申上退出、直金谷へ罷出、
恐悦申上候処、御逢被成、御意有之、(前田治脩)
但、何へも帶刀と御意、御敷居之内御同間
へ扣候へとも帶刀之候也、

但、服ハ尤上下也、且又右帶刀ニ而罷出候儀、先例
覚之人無之、今日俄ニ示談之上右之通也、

130 「寛政文化間日記」寛政七年二月二六日条

(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)

川図書館加越能文庫蔵

一、今日龜^(前田齊広)万千殿、金谷御殿御表御居間江御引移被遊候事、

一、今日、御発駕御供揃五時、年寄中・御家老中・若年寄、六半時^午段々登城之事、

*この年力

加賀藩の穴生、前田齊敬のために、猩々山から青石を切り出すといふ。

132 「戸室山初年号等留帳」
金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵

戸室石
切丁場確認調査報告書

1

寛政年中

観樹院様御用立故、水丁場ノ向、猩々山之根ヲ掘仕、

石切立申候、

一、御供図書・帶刀、六半時過、旅装束^二而登 城、五時過、檜垣之間^一之間^二おゐて兩人一集^二以加藤

次郎^(武里)左衛門相窺御機嫌候事、

一、五半時過、年寄中一切、三郎^(横山隆盛)一切、御家老中・若年寄一切、^(大音厚輔)南郊^(櫻田秀資)一切、以折出助、御居間書院へ被為

召、御意有之、御請申上退去、

但、御供図書・帶刀ハ不被 召事、

一、四時過、益御機嫌克 御発駕、年寄中者御式台内^ら方被罷出、御家老中・若年寄ハ御式台内^ら方裏御式台ヲ後ニシテ罷出有之候處、御意有之、御先立^(前田直夫)大學相勸候事、

一、龜^(前田齊広)万千殿、御玄関迄 御見送り御出被遊候事、

一、御供図書・帶刀、御発駕之節、柳之間上ノ間御襖之内ニ扣罷在候処、御意有之、

一、南郊腰痛三付、御玄関江不罷出、朔望之通檜垣之間御縁類ニ扣罷在候処、御意有之、

四月六日

前田治脩、金沢を発ち、同月一八日、江戸に到着する。次いで五月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

133 「横山氏日記」寛政八年四月六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

寛政八年（一七九六）

134 「筆のまに／＼」 寛政八年四月六日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

六日

一、今日巳中刻過、益御機嫌好金沢

御発駕、御供前田（貞一）図書・大音（厚統）帶刀135 「筆のまに／＼」 寛政八年四月一八日条
十八日

一、今日江戸 御着、

136 「横山氏日記」 寛政八年四月二六日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、御道中益御機嫌能、去十八日、御着府被遊候旨、

同日発足中飛脚、夜前到着いたし候事、

137 「江戸幕府日記」 寛政八年五月朔日条

国立公文書館内閣文
庫蔵

御座間

御太刀一腰

銀五十枚

卷物二十

参勤

（前田治脩）
松平加賀守

（中略）

一、今四江五分前、御白書院江 出御、

（中略）

松平加賀守家来

前田（貞一）図書

同

138 「筆のまに／＼」 寛政八年五月朔日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

朔日

一、御道中々御足輕御痛ニ而、御老中方御廻勤御延引、

其後御受御廻勤有之、今日、御参勤之御札被 仰
上、

139 「横山氏日記」 寛政八年五月一〇日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、前月十八日、御着府之廻、御脚痛被遊、御老中方

御廻勤御延引之処、御快、同廿八日、御廻勤、同

廿九日、上使太田備中守殿（資愛）を以御参勤ニ付、被為

蒙 上意、翌晦日、御老中御連名之御奉書到来、当

朔日、御登 城、御参勤之御札被 仰上候御様子、

年寄中等江御書、同日発足町飛脚中飛脚步ニ、一昨

日到来ニ付、今日各不時出席、例之通常服ニ而、右

表方於席拝戴之事、

但、若老中も月番座へ被招拝戴有之候事、

140 「諸事被仰出日記」 寛政八年五月条

金沢市立玉川図書館加越
能文庫蔵

一、前月廿七日、御氣色御快、御着之御案内御廻勤、御

老中方江御勤被成候所、同廿九日、上使御老中太田

銀馬二十筋

（資愛）
攝津守殿を以、被蒙 上意、為御札当朔日、御参府
御札御登 城、於御座之間 御札被 仰上、御懇之
上意、其上御家來前田（貞二）書・大音帶刀御日見被 仰

付候旨申來、

141 「政隣記（耳目甄錄）」一九

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄拾九〕

六日

〔四月〕 御見立揃刻限六半時、御発駕御供揃五時二而四

時過、御発駕、今夜今石動 御泊、但、前々之通、

改方小頭以上布上下着用、役所へ罷出之事、
附、御日岡之通、十八日江戸 御着、此段五月十

五日互見、

十五日（中略）

十五日

前月十八日、御機嫌能 御着、同廿九日、上使太

田備

〔資愛〕

中守殿を以、被為蒙 上意、當朔日、御登 城、

於御座之間御札被 仰上、殊二 御手自御熨斗鮑

御頂戴、前田（貞二）書・大音帶刀

〔厚統〕

御目見被 仰付、重

豈難有御仕合二 思召候由、以 御書被 仰下候事、

十月廿五日

大音南郊

一判

閑屋中務様

高田新左衛門様

青木与右衛門様

前田齊広（亀万千）、金沢を発ち、一月一日、江戸に到着する。

142 「横山氏日記」寛政八年一〇月二五日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

一、明日、

〔前田齊広〕

亀万千殿御発途三付、今日、年寄中・御家老中・若年寄中、各退出今常服三而金谷御屋敷江罷出、御機嫌相伺候、年寄中一切、御家老中・若年寄中一切、成瀬監物を以 御前江被為 召、御意有之、座上

今御請申上退去、

但、

〔天音厚曹〕

南郊義、腰痛致難義候付、以紙面申上候事、

一筆致啓達候、

亀万千殿益御安泰、明廿六日、御発途被成、日出

度御儀、恐悦之至奉存候、尚更伺御機嫌旁如此御座

候、御序之刻、可然様御執成所仰候、恐惶謹言、

井上勘右衛門様 人々御中 （喜親）

143 「筆のまに／＼」 寛政八年一〇月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

廿六日

一、亀万千殿、今日八時頃、御発駕、津幡御泊、

144 「諸事被仰出日記」 寛政八年一〇月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

（前田斉広）

一、今日昼四半過之御供揃ニ而、八時前、亀万千殿御

機嫌克御発駕被遊、津幡御泊ニ來月十一日御着之御

図リ、

145 「横山氏日記」 寛政八年一二月一八日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、亀万千殿車札御着之日荒強、暁天御着、御供人追々

着、

亀万千殿ニ茂少々御難義被成ニ付、同所ニ一日御逗留、去十一日、江戸御着之由、同日之早飛脚、今日表方へ到來之事、

146 「筆のまに／＼」 寛政八年一一月二三日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

廿一日

一、亀万千様、十一日江戸 御着之段申来、且以後様と唱候様被仰出之趣も申来、

（前田斉広）

川金沢市立玉

149 「寛政文化間日記」 寛政八年一一月二一日条

川金沢市立玉

新御居宅、是以後、北之御居宅与相唱候様被仰出

由、今十一日之紙面ニ図書等々表方江申来候事、

同日被仰出候旨、朔日被仰出候由、図書等々表方江申来候事、

（前田貞二）

一月一日

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）の前田斉広（亀万千）居所を「北之御居宅」と称する。

148 「横山氏日記」 寛政八年一二月二三日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、亀万千殿御儀、向後様付ニ唱候様、去朔日、被仰出候由、且又御同所様御儀、御出府之上、松平之御

称号并御乗物御乗用之儀、御用番江御書付被指出候

処、前月廿九日、御先格之通写被仰出候、且御鑓

二本為御持之義も、御願被成候処、是又御願之通、

同日被仰出候旨、朔日被仰出候由、図書等々表方江申来候事、

（前田貞二）

147 「政隣記（耳目甄録）」一九

（金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）

廿六日 （二〇月） 四半時不遅御供揃ニ而九半時頃、

亀万千殿御発駕、今夜津幡駅 御泊、來月十日、江戸表江御着之御日図、

（前田斉広）

列座、

150 「三守御譜」三 （前田齊広） （金沢市立玉川図書館加越能文庫藏） 亀萬千殿御義、様ト称シ、松平御称号、且北ノ御屋敷ト唱段申来、

此月 （前田齊広） 新御居宅是以後北之御居宅ト相唱候様被仰出、
亀萬千様御住居所也、

一月一四日

幕府、前田治脩に齊広（亀萬千）を養子とする
ことを許可する。

（金沢市立玉川図書館加越能文庫藏）

151 「筆のまに／＼」寛政八年一一月二五日条

一、去ル十四日、御登城被成候様、御老中方御連名
之依御奉書、同日御登城被成候之処、

亀萬千様御儀、御養子・御嫡子御願之通被

旨、松平伊豆守御演述之由、同日中飛脚、使前田
図書等の申越、今日到着、御書も到来、

152 「横山氏日記」寛政八年一一月二六日条

（金沢市立玉川図書館加越能文庫藏）

一、当月十三日、御老中方御連名之依御奉書、翌十四日、

御登城被成候処、於御白書院御縁頬ニ御老中方御

付札御横目江
十一月

亀萬千様御儀、是以後者御振合前々
御嫡子様之通ニ候条、此段一統可被申談候事、

153 「諸事被仰出日記」寛政八年一一月二八日条

（越能文庫藏）

一、今日、諸頭登城、左之通御弘為御祝儀惣廻り
当月十三日、御老中方御連名之依御奉書、翌十四
日、御登城被成候所、於御白書院御縁頬御老中方御列
座、亀萬千様御儀、御養子ニ被成度旨、御用番松平
伊豆守殿御演述被成、難有御仕合被思召候、此段
可申聞旨、拙者共迄以御書被仰下候事、

（金沢市立玉川図書館加越能文庫藏）

亀萬千殿御儀、御養子ニ被成、御嫡子被成度段、
御願之通被仰出候旨、御用番松平伊豆守殿御演
述被成、難有被思召旨等、被成下御書、昨夕
到来ニ付、今日年寄中等不時登城之上、服上下ニ改
右御書於表方席各拝戴いたし、四半時退出之事、
前々御使者ニテ茂被成下候得共、當時御省略中ニ
付、其御儀無御座旨被仰出候事、

十一月

一一月二九日

十二月十一日

幕府、前田斉広（亀萬千）と徳川宗睦（尾張藩

主）の養女琴姫との縁組を許可する。

154 「筆のまにく」寛政八年二月七日条

金沢市立玉川図書
館蔵
村文庫

七日

一、亀萬千様御儀、尾張様御息女

（前田斉広）
（徳川宗睦）琴姫様与御縁組之儀、前月廿三日御願書被指出候処、
同廿九日、御願之通被 仰出候段、同日之急便、今
日到来申來、

155 「諸事被仰出日記」寛政八年二月一日条

金沢市立玉
川図書館加

越能文庫蔵

一、今日、亀萬千様御縁組御弘、頭分以上登 城、為御
祝儀、惣廻り、

亀萬千様御縁組之儀、尾張大納言様

（前田斉広）
（徳川宗睦）御養女様与被 仰合度旨、御願被遊候所、前月廿
九日、御登 城可被成旨、前日、御老中方御連名
之依御奉書、 御名代飛驒守様御登 城被成候所、〔解説〕『金沢城総合年表』後編では、琴姫の養父を『加賀藩史
料』編外備考の表記に従つて「徳川宗睦」としたが、右の通り
「宗睦」と訂正する。

156 「政隣記（耳目甄録）」一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 拾九

十一月一日 朝五時過、布上下着用登 城候様、御用番

九郎左衛門殿より昨日依御廻文、人持・頭分登 城、

御帳二附、四時過、柳之御間列居之廻、御年寄衆等

御列座、左之通九郎左衛門殿御演述、

（前田斉広）
亀萬千様御縁組之義、尾張大納言様 御養女与被 仰合度旨、御願被遊候処、前月廿九日御登
城可被成旨、前日御老中方御連名之依 御奉書、御名代飛驒守様御登城被成候処、於御白書院御縁組
御老中方御列座、御願之通被 仰出、難有御仕合

被 思召候、此段可申聞旨被 仰出候事、

一二月三日

前田斉広（亀万千）、勝丸さらには犬千代丸と名を改め、さらに翌日、又左衛門利厚と改称する。

一二月十五日

（大音厚曹）
南郊様

（今枝易直）
内記

157 「筆のまにく」 寛政八年一二月二三日条

（金沢市立玉川図書
書館奥村文庫蔵）

十三日

（前田斉広）
一、亀万千様御儀、御吉例三付、当三日朝、

勝丸様と御改、重而御代々之御名三付、同日、

犬千代丸様と被称、暨同日、

又左衛門様と御改、御実名

利厚様と被進候段、四日之急便二伝附申来、此儀十

五日ニ出仕之面々へ申聞、且

御実名文字唱同事之分も改候様、御用番々触出有之、

右之御祝詞夫々申上、二御丸御広式へ八十五日退

出、直ニ各罷出申上、

158 「横山氏日記」 寛政八年一二月一五日条

（金沢市立玉川図書
館加越能文庫蔵）

今般

（前田斉広）
亀万千様御名御改三付、今日各御広式江罷出、正姫

様江右御祝詞申上候、御自分様ニも御出御申上可被

十二月十五日

（西尾
隼人）

明義

（不破
彦三）

（横山
藏人）
為章

被申談候事、

但、今日登城無之面々江者、向寄々相達可申候、
付札定番頭江

又左衛門様

御名乗字 利厚様与奉称候、御家中之

頼母^(本多) 政均^(今枝)

政本

内記

易直

候而も唱同事ニ候ハ唱替可申候事、

辰十二月

右、同組筆頭前田兵部^(純孝)如例定番頭々廻状到来之旨

ニ而被相廻候事、

前田貞^(貞)
図書様^(大音厚統)
帶刀様 人々御中

159 「政隣記(耳目甄錄)」一九
十五日^(二月)月次出仕、四時過御年寄衆等謁之節、左之通御
用番九郎左衛門殿御演述、

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄錄 挑九

用番九郎左衛門殿御演述、
前田齊^(貞)店

前田治脩、前田齊広(利厚)を同道して江戸城
に登り、徳川家斉と対面する。

160 「江戸幕府日記」寛政八年一二月一五日条
一、今已后刻、御白書院 出御、月並御礼四品以下一同

被為 請、

初而 御目見

利厚様与奉称貞、前田^(貞)図書等々申来候、

右之趣、同役中伝達、組支配之人々へも相達候様可

銀太刀一腰

加賀守養子

松平又左衛門^(前田齊広)

養子 御目見之御礼

松平加賀守

161 「筆のまに」 寛政八年二月二八日条

金沢市立玉川図書館
加賀文庫蔵

廿八日

一、当十五日

又左衛門様、初而御目見被 仰上候趣、以御書被仰

下、同日之中飛脚、今日到着、各於 御城着服上下

二改之拝戴之、

162 「横山氏日記」 寛政八年二月二八日条

金沢市立玉川図書館
加賀文庫蔵

一筆致啓上候、

又左衛門様、去十五日、御目見御首尾能被 仰上、

段々結構成御様子、重疊目出度御儀、恐悦之至奉存候、

右御祝詞申上度如斯御座候、御序之刻可然様御執成所仰

御座候、恐惶謹言、

十二月廿九日

西尾隼人

明義

不破彥三

為章

御兩殿様御一所被為召、御着座被為 仰付、
御

相公様三茂御礼被 仰上、重而

横山藏人

政寛

津田修理

政本

本多頼母

今枝内記

易直

前田(貞)
図書様

大音帶刀様 人々御中

163 「諸事被仰出日記」 寛政八年二月二九日条

金沢市立玉川図書館
加賀文庫蔵

又左衛門様

御目見之儀、御願置被成候所、去十五日、

御同道、御登城可被成旨、前日御老中方御

連名之御奉書就到来、則 御登城被成候所、於御

一、今日、頭分以上登城、御弘左之通、

白書院 御目見被 仰上、

相公様三茂御礼被 仰上、重而

懇之被為蒙 上意 重畳忝御仕合被 思召候旨、拙者共迄以

十二月廿九日 御書被 仰下候、右之趣、可申聞旨被 仰出候事、

164 〔政隣記（耳目甄錄）〕一九 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
甘九日 〔二月〕 御用番九郎左衛門殿今夜前依御廻文、今朝五時

登城、如例御帳三付候処、四時過御年寄衆等被謁、歲末御祝詞申上、畢而頭分以上列居之処、重而御年寄衆等御出御列座、御用番九郎左衛門殿左之通御演述、

〔前田齊広〕

又左衛門様 御目見之義、御願置被成候処、去十

五日、御同道御登城可被成旨、前日御老中方御

連名之 御奉書就到来、則御登城被成候処、於御

白書院 御目見被 仰上、

〔前田治脩〕

相公様ニモ御礼被 仰上、重而

〔前田治脩〕

御両殿様御一所三被為召、御着座被為 仰付、御

懇之被為蒙 上意、重畳忝御仕合被 思召候旨、拙

者共迄以 御書被仰下候、右之趣可申聞候旨被 仰

出候事、

寛政九年（一七九七）

正月二八日

加賀藩、「金谷御屋敷」を「金谷御殿」と改称する。

165 〔横山氏日記〕寛政九年正月条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

左之通 御城方々為承知被指越候事、

金谷御屋敷、是以後御殿与可申旨被 仰出候事、

丁巳正月廿八日

166 〔寛政文化間日記〕寛政九年正月一八日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔文庫蔵〕

此比ヨリ金谷御殿ト唱候事、

167 〔諸事被仰出日記〕寛政九年正月一八日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔文庫蔵〕

一、金谷御屋敷之義、是以後 御殿与唱候様被 仰出旨、

今日御横日中今□□江演述、一統触出ル、

168 〔政隣記（耳目甄錄）〕一九 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
晦日 〔正月〕

〔政隣記〕耳目甄錄 拾九

是以後、金谷 御殿与相唱可申候事、

正月

銀二十枚
綿三千把

養子元服之御礼

松平加賀守
(前田治脩)

松平

加賀守

一月九日

前田治脩、前田齊広（利厚）を同道して江戸城に登り、徳川家斉と対面する。齊広（利厚）、正四位下左近衛権少将・筑前守に叙任され、

齊広と改める。

169 「江戸幕府日記」寛政九年二月九日条

国立公文書館内閣文庫蔵

一、今已下刻、御黒書院江 出御、

松平又左衛門

(前田齊広)

筑前守ト改

御目見、

右、就元服被仰付出座、於御縁類御一字被下、被任叙正四位下少将、

松平筑前守

齊広

御太刀一腰
黄金五枚
卷物十
御馬一
御刀備後國正興
代金十五枚

裸背
鹿毛

右之通獻上之、於御縁類御礼申上之、御盃頂戴、御刀青江守次代金三十枚拝領之、

御目見、

九日二

一、九日二

又左衛門様御登

城、又左衛門様御儀、御元服、御

寛政八年（寛政九年）

170 「横山氏日記」寛政九年二月一八日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、又左衛門様御儀、去九日、御元服可被 仰付候条、

御同道 御登 城被成候様、前日御老中方御連名之御奉書到来、則御登 城被成候処、於御黒書院 御目見被 仰上、

御元服被 仰付、御一字御頂戴、被任

正四位下少将候由、御老中御演述、其後、御盃・

御看御頂戴、御腰物御拝領、御懇之被為蒙 上

意、御名をも 筑前守様与御改被成候、

相公様ニも御札被 仰上、御懇之被為蒙 上意候

旨、夜前図書等より表方江申来、右三付、御書被成

下、今日各不時登 城、服上下二改、拝戴いたし候、

171 「筆のまに」 寛政九年二月一九日条

金沢市立玉川図書館
館奥村文庫蔵

一、九日二

相公様

前田治脩

官位被仰出、御名

筑前守様与御改、御一字御頂戴、

齊広様と奉称旨等、十日之急便ニ申来、御書も到来、今日、御弘有之三付、各のしめ(熨斗目)上下にて登城、退出、直ニ御丸御広式へ罷出、御用番宅へ廻ニ三致

参上候事、

172 「横山氏日記」寛政九年二月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

定番頭江

筑前守様御名乗、御一字御頂戴、

齊広様と奉称候、御家中之人々実名同字有之候ハ、

相改可申候、文字ハ違候而茂唱同事ニ候者、唱替可申

事、

巳二月

173 「諸事被仰出日記」寛政九年二月一九日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文庫藏

一、今日、左之通御弘、頭分熨斗目着用登城、為御祝儀惣廻り、熨斗目布上下着用也、

前田齊広

又左衛門様御儀、御元服可被仰付候条、当九日、

御両殿様 御登 城被成候様、前日御老中方御連

名之御奉書到来、則御登城被遊候所、又左衛門様御儀、於御黒書院御目見、御一字御拝領、被為任正四位下少将、御益・御肴御頂戴、御相公様(前田治脩)三茂御札被仰上、被為蒙上意、重(愚)難有御仕合被思召候、此段何茂江可申聞旨、以御書被仰下候事、

御名筑前守様 御実名

齊広様と被称候事、

二月十九日

174 「政隣記(耳目甄錄)」一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄錄 拾九

二月

十九日 御用番九郎左衛門殿_ニ 御意之趣可申述候条、

熨斗目布上下着用、今日五時過登城候様、昨日御

廻状就到来、則頭分以上登城、如例御帳三附、四

時過、柳之御間列居、御年寄中等御列座、左之通

御用番御演述、畢而左之御覺書於横廊下披見退出、

自分如例御用番御宅迄へ相勤候事、

前田齊広

又左衛門様御元服可被仰付候条、当九日、

御両殿様御登 城被成候様、前日御老中方御連

名之御奉書到来、則御登城被遊候所、又左衛

御奉書到来、則御登、城被遊候処、

又左衛門様御儀、於御黒書院 御目見、御一字御拝

領、被為任正四位下少将、御盃・御肴御頂戴、御

腰物御拝領、御懇之被為蒙 上意、

相公様ニも御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、重

畠難有御仕合ニ被思召候、此段何茂へ可申聞旨以

御書被 仰下候事、

御名 筑前守様、御実名 斎広様与被称候事、

ナリナガ

三月四日

加賀藩、金沢城橋爪門「外橋」修復のため、

この日以降、同所の往来を禁止する。次いで

同月二二日以前、同「外橋」の修復が完了す

る。加賀藩、この日以降、同所の往来を許可する。

右之通、御横日江申渡候事、

175 「村井長世日記」 寛政九年二月二七日条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

御城方覺書

○橋爪御門外橋御修覆有之候ニ付、來月四日より往来指留

候間、二之 御丸江罷出候人々、鶴之丸通理 御門より

付札、御横日江

往来之筈ニ候条、此段不相洩様夫々可被申談候、

但、三之 御丸御番所左右入口より供之人數、二

之 御丸之通召連可申事、

「此紙面之通、同廿八日、從御用番承知として到来

ニ付、家來江申聞置候事、尤組江ハふれ申ニ不及、

自分迄也、依之供方人々江承知ニ申聞置候様ニ申

談遣ス事」

176 「横山氏日記」 寛政九年二月条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

橋爪御門外橋御修覆有之候付、來月四日より往来指留候間、二之御丸江罷出候人々、鶴之丸通理 御門より往来之筈ニ候条、此段不相洩様夫々可被申談候事、

但シ、三之御丸御番所左右入口より供之人數、二之御丸之通召連可申事、

二月廿五日

右之通、御横日江申渡候事、

177 「寛政文化間日記」 寛政九年三月四日条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

寛丸往来、橋爪橋懸直ニ付、

178 「横山氏日記」 寛政九年三月条

金沢市立玉川図書館
館加越能文庫蔵

橋爪御門外橋御修覆出来二付、当廿一日右御門往来

之筈候条、此段不相洩様、夫々可被申談候事、

三月十七日

179 「寛政文化間日記」 寛政九年三月二二日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

橋出来二付、橋詰往来、

180 「政隣記(耳目甄錄)」一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〔政隣記耳目甄錄〕
〔安村〕
〔拾九〕

三月廿五日 左之趣、同役筆頭小川八郎右衛門・同組筆頭前田兵部令も廻状有之、

付札御横目江

橋爪御門外橋御修覆有之候二付、来月四日令往来指

留候間、二、御丸へ罷出候人々、鶴丸通埋御門令往来之筈候条、此段不相洩様夫々可被申談候事、

但、三御丸御番所左右入口令供之人数、二御丸之迄召連可申候事、

二月廿五日

右、御暇被 仰出候付被遣之、

182 「諸事被仰出日記」 寛政九年三月条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

銀百枚
〔大納言様〕
〔卷物三十〕
〔御台様〕
〔卷物二十〕

御使中島三左衛門

〔行敬〕

〔前田治脩〕

〔忠成〕

〔信成〕

同 水野出羽守

〔忠友〕

〔信成〕

〔文庫蔵〕

大納言様

〔徳川家慶〕

〔信成〕

〔文庫蔵〕

上使安藤対馬守

〔忠友〕

〔信成〕

〔文庫蔵〕

181 「江戸幕府日記」 寛政九年三月二二日条 国立公文書館内閣

前田治脩、帰国を許可され、四月一日、江戸城に登る。次いで同月四日、江戸を発し、同月一五日、金沢城に到着する。

三月二二日

イニ西ノ丸水野出羽守殿力、

183 「江戸幕府日記」 寛政九年四月朔日条

国立公文書館内閣文
庫蔵

御座間

御暇

御馬被下

一、今已后刻、御白書院 出御、

(中略)

松平加賀守家来

前田(貞一)
(原統)

太音帶刀

卷物五
同

184 「諸事被仰出日記」 寛政九年四月条

金沢市立玉川図書館加越
能文庫蔵

一、朔日、御暇之御礼御登城被為済、万端如御例、

185 「筆のまに／＼」 寛政九年四月五日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

五日

一、前月廿一日、御暇之上使有之、廿三日、御礼として

可御登 城之筈之処、御痴邪にて御断之旨、廿四日

出(前田貞一)
(信成) 「岡書等々之状、今日到来、

186 「横山氏日記」 寛政九年四月五日条

金沢市立玉川図書館加越
能文庫蔵

一、前月廿一日、上使安藤対馬守殿を以、御国許江之

御暇被進、白銀・御卷物御拝領、從

(徳川家慶)

大納言様分茂水野出羽守殿を以

(忠友)

上意、御卷物御拝

領、御白様分も中島三左衛門殿を以御卷物御拝受

被成候、

御前御痴邪氣ニ被為在候付、御名代

(前田齊広)

筑前守様御出、且又同廿三日、御暇之御礼被 仰上

候様、前日御老中御連名之御奉書到来之処、御痴邪

氣ニ付、御断被成候、追而御礼被 仰上候節、委細

可申越旨、同廿四日出二図書等々今日表方へ申来、

187 「横山氏日記」 寛政九年四月一〇日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、御帰国御暇被

仰出、当朔日、御礼被仰上候義ニ付、

八日ニ御書、表方江到来、昨日ハ御日柄之故、今日

各不時登城、致拝戴候事、但、前々之通、常服之

併拝戴之事、

188 「筆のまに／＼」 寛政九年四月一五日条

金沢市立玉川図書館
館奥村文庫蔵

十五日

一、右御礼、当朔日被 仰上、四日申上刻、江戸 御発

駕、十六日、津幡分御着 城之筈之処、十四日御泊、

高岡分直三十五日、御着 城之儀、糸魚川ニ而被

仰出、今十五日申下刻、御着 城、

189 「横山氏日記」寛政九年四月一五日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、今日七時過、益御機嫌能 御着城之事、

190 「横山氏日記」寛政九年四月一五日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、今日

御着城二付、年寄中・御家老中・若年寄、四時頃迄

二段々登 城、

但、諸役人揃、五半時之事、

一、例月之出仕無之事、

一、南郊義、腰痛二而登 城無之、

一、七時過、浅野川橋江被為 入候、附人來り候二付、

御城代并御家老中・若年寄、御式台江罷出居候處、
七ツ時過三益御機嫌克御着被遊候、御供

前田貞一

書

但シ、当四日、江戸表 御発駕、同十一日、糸

魚川駅 御止宿、十六日、御着城之筈二候廻、津

幡 御泊被指止、十四日、高岡御泊ひ直二 御着

城被遊候事、

191 「諸事被仰出日記」寛政九年四月一五日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

(中略)

四月

十五日 夕七時過、御機嫌克 御帰城、御作法前々之

文庫藏

一、夜前、高岡御泊二而、十四日夜九時之御供揃二而、

高岡 御発駕、今十五日七時過、御機嫌克 御帰

城、御礼使人持富田権佐、七半時過、発足、如先規

拝領被 仰付候事、

192 「政隣記（耳目甄録）」一九

金沢市立玉川図書館
政隣記 耳目甄録 拾九

(四月)
十一日 (中略)

前月廿一日、以上使安藤対馬守殿、御国許へ之御暇
被 仰出、白銀・御卷物御拝領、從

大納言様も水野出羽守殿を以、御卷物御拝領、將又

従

御台様中島三左衛門殿を以、御卷物御拝受、去朔

行敬

日、右為御礼、御登城被成候處、於 御座之間 御

目見、御懇之 上意、殊二

信成

御手自御熨斗鮑御頂戴、

御鷹・御馬御拝領、且又前田

貞一

厚継

御書・大音帶刀 御前

江被 召出、其上御卷物頂戴之、重畳難有被 思召

候旨、拙者共江以 御 書被仰下候事、

通、且為御札、江戸表江之御使人持組富田権佐(景周)發出、

五月

拝領物三ヶ年以前迄之通、御羽織一・御卷物二、於御年寄衆席御大小將披露ニ而被下之、

加賀藩の穴生、戸室山等での勤務に関する条

目を杖突に對して通達する。

196 「戸室山初年号等留帳」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵
切丁場確認調査報告書 I

『戸室石

覚

五月二十四日
金沢城内の時鐘を修復のため、鶴ノ丸の鐘を代用する。次いで七月二六日、時鐘の鑄造が完了する。

193 「寛政文化間日記」 寛政九年五月二十四日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

時鐘御修復ニ付、今日より鶴丸鐘用、

194 「続漸得雜記」 九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、時鐘直り候事、寛政九年七月廿六日、釣鐘之高サ六尺八歩、口指渡三尺八寸、目形四百拾三貫目八厘、八星之坐之上ニ村山若狭守正久卜銘有之候也、

195 「寛政文化間日記」 寛政九年閏七月一五日条

金沢市立玉川図書館

撞鐘所新鐘、今(日カ)九分打、

越能文庫蔵

右之外、御定之儀者、御普請会所ニ而承知ニ候得共、
当所御縮方右之通候条、可被得其意、可被申渡候事、
(寛政九年)
五月
巳月

奥源左衛門

後藤平八

成にて御請候、九郎左衛門御取合申上□□、此被

杖突中
節、年寄中・御家老
中・若年寄中・同公、

仰渡候

戸室山より中山迄、役小者を以御石引出被仰渡、追付取掛候、依而役小者揃方之儀、毎晩八半時、御普請会所江相揃、当所江六半時を限、參着之筈ニ候条、

途中遅候無之事、

六月六日

前田治脩、奥村尚寛（河内守）を金沢城代に任命する。

197 「筆のまに」 寛政九年六月六日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

六日

一、四時過、御居間書院江 御出、来月御用番九郎左
衛門誘引にて

御前へ罷出、九郎左衛門、奥村河内守と唱之、近ふ

と 御意、御敷居之内へ入、二畳目中程迄罷出候処、

其方儀、城代主付用申付候、大炊申談可相勤旨

御意ニ付、奉答候、近ふ 公義御用被 仰付候処、

又候重キ御用被 仰付、重疊難有仕合奉存旨、及居

199 「政隣記（耳目甄録）」一九
六日 同九年十月金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 拾九

左之通被 仰付、

御城方御用 公義御用

奥村河内守（尚寛）

一〇月一三日

金沢城七十間長屋門内、次いで金谷門内へ馬
が駆け込む。

200 「文化雑記」五 同九年十月

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、昨十三日四半時頃、七拾間御長屋御門内江鞍置馬駆
入候ニ付、下番人より捕候所、けり手ニ合不申、金谷
御門の方江駆抜候ニ付、追掛候所、右御門ニ而指留
候様子ニ而立戻り、金谷御殿二枚開之方江駆行候ニ
付、右之所ニ而捕、七拾間御門留置候処、追付津田

治兵衛家來之由二而、若黨兩人馬捕罷越、治兵衛門
(直道)
前二而乘候節取放候而、是迄駁參候間相渡吳候様申

爵被仰付候間、先安房守与相改候様 御意、御請

申上退去之事、
(長連起)

一、左之通大隅字演述之事、

聞候三付、當番大平金太郎罷越相渡可申哉之旨申聞
候三付、則御城河内守殿江相達候所、可相渡旨御
指図有之候二付、則相渡候様申渡候段、組頭金井正
兵衛申聞候二付、右之趣同人申談及言上候、
〔矩明 朱書 代脱力 奥村商免〕

兼而御願置被遊候諸大夫代之義、去十八日御願之通被仰出、忝仕合被思召候、依之玄蕃助義、叙爵被仰付候、此段可申聞旨御意二候、

二月一八日

幕府、前田治脩の家臣一人に叙爵を認め、次いで本多政成（玄蕃助）、従五位下安房守に叙任される。

201 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 寛政九年一二月二

五日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、八時前、御居間書院江御出於

御前左之通被 仰渡伺公、御

御家老方内記等七人、
若老大學・主税、
（前田直央）（織田益方）

本多玄蕃助(政成)

兼而御願置被遊候諸大夫代之義、去十八日御願之通

被仰出、忝御仕合被思召候、依之玄蕃助儀、叙

寛政一〇年（一七九八）

文庫藏

四月四日

前田治脩、金沢を発し、同月二三日、江戸に到着する。次いで七月七日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

203 「横山氏日記」寛政一〇年四月四日条

金沢市立玉川図書館
加越龍文庫蔵

一、今日、御発駕御供揃五時、各六半時々段々登城之

事、
(中略)

一、四半時過、益御機嫌能御発駕、年寄中・御家老中
并閑隨(本多政均)・若老、例々之所へ罷出有之候處、
御意有之、御先立(織田益方)主税相勤候事、

204 「諸事被仰出日記」寛政一〇年四月四日条

金沢市立玉川
図書館加越龍

一、今日五時之御供揃二而五時、御機嫌克、四半時

御発駕、石動御泊、

205 「江戸詰中覚帳」寛政一〇年四月二二日条

金沢市立玉川
図書館加越龍

一、九半時過、御着、追分口々中ノ口御門通り被為入、
筑(前田齊広)前守様奥ノ口御式台階上江御出、寿光院様附
山川儀右衛門等 御目見以上之人々、御廄之方江罷
出候處、御左右共御意有之、玄蕃江も 御意有之
候時、御請申上、奥ノ口も被為入候事、

一、今朝、蕨駅六時不遲 御供揃二而、同所 御発駕、御下屋敷御立寄御着府之筈ニ付、御殿揃刻限、
御横目江僉議之上、六時与申渡置、(津田政季)玄蕃同刻過致出
席候事、

一、四時前、戸田川 御越被遊候、附人来夫々 御下屋

鋪江御立寄、御中屋敷之附人来候付、玄蕃義、奥ノ口御白洲江罷出、其外罷出候人々、先達而入 御
覽候絵図之通罷出、蹲踞仕候事、

但、玄蕃義、奥ノ口御式台ら御白洲江罷出候ニ付、
其段先々奥ノ御横目江申聞置、且又玄蕃初頭分等
一刀ニ而罷出、
事、
寿光院様御附之人々并割場奉行ハ兩刀ニ而罷出候

206 「筆のまに／＼」 寛政一〇年五月七日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

七日

一、相公様（前田治脩）前月四日、御發駕以來、雨天かちにて所々

二而御逗留有之、同月廿二日午中刻、益御機嫌能

御着府被遊旨、同日發足之江戸中飛脚、今七日 到着、津田（政本）玄蕃等より申越、御供横山藏人、

207 「江戸幕府日記」 寛政一〇年七月七日条

国立公文書館内閣文庫蔵

一、松平（前田治脩）加賀守参府後初而登

城ニ付、別段

上意有之、尤居残御礼等者不申上、

208 「江戸詰中覚帳」 寛政一〇年七月七日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、今朝五時前、御出、両 御丸江 御登城、御老中

方御勤、肥後守様江御立寄、九半時過、御帰殿之事、

但、当春御出府後御痴邪氣等二而、久々 御登

城無之、今日、初而 御登 城被遊候處、御懇

之被為 上意候ニ付、御老中方御勤被遊候事、

209 「筆のまに／＼」 寛政一〇年七月二三日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

康藏

一、相公様（前田治脩）御痴邪等御快、今日、両 御丸へ 御登 城、

御下り之節、御老中方御勤、御帰館以後、御表へ

御出之節、拙者共於 御居間書院

御前ニ被為召、御痴邪等御快、御参府後、今日初而御登 城被成候処、就右御懇之被為蒙

上意、難有被 思召候由、御意ニ候、右之趣、各

へも可申遣旨被 仰出候旨、且右之趣、此表頭分

以上之人々江も不急度可申聞旨被 仰出候半と申聞、

夫々演述有之候様申談候由、將又明和五年六月朔日、

泰雲院様御病後御登 城、被為蒙 上意ノ節ハ、於

其表も出仕之面々江被仰聞由ニ候、就夫前田修理

江者於此表申聞相済候由、七月七日之日付、津田

玄蕃・横山藏人々以紙面申越、今日到来、

210 「諸事被仰出日記」 寛政一〇年七月条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

一、当七日、相公様（前田治脩）御参勤以後初而 御登城被遊旨申

來、

211 「政隣記（耳目甄録）」一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 挑九

四月

四日 四時頃、御機嫌克

御發駕、其節八至而微

雨、御供御家老横山藏人・御近習御用人持組石野

主殿助・組頭並勝尾半（信処）左衛門等、御筒支配生駒

伝七郎（注記）御近習御持頭・御弓支配菊池九右衛門（作則）・御物

頭並聞番」・御長柄支配御大小將篠原与四郎・御道中

奉行兼御行列奉行御小將頭野村伊兵衛・御歩頭兼御

用人岡田助右衛門・御歩頭中川平膳・御道中御近習

騎馬・御大小將御番頭仙石兵馬「同上」・御大小將

横目水原五左衛門・大脇六郎左衛門、

(中略)

(十五日)

月次出仕、四時前年寄衆謁、其節左之通御用番
安房守殿左之通御演述、座上より恐悦申述退出、

相公様前月廿二日、御着府之処、同廿五日、上使

戸田采女守殿「附御老中」を以、御懇之被為蒙、上

意、同廿八日、御參勤之御礼可被、仰上旨等、前

日、御奉書之処、御口中御痛ニ付、以御使者御献上

物相済候、此段為承知申達候、

附記、御家老津田玄蕃・横山藏人、献上物ハ両御

丸江持參、御納戸江相納与云々、

(中略)

(八月朔日)

月次出仕、四時前御年寄衆等謁、左之通御用番御
演述、座上より恐悦申上相済、

相公様御痴邪等御快被成御座、前月七日、御參府

後初而御登、城被遊候廻、就右ニ御懇之被為蒙、上
意、難有被、思召候旨、拙者共迄被、仰下候事、

五月一日

前田斉広、帰国を許可される。同月一五日、江戸城に登る。次いで同月一九日、江戸を発

ち、六月一日、金沢城に到着する。

212 「江戸幕府日記」寛政一〇年五月一一日条

国立公文書館
内閣文庫蔵

上使本多弾正大弼

加賀守養子

初而 松平筑前守

卷物二十

右、御暇被、仰出候付被遣之、

213 「江戸詰中覚帳」寛政一〇年五月一一日条

金沢市立玉川
図書館加越能

文庫蔵

一、筑前守様江今日御暇之上使、両御丸、御台様よりも有
之事、

214 「江戸幕府日記」寛政一〇年五月一五日条

内閣文庫蔵

出御、

御鷹被下
御馬被下

御暇

初而松平筑前守

養子御暇之御礼

煩松平加賀守

215

「江戸詰中覚帳」寛政一〇年五月一五日条

文庫藏

金沢市立玉川
図書館加越能

筑前守様昨日御老中方御連名之依御奉書、御登

（前田齊広）

城、御暇之御礼被 仰上、

一、筑前守様今日御礼被 仰上候御様子、御前江被

（前田齊広）

召可被仰聞処、御疝邪二付、其御義不被為在由二

（勝尾信処）

而、左之通半左衛門を以被 仰出、

（前田治脩）

筑前守様御國許江之御暇之義、從相公様御願被成

（忠義）

候処、去十一日、上使本多彈正大弼殿を以御願之

（徳川家慶）

通被 仰出、御卷物御拝領被成、從

（徳川家慶）

使水野出羽守殿を以御卷物御拝領、從

（忠義）

中島伊予守殿を以御卷物御拝受、昨日依御奉書、今

日、御登 城、御礼被 仰上、御懇之

上意、其

上御着座ニ而御鷹・御馬御拝領被成、重疊難有被

（忠義）

通被 仰出、御卷物御拝領被成、從

（徳川家慶）

大納言様も以

（忠義）

上使水野出羽守殿御拝領物被成、御

（徳川家慶）

五月十五日

候、

右御様子、被為 召 御意可有御座処、御疝邪二

付、其御義不被為在候、此段も可相達旨被 仰出

付、其御義不被為在候、此段も可相達旨被 仰出

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

（前田齊広）

（前田治脩）

</div

筑前守様御国許へ之御暇御願置被成候処、去十一日、
以上使本多彈正忠^{（忠義）}大弼殿御暇被仰出、御卷物御拝

領、従

大納言様も以上使水野出羽守殿御卷物御拝領被成、

従

（廣大院）

御台様も以中島伊予守殿御卷物御拝受、同十五日、

（行敬）

為御礼御登、城被成候処、於御白書院、御目見

被仰上、其上御着座三而、御懇之、上意、殊御

鷹・御馬御拝領被成、重畠難有御仕合三被思召候、

相公様ニも御登、城、右御札可被仰上処、御持病

之御痘積^{（癰）}ニ付、其御儀不被為在候、此等之趣何もへ

可申聞旨、拙者其迄以、御書被仰下候事、

右三付、御本宅江ハ不罷出候事、

六月一五日

金沢城内の下御台所に盜賊が入る。

221 「諸事被仰出日記」 寛政一〇年六月一五日条

（金沢市立玉川図書館蔵）

寛政一一年（一七九九）

一、夜前、下御台所江盜賊入、銀□□賈日盜取候由、

222 「寛政文化間日記」 寛政一〇年六月一六日条

（金沢市立玉川図書館蔵）

寛政一〇年～寛政一一年

御台所へ賊入、

七月二二八日

加賀藩江戸藩邸（本郷邸）に落雷あり。

223 「江戸詰中覚帳」 寛政一〇年七月二二八日条

（文庫蔵）

一、七時過、強雷鳴ニ付、（津田政本）玄蕃・（横山政寛）藏人御殿江罷出、以十

左衛門相伺御機嫌候処、何之御障も不被為在旨、

以同人御意有之候事、

但、雷山引小屋小者小屋江落候へとも人損等無之

（金沢市立玉川図書館蔵）

三月一一日

同人

御台様より
卷物五

右、御暇被 仰出候付被遣之、

上使松平伊豆守

松平筑前守

三月二九日

前田斉広、金沢を発ち、同月二六日、江戸に到着する。次いで四月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

前田治脩、帰国を許可される。四月一日、江戸城に登る。次いで五月七日、江戸を発ち、

同月一八日、金沢城に到着する。

224 「筆のまにく」 寛政一一年三月一一日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫

一、今日
筑前守様益御機嫌好、金沢 御発駕、御供御家老無
之、御附人持、成瀬監物・横浜善左衛門御供也、

225 「江戸幕府日記」 寛政一一年三月二九日条

内閣文庫蔵

御座間

(中略)

上使松平伊豆守

信明

銀百枚
卷物三十

同 中山長門守

信勝

松平加賀守

前田治脩

御馬被下

御暇

松平加賀守

前田治脩

庫蔵

226 「江戸詰中覚帳」 寛政一一年三月二九日条

右、就参府被遣之、

226 「江戸詰中覚帳」 寛政一一年三月二九日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫

一、上使松平伊豆守(信明) 殿御出被成候旨、御小人目付罷越申
聞候由、九時過、聞番申聞候三付、組頭等へ夫々申
聞候事、

227 「筆のまにく」 寛政一一年三月晦日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫

一、相公様御帰国御暇御例之通被

仰出候へハ、五月七

日 御発駕可被遊旨、当廿一日被

仰出候由、御泊

付も相極候旨、同日急便ニ伝付申来、

228 「江戸幕府日記」 寛政一一年四月朔日条

内閣文庫蔵

御座間

右、御見、

(中略)

一、今四江戸五分前、御白書院江

出御、

御太刀一腰
卷物十
銀三十枚

参府

松平筑前守
(前田齊広)

養子参府之御礼

申上候御礼

松平加賀守

(中略)

卷物五

同

松平加賀守家来
村井又兵衛
(長世)

横山藏人
(政寛)

229 「江戸詰中覚帳」寛政二年四月朔日条

一、今日御暇之御礼等被

仰上候ニ付、六半時前 御出、

御登

城、御礼御首尾能被

仰上、御下りニ諏訪

部文右衛門殿江御立寄、夫々御老中方・若御年寄衆

御廻勤、九半時前、御帰殿之事、

但、

寛政二年

筑前守様御参府之 御礼被 仰上候ニ付、御同道、御登城、御廻勤之節も御同道被遊、御老中方ニ而ハ一度充御立戻有之、

230 「筆のまに／＼」寛政二年四月条

金沢市立玉川図書館奥
村文庫蔵

○四月

筑前守
(前田齊広)

一、筑前守様益御機嫌能御旅行、前月十六日、野尻御止宿迄者、御道雪深、馬足も不立、御供人足を痛

暫、今日夜八半時過、榦へ御着、翌日四時頃 御発

駕、十九日朝六半時頃、追分御着、同日同駅ニ御逗

留、廿三日夕、江戸 御着之筈之処、廿日、板鼻駅

へ御着之上、御風氣ニ被為在、廿二日迄、同駅ニ御逗留、尤御風邪一通りニ而、外御替不被為在、廿三

日、同駅 御発駕、本庄御泊、夫々御当日之通ニ而、

廿六日、御着府之旨、廿一日、板鼻駅より江戸へ言上、

右之趣、追々御用番より廻状ニ而承候、

231 「筆のまに／＼」寛政二年四月五日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

一、筑前守様、前月廿六日已中刻、御着府、御風氣も

五日

222 「筆のまにく」 寛政二年四月九日条

金沢市立玉川図書館

九日

一、筑前守様御参府ニ付、三月廿九日、上使松平伊豆守殿御出、御懇之被為蒙上意、且又御参府之御札可被仰上旨、晦日御奉書到来、当朔日、御登城、於御白書院御札被仰上、御懇之被為蒙上意、相公様ニも依御奉書、御登城被仰上候処、御懇之被為蒙上意之旨等申來、

一、三月廿九日、上使松平伊豆守殿を以、御国許江之御暇被進、白銀・御巻物御拝領、従

〔徳川家慶〕大納言様水野忠友出羽守殿を以御巻物御拝受、従

〔大院〕台様名中山長門守殿を以御巻物御拝受、当朔日、

御登城之義、前日御奉書、則御登城、於御座

之間御札被仰上、御懇之被為蒙上意、御手自御の

し鮑御頂戴、御鷹・御馬御拝領之旨等申來、

233 「江戸詰中諸事略留」 寛政二年五月七日条

金沢市立玉川図書館

一、今日御発駕三付、御殿揃刻限五半時之事、

(中略)

一、今日午ノ中剋、御機嫌能御発駕之段、中飛脚を以年

寄中へ相達候事、

234 「江戸詰中覚帳」 寛政二年五月七日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
(村井長世)

一、益御機嫌能、午ノ中刻御発駕被遊候、又兵衛・藏人義、御式台敷附二枚目、織江之上ニ、御勝手之方江罷出有之候事、

但、直ニ御供いたし候事、

235 「筆のまにく」 寛政二年五月一五日条

金沢市立玉川図書館

一、相公様益御機嫌好、当月七日午中刻、御発駕之旨、同日発足中飛脚今日到着、前田織江名申越、

236 「筆のまにく」 寛政二年五月一七日条

金沢市立玉川図書館

十七日

一、相公様益御機嫌能御旅行、十五日泊江御着、十七日夜五時之御供揃三而十八日、御着城可被遊旨、同駅ニ而被仰出候旨、早飛脚を以今日申來、

237 「江戸詰中諸事略留」 寛政二年五月二五日条

金沢市立玉川図書館

図書館加越能文庫蔵

一、去十八日金沢発足之中飛脚、越後姫川二而一日逗留有之、今日七時前到着、

御前長途益御機嫌能、去十八日申ノ剋、御着城可遊候段、月番大炊殿々申來事、

238
〔前田孝友〕
「政隣記（耳目甄錄）」一九
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄拾九〕
〔三月〕
廿一日 夕七時過、板鼻駅々之早飛脚着、左之通申來、

筑前守様、御機嫌克今月十一日金沢、御發駕之處、

御道中雪降、別而閑山前後積雪多、荷物・人足・持

乗馬者やう／＼ねこだ越之族〔缺力〕二而、御通行不被為果

敢取、榊駅江晩天七時過御着、追分駅江者朝六時過

御着被成候三付、同日一日御逗留、廿一日板鼻可被

遊、御發駕候處、御風氣二被為在候三付、同日并廿

二日御逗留、廿二日本庄〔注記増御泊也〕御泊、廿四日

熊谷御泊、廿五日蕨御泊、廿六日、御着府之段申

來、夜半頃重而御飛脚來着、御風氣段々御快旨申

來候事、

右二付、御表小將山崎〔猪俣〕弥次郎へ為見廻早打御使被

仰付、今夜發出、但、廿五日罷帰候事、

廿六日 四半時頃、

筑前守様、益御機嫌克、御着府、御作法御先例之通、夕方御老中方御廻勤も被遊候、且御待請之御客衆等

二汁五菜之御料理出、

廿九日 上使御老中松平伊豆守殿を以、御国許へ之御

暇被 仰出、御例之通白銀・御卷物御拌領、御懇之被為蒙 上意、（ママ）従水野出羽守殿を以、

大納言様も御卷物御拌受、被為蒙 上意、従

御台様も御使中山長門守殿を以、御卷物御拌受、

筑前守様江も御參府二付、御懇之 上意有之候三付、

伊豆守殿御送迎者被遊候、出羽守殿・長門守殿江者

相公様御壹人御送迎被遊候、但、御口中御痛三付、

御相伴且御廻勤者 飛驒守様江御名代御頼被遊候事、

（中略）
〔四月朔旦〕

同日 昨日依 御奉書

御兩殿様御登 城、御暇之御礼、御參府之御礼被

仰上、上意、御拌領物御前例之通、依而於御席

御意之趣〔村井長世〕又兵衛殿御演述、畢而為御祝詞於竹之間御

帳二附候義も前々之通、

但、御拌領之御馬〔栗毛・鹿毛〕昼過來、御鷹者

夜二入来、

(申略)

七日 (五月) 四時之御供揃三而九半時頃、大御門より益御機嫌克

被遊 御発駕、其節舟之間ニ而篠崎玄順、御通り

懸り之御目見、奏者相勤、御勝手通り御先江走抜、

幕番所前江出蹲踞、尤与力兩人受取為相詰、御跡御

行列通り候而、御門大扉為打候事、

(中略)

廿八日 今度御帰国、十八日、御着城、但、十八日津

幡御泊、十九日御着之日団りニ候處、俄ニ高岡より

御帰城与被仰出、右之通之旨、今日御飛脚着、相知

レ候事、

(中略)

正姫様御婚禮御整之上者、

正姫様御婚禮御整之上者、

御前様与奉称筈ニ候條、御家中之人々一統承知候様

相触可被申候事、

四月

付札御横目江

正姫様御婚禮御整之上者、

相公様 (前田治脩) 正姫様 (前田齊広) 寿光院様 (前田齊広) 筑前守様 (前田長世) 与申御順ニ候

事、

240 「政隣記 (耳目甄錄)」一九 (四月) 左之通御用所より申談有之、

正姫様御婚禮御整之上、御順之儀左之通、

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記 耳目甄錄 指九〕

一、御婚礼御首尾能御整被遊、恐悦之至奉存旨、又兵衛

239 「江戸詰中覚帳」寛政二年四月二八日条 (金沢市立玉川文庫蔵)

田利道の娘) を娶る。

江戸の前田治脩、法梁院 (正姫。元大聖寺藩主前

付札御横目江

(中略)

正姫様御婚禮御整之上者、

御婚礼相済候為恐悦、御歩並以上之人々、頭・支配人

△御小屋江廿八日・廿九日之内罷出候様可被申談候事、

四月

廿八日、五半時、飛驒守様江今日御婚礼御内祝御整之

(前田利考)

為 御祝儀、塩鯛一箱・昆布一箱、桐陽院様へ塩

鯛一箱、從

筑前守様も右御両方様江塩鯛一箱宛被進候、御使二致參上候処、飛驒守様者御直答、二汁五菜之御料理等被下之、桐陽院様者御附頭を以御答有之候事、

但、夕方(津田政蔵)自分御小屋へ從 飛驒守様御使者御小将

組市川丈助を以、晒布五疋・包麁斗・御目録被下之、其節御殿詰不在合、家来取次申越候ニ付、其段達 御聴、御用所へも申達、翌日為御礼參上仕

候事、

一、今日御婚礼御内祝御整ニ付、御客 出雲守様・飛驒

守様・前田安房(矩貴)守殿等御内縁有之御出入衆迄、都合

十五人御出、三汁五菜之御料理等壹ツ焼鯛出、飛

驒守様者於御居間書院御祝、夫々御都合克相濟、且

御歩並以上御殿詰合之分、一統江御吸物・御酒・御取

肴被下之、足輕・小者江者御酒等被下之、尤是又御

殿詰合之分迄也、但、頂戴席年頭御具足餅・御雜煮

之節之通、

五月一五日

金沢に地震あり。

241 「政隣記(耳目甄録)」一九(五月)十五日 晴、申二刻地震、

金沢市立玉川図書館加賀能文庫藏
政隣記(耳目甄録)拾九

五月二六日

金沢に強震あり。金沢城にも被害が出る。

242 「筆のまに」(奥村尚寛) 寛政一一年五月二六日条

金沢市立玉川
図書館奥村文庫藏

廿六日

一、今日夕七時過、地大震候故、家内之人々各庭へ避

候、拙者儀(奥村尚寛)、去々年以來、持病之積(病)氣等不出来有

之、不致出席、今日も不宜候故、暫見合候而、暮

頃忍而登城、石野主殿(寛氏)助を以、先刻者強地震三候

処、御容躰御障も不被為在候哉、為伺御機嫌罷出候、

御序ニ宜と申述、二段ニ早速可罷出処、地震故、別

而積氣不出来、暫遂保養、忍而罷出申候、御噂も候

ハ、寔申上度旨、將又別段ニ此義者申達にも不及

候趣、病中以來之御礼も御座候ても、今日ハ態与相

扣不申上段申来候処、達御聽候上、重而罷出、則申上候処、先刻地震二付て相伺御機嫌、御喜悅被思召候、御機嫌伺之御談も不被為在候、右地震ニ付、忍而罷出候段、尤之義、見取候積氣（癡）ニ相障不申哉、御用義示談も済候ハ、退出候様思召之旨御意之由、演述ニ付、御懇之御意之趣、難有仕合奉存旨申述、

一、右地震ニ付、年寄中・御家老中・若年寄中、各登

城也、（長連起）大隅守八登城之処、氣配悪敷、早ク罷帰候故、保養申談之為、（長連愛）九郎左衛門等一先帰宅、重而登城也、人持中等も伺御機嫌登城之人々多、（前田季友）大炊者

而も、波ハ高ク成由也、

（追記一）「拙者積氣、去々年以來ハ間之内ニ而ハ左程無之候へとも、外トヘ出候ヘハ、眩量ニ而歩行難致、打ひらき候所ハ、弥難義候趣、今日、金谷御門（追記二）今松坂通り罷出候也」

見分ニ廻り候也、金沢中所々屋敷ノ開之土壌多潰へ候、拙宅も内開之土壌多ク潰ヘ、或ハ庭ニ建候石灯籠たほれ、或ハ間之内棚ニ置候品落候、金沢之内

ニ小家、岸之上杯ニ有之ハくつかへり、且岸ニハ

くつれ所も多有之故、人死も有之、家来小者之娘も土下ニ成、一人死去之義、翌廿七日ほり出候上、相知候也、此檢使之事、公事場与力へ家来を聞合候処、

地震ニ而死去之義、慥ニ候へハ不及檢使由故、檢使与ハ不致也、先年火災之燒死人も檢使不乞例アリ、

但、先頃以来、朝日赤シ、翌月六日、七日頃迄も小地震、小鳴動毎度アリ、數日を経たルニ、他国ハ左程ニ無之、御領国中ニ而も御城廻り強キ躰なり、右地震後、宮腰波濤甚穩にて、津浪もたつへきやと、所之者勞心之由なり、いつも小地震ニ

（追記三）「尚寛案、今日之地震、甚しどいへとも、寛文二年五月之地震程ニハ無之候、右之節御城石垣所々損者、公義へ御届之段、図之扣、今ニ席ニあり」

「所ニより平地ニわれめ出来候なり、又土蔵のひらき候所も多し、黒津船神主之家ハ、砂山くすれて山となり、神主等砂下ニ庄死する由なり」

六日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

但、伺之儀為念執筆乃為申遣事、

一、人持諸頭為伺御機嫌段々登城有之事、

一、今夕七半時前、強ヰ地震ニ而年寄中山城・内匠助、
（横山隆盛）
（前田直養）

山城・内匠助

屏くすれ候而、夫々御縮之義申付置候、且五郎左衛

内記・蔵人・図書・彦三・又五郎以横山引馬御機
（今村易直）（横山政實）（前田貞二）（不破若章）
（横山政實）（陰語）

嫌相伺、
玄蕃村李右衛門を以、
大學林十左衛門を以
(津田政全)
～陣教～
(前田直央)
～保之～

相伺候処、内記・図書・彦三八以関沢安左衛門^{尚房}、玄

一、武田何市罷出、御厩見分仕候処、御馬・御厩共相替(信典)

申義無御座候、御既用後土屏くすれ候へとも、御用

之內之議二寸、御協二相賈申義無之設申聞、

一、卽納石奉丁叛尾半力等三人罷出、大學工則第二而薪
滿道

一
御經戸番行飯屋三昧等三人罷出
方學湯別周三面
之卯九卯三歳三月見分土亥卯、三月八日寅卯、卯、巳、

之御女御土藏三ノ見分仕候處二ノ八戸前明不申
義一ノ八見分三美九、元日奉日義兵卯辰美、云云

たし候付 九郎左衛門同道 蕁谷退出いたし候處

三つに御土蔵損しかくまい迄相成候処御座候、御

縮二惡牛儀無御座奉存候へ共右之通二付、御番人

切々相廻候様仕度旨申聞候而、其段以執筆御城代方

江はけしく相廻候様申渡有之様ニ達置。

一、御鷹取次広瀬弥平次罷出、御鷹部屋見分仕候処、御

相伺之事、

すれ候ニ而、番人并出番之者も引揚、御縮之儀申渡

候旨申聞、大学・横山引馬を以達 御聴候事、

一、右大変ニ而御次る

寿光院様江早飛脚を以申参り候由之事、

一、年寄中・御家老中・若年寄、夜五半時頃退出、

但、山城・内匠助ハ六時退出也、

244 「横山氏日記」寛政二年五月二六日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

横山隆盛

前田直義

一、夕七半時前、強地震ニ付、年寄中・山城・内匠助・

御家老中・若老、段々登 城、各直ニ 御次へ罷出、

以御近習頭御機嫌相伺候処、益 御機嫌能被為 在

候段、以御近習頭 御意有之、

但、山城・内匠助六時過退出之事、

一、奥村尚寛 河内守義、保養中ニ候へとも、大変ニ付、登 城、

御機嫌相伺候事、

一、長連起 大隅守義、登 城いたし、御機嫌相伺、後脚氣難義

いたし候付、九郎左衛門長連愛 同道、暮合退出いたし候処、

九郎左衛門義、御用有之、重而登 城いたし候事、

但、前田直方 義脱 土佐守保中ニ付、月番迄以紙面被為伺候事、

一、織田益方 主税義、登 城、奥ノ口弓直ニ 御次江出、御機嫌

相伺、夜九時頃、退出之事、

一、隼人是 脚氣ニ而保養中、并閑隨積氣、本多政均 癪 南郊腰痛ニ付、

月番江以紙面相伺候事、

一、人持諸頭為伺 御機嫌、段々登 城之事、

一、田辺五郎左衛門罷出、御細工所相替義無御座候、土

壙くすれ候ニ付、夫々御縮之義申付置候、且五郎左

衛門義、役引中ニ御座候得共、あまり大変ニ付罷出

候段申聞候事、

一、前田直央 大学義、御厩へ罷出候処、御厩并御馬相替申義無之

ニ付、其段以横山隆誨 引馬達 御聴候事、

一、武田何市罷出、御厩見分仕候処、御馬・御厩とも相

替申義無御座候、御厩聞うしる土壙くすれ候へとも、

御聞之内之義ニ付、御縮三相障申義無之段申聞、

一、御納戸奉行飯尾半助満道 等三人罷出、大学江以別席、薪

之御丸御土蔵三ツ見分仕候処、二ツハ戸前明不申、

残り壱ツハ見分仕候処、先相替申義無御座候得とも、

三ツ共御土蔵損こうまい迄ニ相成候処御座候、御

縮ニあき茂無御座候得とも奉存候ても、右之通ニ付、

御番人切々相廻候様仕度旨申聞候付、其段以執筆御

城代方へ申達、はけしく相廻候様申渡有之様達、

但、尤平日御番人相廻り候得とも、猶更はけ敷相

廻候様ニ仕度旨申聞、

一、御鷹方取次広瀬弥平次罷出、御鷹部屋見分仕候処、

御鷹部屋御鷹共相替申義無之候、惣廻り土壇多分く
すれ候付、番人并非番之者も引揚御縮之義申渡候旨
申聞、大学・横山引馬を以、御鷹并御鷹部屋共相替
申義無之段、取次申聞候旨達 御聴候事、

一、右大変ニ付、御次令

寿光院様江早飛脚を以、右之様申參り候由之事、

一、年寄中・御家老中・若年寄、夜五半時比、退出之事、

但、山城・内匠助ハ六時過退出、

245 前田直養「覚書」 寛政一一年五月二六日条
松幸香「前田土佐守家連代前田直養の日記」「覚書」(翻刻)五

資料館蔵 竹

(中略)

一、五月廿六日ノ地震ニ金沢御城ヲ初メ、其外所々土
壇・土蔵等損所有之、死人モ有之事、
246 「日記等抜書」 寛政二年五月二六日条
〔寛政二年〕 同年五月廿六日、強地震ニ付早速登城、御機嫌相伺
候事、
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

247 「寛政文化間日記」 寛政二一年五月二六日条
越能文庫蔵

川図書館加

一、五月廿六日七ツ時過、大地震ニ付、即刻歩ニテ甚右
衛門坂通り登城、御近習頭関沢安左衛門ヲ以御機嫌
伺、御障不被為在旨、同人ヲ以テ被仰出、恐悦奉存

旨御請申上、年寄中初何茂登城、暫ク退出見合候様
ニト申儀ニテ、六ツ時過退出候而も可宜旨、村井申

一、大地震、各登城、○黒津舟出火、

川図書館加

一、今日七時過、大地震、百年ニも無之大地震、屋祢石も落、土屏所々崩（屏）、御城内ニも所々石垣崩候、辰巳

御櫓下石垣等茂崩候、御家中并町共大形土屏（屏）・土蔵披損（破）、小立野力ヶ辺者家をも潰シ候所も有之、

右ニ付、諸頭并諸役人登城、御機嫌茂相窺候事、無役之人持も登城、伺御機嫌候事、

249 「横山氏日記」寛政二年五月二七日条

金沢市立玉川図書
館加越能文庫蔵

一、御居間書院江御出日ニ付、御家老方・若年寄方共罷出可申上、御用無御座旨、中村才兵衛（直一）を以申上候事、一、明日野田 御参詣御延引之段、野村伊兵衛（礼喬）申聞候事、一、御船小屋四筋共、少々かたかり申候得共、危義ハ無御座段、御船小屋才許申聞候付、見分不仕候段、湯淺友右衛門（時宗）申聞承置候事、

但、友右衛門義、伊藤権五郎（勝損）転役いたし候付、代被 仰付候迄、宮腰町奉行兼帶いたし候様、申渡有之ニ付、本文之通届候事、

一、三十人頭何茂罷出、蓮池御庭惣廻り御用土壙百三拾間余りもくすれ、不縮ニ付、夜前々三十人組小頭等、御縮之義申渡候、其外御露地廻り土壙所々くすれ申

候旨申聞、尤御次 御城代方江相達候旨申聞承置候事、

一、御書物奉行中村勘兵衛罷出、金谷御文庫御土蔵三ツ共少々損申候、内ノ御道具先相替申義無御座候、先相届候旨申聞候ニ付、其段以石野王殿助達 御聴候事、

一、御武具土蔵見分仕候処、棚ニ置候品并懸置候品相替不申、仍而箱之内御道具ハ相替申義有御座間敷義、右奉行申聞、且亦鉄炮方少々損物御座候躰之由、御家老方江届、（前田貞一）図書以右野王殿助達 御聴候事、

一、御弓矢方并火矢方損候品無御座段、右奉行夫々申聞、図書以王殿助達 御聴候事、

一、御納戸奉行中村弥左衛門（守富）罷出、薪御丸御土蔵二ツ戸明不申分、御大工罷出、明ケ申ニ付、内見分仕候御道具者多分相替申分無御座哉与奉存候旨申聞候ニ付、其段（前田貞一）大學王殿助を以申上候事、

一、御城中損所、大手石垣・石川御門左右石垣くすれ、其外石垣都合拾八ヶ所崩、土壙所々崩、其内ニも外

と廻之土壠多分崩、且高石垣ハ不残所々はらミ候事、

250 「寛政文化間日記」寛政二年五月二七日条

越能文庫蔵

團等少々損所有之候へ共、御城中無御別条、

〔前田治脩〕

相公様何之御障も不被為在、御機嫌能被成御座、此

段 寿光院様始可有御申上候、今晚石野主殿等る

不時立町飛脚早飛脚步指出之候付伝付、此段申進候、

以上、

御居間書院へ被召、地震ニ付、御意有之、鐘樓損候付、鶴丸鐘撞候コト、

251 「諸事被仰出日記」寛政二年五月二八日条

金沢市立玉川図書館加越能

越能文庫蔵

五月廿六日

前田織江大炊判

追而七日各登 城相伺御機嫌申候、此段為御承知申

進候、以上、

一、右夫々申上、且伺御機嫌之紙面席へ差出事、

但、文段別帳へ記、

252 「寛政文化間日記」寛政二年六月二日条

金沢市立玉川図書館加越能

文庫蔵

一、右金沢表廿六日地震之様子、委相知兼候得共大変

之由、御家中侍中居屋敷岡長屋并町家所々數軒破損、所ニより地面われ人損等も有之由、取々坪有之事、

253 「江戸詰中諸事略留」寛政二年六月四日条

金沢市立玉川図書館加越能

文庫蔵

254 「江戸詰中諸事略留」寛政二年六月五日条

金沢市立玉川図書館加越能

同四日 昨夕迄雨天

一、去月廿六日夜、石野主殿助^(寛氏)等々不時立町飛脚早飛脚

歩二太炊殿^(前田孝友)々伝付之状、今日四時前到来、左之通、

此表今廿六日夕七時過甚嚴敷地震ニ而、御城廻御

同五日 晴

一、今般御国表大変之様子ニ付、

筑前守^(前田齊広)様より御見廻として御使被進置段被

仰出、

僉義之上井上勘右衛門^(喜親)被 仰付候旨ニ付、其段勘右

衛門へ申渡、道中往来指急キ罷越候趣之事、

一、前月廿七日金沢発足之早飛脚、御用所々差出候付、

御用番前田孝友大炊殿より之伝付状、今日八半時頃到来、去

廿六日大地震三而、

御城中并御櫓ハ無御別条候へ共、所々御用等ハ損所有之、其外武士方・町家等も破損有之、怪我人茂有之躰候、委細之儀者未相知不申候、先加様之節御届も有之趣ニ候哉、猶更聞番詮義之上、的当之義も不承知候ハヽ、御益等承合候様可申渡旨申来事、

飛脚之者評ニ大変至極之儀、町家人々途中ニ相集面々声を発スルノミ、或ハ愛宕あたご山辺ハ山鳴動ニ付、人々家を明退散いたし、其外所々地面われ、

其内江おち入即死等有之、或ハ小立野新坂等崩レ

数軒破損、或ハ池あな藏毀込騒動人有之、前代未

聞之由、扱又浜手へ御使番見定ニ被遣候処、八田

潟ノ内三百間三三百間計成波ヲ來、浜辺ハ洲入候様ニ相成、黒津舟辺ハ一向相見不申歩行、或成外

海うしつ一里半計引塙ニ相成、定而追而ソナミ可

有之沙汰之由、且大聖持辺も同様大変之由、区々

取沙汰之事、

255 「江戸詰中諸事略留」寛政二年六月六日条

金沢市立玉川図書館加

越能文庫蔵

同六日 朝曇昼過午晴

一、今般御国表大地震ニ付、於此表詰合頭分以上席江罷出、伺御機嫌候事、

但、於金沢表頭分以上分而伺御機嫌之義ハ無之、何も即日早馬ニ而罷出、於御次相伺候躰之由、右ニ付、此表ニ罷出候面々も不相伺かと如何敷ニ付罷出、相伺候様一統申談旨、水野次郎武矩大夫申聞候事、

256 「江戸詰中諸事略留」寛政二年六月七日条

越能文庫蔵

同七日 天気よし

一、今日御届書 御用番松平伊豆守殿へ聞番恒川七兵衛

持参、役人関屋次郎五郎江申述相渡候処、御承知被

成御受取之由、御添書七兵衛指出候事、

御届書左之通、

今廿六日申之刻、國許大地震ニ而、金沢城中并櫓者

無別条候得共、所々畠等損所有之、其外城下侍屋
敷・町家等茂破損所多、怪我人等茂有之躰三奉存候、
委細之儀者未相知不申候間、追而御届可仕候、先右
之趣御届申達候、以上、

五月廿六日 御名

257 「寛政文化間日記」 寛政二年六月一五日条
越能文庫蔵

地震ニ付、自江戸 前田資広 築前守様御使者井上勘右衛門來、

258 「寛政文化間日記」 寛政二年八月一日条
越能文庫蔵

五月ノ地震ニ付、御届コト、

259 「政隣記（耳目甄錄）」一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔六月〕 「政隣記（耳目甄錄）」一九 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

四日 四時頃、前月廿六日夕七半時頃、金沢強地震之由
相知ル、委曲者今月末ニ記之、

（中略）

今年五月廿六日、申三刻頃、加州金沢強地震有之、統
而弱地震三度有之、御城内石垣等初所々損（注記）じ、御
殿者 御別条無之、御城下武士町等町家損所多有之、
二之御丸亘番組頭高田新左衛門羌種（注記）一御小将頭二百

五十石」、泊番宮井典膳直拠（注記）「御馬廻頭六百石」茂新
左衛門（注記）今為交代罷出有之ニ付、兩人共御次へ參、格
別之強地震ニ付、當番御近習頭有沢采女右衛門有貞
被為在ニ而申聞、然處人持組并諸頭追々登 城、何
茂御近習頭を以奉伺御機嫌、依之御馬廻頭兼御儉約
奉行、領千三百石、江守平馬値房より御用番江申達
候者、御表向相勤候者共者、御用番より被仰渡も
無之候処、遮而奉伺御機嫌候儀如何敷奉存候得共、
人持中等追々登 城、御近習頭を以奉伺御機嫌候間、
同席共ニも同様ニ仕候、此段御達申置候段申述、依
而宮井・高田茂一統之通、重而御次へ出、御近習頭
を以奉伺御機嫌候旨申演、

一、御城代、領壹万八千五百石、前田大炊孝友、即刻
登 城、直二 御次江被出、夫より御席へ被參候上、
御大小將横目當番堀左兵衛秀親（注記）「四百五十石」を被
呼、御本丸等損所見分可致旨被仰聞、泊番御横目
追付可罷出時刻、其上宮井・高田兩人罷在候ニ付、
左兵衛儀も一所ニ見分ニ罷出、暫御横目所明候趣等、

大炊殿分も被申上候趣取計、宮井分采女右衛門を以達、御聴、御大小將横目四百五十石、坂井甚右衛門直隕無程泊番三出、御横目所久敷者明不申、尤地震

二付差続追々御横目中登、城有之、且又定番御馬廻御番頭四百五十石、吉田八郎大夫兼忠茂大炊殿跡分見分へ罷越、

一、御城代一万七千石、奥村河内守尚寛、乍病中押而登城、其外御年寄中等追々登城、暮過各退出、御用番大炊殿者夜五半時頃退出、

一、前記之通、人持組等以下役儀御免等之頭分も罷出、奉伺御機嫌候段、於御次御近習頭を以申上候事、

一、江守平馬等分外御用も無之哉之旨、御年寄衆等退出二付、御用番へ御尋申候処、一統相待罷在候様被

仰聞候二付、各在合之分相待有之候得共、宅々門前

団等及大破候人々者有之儀二付、夫々縮方指団等も仕度段及御示談候処、門前等及大破候人々者可罷候、併御呼出之義も可有之候間、其心得二而可罷在旨被仰聞候二付、大破之人々迄罷候、其後何等之御用も無之、夜五時前ニも至候二付、御様子承度段、

執筆役組外小竹直右衛門を以御尋申候処、先御用も無之旨三付、当番之外一統致退出候、

一、同夜半頃迄二七度震申候得共、強き地震ニ而者無之候事、

一、同夜御次辺御仕廻無之、翌朝迄直ニ詰切之事、同夜六時過火事沙汰有之、大浦辺出火与申事ニ而暫

有之鎮候、但、右火事者黒津船神主家等地震ニ而震り潰し、火事ニ相成候事也、其節之委曲末ニ記之、

一、右強地震後、御使番三百三十石、渡瀬七郎大夫政勝を小立野辺并三社辺為見分被差遣、但、七郎大夫野袴・布羽織着用罷越、

一、廿七日暁八時過少々、七時過二度、朝六半時過二度、昼之内も少々宛三度震、同日曇蒸暑、昼後少々風立、一、昨廿六日も曇蒸暑候事、

一、廿七日、宮腰江御使番二百石、堀兵馬善勝為見分ニ遣候処、潰れ家二拾軒計、大損家百軒計有之段、其上粟ヶ崎黒津船江御使番五百石、津田権五郎居方為見分ニ遣候処、粟ヶ崎之潰れ家十三軒計有之、黒津船江者砂沈ミ難罷越、根生迄罷越承合候処、黒津船

御宮坂下神主等之家潰れ、砂山も潟へつき出し候由、

同所御宮も潰れ候由云々、

一、廿八日晚八時過、朝五時前少々宛地震、昼八時過微

雨、無程震、

一、同日昼、宮坂へ渡瀬七郎大夫、栗ヶ崎辺江堀兵馬、

再為見分被遣、附、今日雨晴候後大暑三相成、

一、同日、従大聖寺飛驒守様御家老山崎権丞を以、強地震二付、為御見廻御登城二成度思召候、先以御使者被仰上旨三候處、御登城御断被仰進、

一、時鐘所高也、此度地震二而石垣等及大破候二付、

今廿八日も鶴之丸ニ有之鐘を時鐘ニ被仰付、暮六時も撞之、依而鐘撞足輕詰所出来迄、当分三之御丸御馬廻組番所次之間ニ相詰候、昼式人、夜三人、小者老人宛相詰候事、

一、廿九日晚七半時過、少々一度震候事、

一、同月廿四日、日色出入共如朱雲、色も久敷赤く、大風ニても有らんと評区、廿五日・廿六日も同様、廿六日昏曇西真風三而常に無之けしからぬ空也、其頃燕子巣立之折なるに燕共子を喰へて何地不知飛去行

しと云々、

又、三太郎船とて二千五百石積の船、宮腰浦へ先日以来参り居候處、水主梶取等廿五日之氣色を見て、是只事ならでと不敢逗留中之指引方をもそこく

ニして、早速帆を上て乗帰候事、

一、今年より七十三ヶ年以前、強地震有之、其節ハ能州震強し、駄荷馬地面之割レ日江入、不得動キ程之為駄ニ候由、鳥屋吉右衛門〔注記〕一関助馬場町居住、小鳥商壳人、今年九十七歳申聞候事、

一、金沢町奉行七百石、香林坊橋上川縁居住、富永右近

右衛門助有〔注記〕前鬼之末孫也与云々一屋敷者古キ普請ニ

而損所多、隣之土壠なども古く損し有之候處、右地震之節ハ一向損所無之、無難至極なる事、於金沢只此一家而已也、于時此月廿五日、廻国之旅僧來り申

ハ、於旅中異僧々伝附之由ニ而靈平峰夕霧如斯札を壹枚持參、是を何卒早く届候様被頼候由申聞、指

置泊候旨也、此札之守護ゆへカ、右近右衛門屋敷ニ限り家ハ勿論、屏壁ニ至迄少しの損じも無之候、右異僧ハ先祖之前鬼坎与云々、

一、能州輪島産之由ニ而、乞食白子与云者、金沢ニ在候
処、同月廿五日ニ明廿六日ハ強地震可有之と申候
処、果而符合、又六月十一日ニハ火災可有之与申ゆ
ヘ、金沢中嚴重ニ致用心候故か無別條候、右白子を
盜賊改方役所ニ而相糺候処、九才之時江戸ニ在之、
易学致稽古ニ付、右之変相考候段申聞候事、

一、御持弓頭兼御異風才許三百石、彦三五番町、窪田
左平秀政、右地震之夜、家内何も夜半迄庭ニ居候処、
虚空を大きなる鳥飛行、羽を広め候所者十間計と見
ヘ、形ち青鷺の如く、毛色ハ夜陰之事ゆヘ不相分、
至て静成羽つかいにて候旨、其後〔注記〕「日ハ失念」、同人
庭にて昼過之事なるに大なる鳴飛行、真鳴程の大サ
にて有之候旨、又其後〔注記〕「日失念」、庭ニ而耳有之蛇石
垣江入候、長サ二尺計之小蛇ニて耳ハ余程長ニも有
之と見受候由、六月十八日、御持方頭寄合宿、御持
弓頭兼御近習頭、百八十石、不破五郎兵衛〔注記〕「光保」
宅ニて左平話、各承之候旨之事、

一、御堀石垣七歩之損シ与穴生方々言上、但、辰巳之方
ハ損シ薄く候由之事、

一、河北郡第一損じ、黒津船神主并せかれ・娘・家来二
人、砂山之崩れに压れ絶命、右神主斎藤近江、居間
ニ父隠居と致物語有之、妻ハ台子之側ニ嫡子并二男
七才・女子六歳咄居候処、砂山崩れ人々外へ出、近
江も出候得共、子共ハ就不出、重而家内江入候処ニ
て砂の下ニ相成候、其人々ハ近江并嫡子・娘・家来
男女五人也、妻ハ庭へ出候処、砂岩に乗なから湖
上ヘ數丁出候処、引波ニて又陸江打戻々候ゆヘ助
命、隠居并嫡子并妻、是又砂山高ニ遊び居候女子五
才助命、右嫡子之乳母當時外ニ居候処、重而參宅有
之、三才の子を抱き出むとして砂山之下ニ成候得共、
大指物の間に挟まれ候ゆヘ压れす、併潰れ候家の上
ヘ砂高く懸り、中々難出候処、遙か向ニ少々明りす
るを目當として潰れ家の木・竹・疊等の間々を潜り、
ついに外へ出助命、其後右潰れ家々出火之処、上に
砂山覆ひ候故、消す事不能、然処

御先代〔前田重教〕様之御判物等有之ニ付、嫡子者潰れ家之端之方
可有之与存、当り之方々潜り入て、御判物等取出之、
少々焼焦候得共形有之、誠ニ是者奇妙与云々、

一、宮坂獵師家八軒有之処、六軒砂山之下ニ成、五人即

死、妻子之死骸深く埋れ取出得不申由之事、

但、右生残之者共者、翌廿七日朝手繩網之漁りニ出
て、其日之飢を嘗む産業ながら哀れ成る共与云々、

一、小立野がけ片原町家過半下江倒れ落、或ハ大ニ傾き、

依之当分毎日三百人余之三度宛賄、町会所々近辺於
寺院等拵之被下之、中ニも塩屋三右衛門土蔵者谷へ
落候て名物・珍器微塵ニ相成、其外町方土蔵無難な

るハ無之、或ハ倒れ、或ハ開き、又ハ曲り、近江町
魚店穴蔵も多分崩れ、折節用事有之入居者者皆々即
死、

一、武士屋敷等・寺社家杯も右同断、損所多、土蔵も

皆々右同断、

一、廿六日以後、毎日昼夜二三度宛、才川上之方ニ当り
山鳴有之、又海も鳴候与云々、

一、黒津舟前大崎辺潟中ニ、百七十間ニ五十間計之島出

來、此外ニも右様之島二ヶ所、右繞之潟ニ出来、是
ハ砂山を水中へ突出し候ゆへ也、都而右辺之浜^(水入)スイ
リして歩行危く、砂中之股迄落人所多し、

一、前記の如く、廿六日強地震後、小地震度々昼夜共に

之、此次洪水之沙汰、御儒者新井升平^(注記)「新井白蛾嗣

息、易學ニ長ス」茂出水与考之、今來月於無之者、八
九月之内与云々、

一、同月廿六日、強地震以前ニ黒津船向海ニ黒色長サ数

十丈見へ、其内々何やらん空へ登る躰也、天氣宜く
龍巻ニも非ずと各見居たる處、右之黒色形空へ上る
と等敷地震に及ぶ与云々、

一、加州ニテハ諸家壁の不切所一軒も無之、尤境壇の不
倒所も無之、然るに前記ニ委記する如く、富永右近
左衛門屋敷迄無別条、

一、右地震、上ハ小松辺迄大抵同様、御城ハ少々之損
シ之由也、京都江之町飛脚之者、江州木の本与長浜
之間ニ而震ニ合ふ、少々之地震ニ候旨也、江戸江之
町飛脚之者ハ越後雅楽駅と外波駅之間ニ而合ふ處、
是又少々之地震与云々、

一、連日才川縁渕之高崩れ落、此響ニ而彼筋川縁・堀縁
ハ地面ニ破れ多く、歩行心配与云々、

一、六月朔日山鳴、二日ハ曇り細雨、

一、都而川縁住居ハ洪水之手当、其外雜説共区ニ而人心

一、怪我人・潰れ家ハ家来末々迄可書出旨御触有之、不穩、

一、日雇賃并繩・蔣等之值、俄ニ引上候ニ付、其族買人

乞可書出旨、急度町奉行・御郡奉行ヘ被仰渡有之、

一、才川辺町人岡屋茂兵衛与申者、五月廿六日薬師村本

興寺〔注記〕江參詣、帰路往還大樋町端ル一丁計

之所ニ而地震ニ合ひ倒れ候処、暫起上り不得、田毎

之水東西江五、七尺計程宛傾く内ニ、田水板の如く

成て空江三、四尺計上り、並松五、六尺計震れ候を

見受候旨、漸無難ニ令帰宅与云々、

一、石灯籠、的場或ハ築山などニ有之分ハ、竿石之倒ニ

而六尺計飛上り、落る時四方ヘ飛倒候由、尤所々ニ

よりて差別有之、大同小異也、

一、地面割レ候所江、其後之雨ニ而口広く成、四寸五寸

程宛も明キ有之、御城内ニ而ハ坂下御門内乞石川御

門前迄之地面ニ数ヶ所割レ出来、其外も所々同様、

一、強地震之節、不崩土壙等、六月朔日・二日迄之連日

之震ニ追々倒れ、途中往来甚危く、人々心配歩行之

為躰ニ候事、

一、御城損シ候御様子承り、町人共々為冥加日雇指上度

願ひ、或ハ亭主・せかれ杯出度願も有之、六月二日

迄三三千人余も出候旨、其願書之内、三百人木倉屋

長右衛門、百人宮竹屋伊右衛門、百人堂後屋三郎右

衛門、夫々応分限段々有之、

御城内外損所大概

一、尾坂口御石垣崩レ、御櫓下大石・太鼓壇共落、大手

之通りも崩れ落、

一、御作事所・越後屋敷御匂不残倒レ、

一、河北・石川両御門石垣、橋爪五拾間御長屋台石垣崩

レ者無之候得共、右孕ミ出或ハ割レ又ハ欠落候也、

同所御土蔵右之方江傾がり、下通り道亀甲の如く割

レ、其外御土蔵共多分損ス、

一、御城中地面所々ひゞり出来、

一、橋爪御門之外地割レ、舛形之内石垣大ニ孕ミ出、御

門潜り之辺石垣孕ミ出、切合セ之両角欠ケ、御玄関

前腰懸之辺も石垣大ニ孕ミ出、

一、石川頬當之外分地割レ、長サ番所際迄二筋、左堀之方者少し地面下リ、右之方御堀際蓮池之押廻シラ半分余二間余リ欠ケ候而御堀江落、やらい半分計ハ其保有之、右之辺地面不残ひゞり、或ハ地面落入候所も有之、蓮池御門ラ紺屋坂番所前迄之土壙不残倒レ、蓮池前も割レ落入所も有之、御堀之高土壙大高崩レ、中程二ヶ所石垣共崩レ候、柵御門之方蓮池懸壙も新敷所者残リ、其外ハ皆々倒レ、松坂者高石垣崩れ、下通り候事危く、左之方御堀際ハ割レ候而落入候様二相成、

一、薪丸御土蔵別而大二損ス、

一、学校御用不残倒れ、

一、堂形御用も多分倒れ、

右地震之節、大山も崩るか如く鳴動し、樹木ハ幣を振カ如く、家ハ何方此方へ傾キ、屋根石ハ壹尺計も飛揚リ、地面ハ大波の如く、此間之刻限ハ至而暫時也、〔注記〕「たはこ三ふく計春候間与云々」震中者砂煙りニて四方難見分、家之内の塵芥飛乱し、震後むさき事、足之踏所も無之為躰与云々、

一、御家老役壱万四千石、居邸高岡町、今枝内記易直、下邸長町ニ居候家來息男子壱人、人持組四千石、居邸木之新保、三田村内匠定保、下邸白髭前ニ居候家來之娘二人、浅野町之家之娘一人・下女一人、小立野ニ壱人、震之刻壙等に压れ死ス、其外半死等之者夥敷有之、

但、近江町之分前記ニ有、

一、野田山御廟損、別而

〔前田利家〕
高徳院様

御廟崩れ多く、御手洗石・御灯籠倒レ、其外野田一山之墳墓・石塔多分倒レ、中ニも甚キは

折レ候、但、越前石者折レ、戸室石者不折レ候事、

一、寺院寺町筋ハ損所少く、門前之見分左而已目立候事無之候、墓所者大方倒レ、或者折候事等如野田山、

卯辰筋ハ損所多く、墓所等之大破寺町筋ラ大に強し、或者石塔谷江落、寺庵等破損過分也、

一、必死を遁れ候者其数難算ヘ、土壙之下ラ堀出され助命之者等夥敷有之、御馬廻組四百石、八坂下居邸鷹栖左門嫡伴吉娘も、守女共土壙下ラ穿り出し助命、

一、大小之怪我人難枚挙、

一、小立野欠原町辺谷へ落候家数二十軒計、小立野大乗寺坂高ニも六軒、其外新坂・嫁坂等ニも有之、然処地震よりハ崩れ之間ハ有之候哉、皆々逃出、人損シ僕一人、馬坂者追而崩レ家二軒也、百々女鬼橋落退路無之、右家崩れ落候者共三百十九人也、於慶恩寺等ニ町会所より賄也、前記互見、

一、当座之御用金欵、町家六銀五十貫目御借上有之、

一、御城中損所御囲、まづ当分簷垣或ハ松板並べ打ニて出来、

一、右強地震同刻、越中富山御米蔵焼失、

一、右強震、越中川上・今石動辺者嚴く、津幡竹之橋も同断、

一、能登者高松辺より奥、左のミ嚴敷者震り不申、

一、上口者松任辺迄ハ嚴く、浜手震後塙干有之、二三日にて如常、

一、大聖寺者不嚴震之由、

一、幼年御年寄役列三万石、居邸材木町、横山山城隆盛邸内、其外浅之川筋・田井筋・小立野筋暨 御城内石川御門外辺、強地震之刻地割レ強く、ふかくと

割レ目二三度も開きてハ合ひ致候事、足輕番所其外も所々者等見受、往来人もよく見請候、田井筋・鶴間谷など者別て三尺余も地割レ、其中六水吹出し候所を見受候者共多く有之、其内吹水一丈余も空へ上り候所も有之候由之事、

一、三社筋等家、縁柱倒れ候所も所々ニ有之、

一、御馬廻組加州御郡奉行五百石、居邸ハ瓢箪町堀端、
梅喜左衛門家ハ大損シ居住難成、依之家内何も類門
杉江長八郎宅へ引移令同居、右家者当分明ケ置、其

外修理不加してハ当冬住居危キ家共者所々ニ多ク有之、惣躰家損之強弱甚有之、隣家者大破、此方ハ左程ニ不損とて類ひ夥し、土蔵・土壟之損シ者大抵一統なれ共、是又甚強弱あり、町中土蔵平均八歩通り之損じにて一円手入ニ不及与申土蔵ハ、武家町家等ニ至迄一円無之、就中四面土等震ひ落し、一向用事ニ難立土蔵も数多有之、

一、枯木橋高、尾張町入口右之方、新町江之小路惣構川縁之家共、多分惣川之方へ傾く、別而同所錢商壳人小払屋小右衛門家座敷并土蔵共惣川へ崩れ込、右之

外惣而惣川等之高、或者坂の方ニ有之家共者多分傾き、或者崩れ落、

一、尾坂之下、大家者長屋等之損、別而甚く候事、

一、浅野川橋場町、錢商売人羽歩屋伊右衛門〔注記〕借家也、家主ハ荒木屋八左衛門といふ、土蔵後之惣川へ崩れ落、

此並ニ家多く破損、

一、新町福井土佐旅屋等続之後地、石垣崩レ、地面も欠ケ落、母衣町・主計町之町家等へ落重り、家共ハ悉く大破ニ及候得共、怪我人ハ無之、

一、尾張町・今町等之町家土蔵多分壁割レ落、或者ゆが

ミ、戸前開閉難成分多し、

一、前記ニも有如く、近江町魚肆之穴蔵多分崩レ、隣家之穴蔵と一つニ成候処も有之、家共天秤釣ニ致置候所も又多し、然るに井戸者一円崩レ不申、方円之違故欵と云々、其外所々ニも井戸之崩レハ至而少キ由也、

一、全駄淺野川より北、才川より南之方ハ損シ薄く候事、

一、強地震後、所々井戸水三尺計も増、翌日より元に減少、且川水悉く二三日も濁ル、是山崩レ故と云々、

一、小立野ハ、材木町高之方続ハ損シ薄く候事、

一、大樋口、地面之割レ目々焰出候、所有之由之事、

一、小松谷上、越中筋も強地震とハいヘ共、金沢之震ニ競ベ候てハ半ニも無之由候事、

一、第一浜手震強し、宮腰道之大石辺ニ休居たりし者之話ニ、大石地中へ埋入候様ニ見ヘ、並松ハ倒れ候様ニ見ヘ候由云々、宮腰町家潰れ家夥敷、栗ヶ崎宮之左右崩れ、其下ニ有之百姓家不残押倒し、併死人者無之、

一、強震暫前、宮之腰等之海波立けしからぬ事三度有之、無程震之節、数多之蟹類・諸魚共水面江浮出候由也、

一、栗ヶ崎筋、砂地八角ニ割レ、其割レ口々皆水吹出候処有之、其中ニハ四五間も続て割レ候処有之、其底ニも又割目々水見得候事、

銀六十五貫目 人夫六万五千人代 新川郡合
同三十五貫目 同 三万五千人代 研波郡

射水郡合

右者 御城損所等為御用人夫ニ可罷出処、遠所且農業ニ付、代銀を以上納相願、御聞届候事、

但、壱人ニ付壱匁宛之凶り也、

御届書左之通

今廿六日申刻、國許大地震ニ而金沢城中并櫓者無別條候得共、所々之廻等損所有之、其外城下侍屋敷・町家等も破損所多、怪我人等も有之躰ニ御座候、委細之儀者未相知不申候間、追而御届可仕候、先右之趣御届申達候、以上、

五月廿六日

御名

内

右ハ六月中旬當日之日付ニ而御届有之、追而左之通、八

月中旬頃、委曲之御届書被出之、

加州金沢城中を初、地震ニ而損所等之覺

一、本丸之内石垣孕所

七ヶ所

一、二之丸之内石垣孕所

六ヶ所

一、同 石垣崩所

四ヶ所

一、三之丸之内石垣孕所

七ヶ所

一、同 石垣口開所

壱ヶ所

一、大手口石垣崩所

二ヶ所

一、玉泉院丸之内石垣孕所

二ヶ所

右之外惣開土壌大半崩レ損申候、

一、四千百六拾九軒

内

式千三百五拾七軒

侍并歩足輕小者暨
家来召仕之者

式百六拾軒

千五百五拾式軒

一、式拾六軒

内

壱軒

廿五軒

一、九百九拾式

内

三ツ

一、千九百六拾七軒

内
潰土藏
加州能美郡・石川郡・河北
郡損家等数

内
潰家

内
潰家

内
潰家

内
潰家

内

壱ツ

漬土蔵

死人

内六人女

怪我人

一、拾武人
内五人女

一、牛馬別条無御座候、

右当五月廿六日、国許大地震三付、先達而金沢城中并櫓者無別条候得共、罔等損所有之、其外城下侍屋敷を初、破損所等有之候段御届御達申候処、其後も少々宛地震有之、元来初発之強地震ニ城中石垣ゆるミ候脉ニ而追々損所出来、且又城下侍屋敷を初損所等如斯御座候、右之外家来之者等居屋敷罔土壙大半崩申候、以上、

未八月

御名

260 「龜田家旧記」四

金沢市立玉川図書館加越龍文庫蔵
中料集成五

『日本都市生活

廿四日

261 「筆のまに／＼」寛政一一年六月二十四日条

金沢市立玉川
図書館奥村文庫蔵

一、前月廿六日之地震ニ付御届之義、江戸へ申遣、江戸

一、五月廿六日昼七ツ時、大地震いたし、石川・河北両郡別而甚敷由、家々・土蔵・壁等皆々裂落、御城石垣等崩レ、所々地裂候所茂有之、川筋・堤之

類不残崩落、町在損家等多、其夜々町々自身番被仰渡候、

但シ、此方役義ニ而自身番等不仕候ニ付、手代を以夜中町内一、二度も相廻候事、

一、六月二日、御城壙・石垣等崩レ候ニ付、町内令為冥加人歩指上旨、一統願出候ニ付、此方別願三而百人之人歩指出度相願候事、

一、五月廿七日、御奉行令御用有之旨申来、罷出候処、令般大変三而町家損家等多有之に付、御救銀御用有之ニ付、調達人等相撰候様被仰渡、即刻相撰指出候処、御奉行所ニも御撰之分有之、其分被仰渡候、委細ハ役所留帳ニ記置、

河北郡遣家等數

〔朱書〕後 九百六拾四軒

〔朱書〕前 千三軒

内

損家

潰家

内

損家

潰家

一、八ツ

内

一、拾五人

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

内

被用、足輕詰所仮ニ出来、右出来迄ハ三ノ丸御番所次之間ニ時計を置、足輕相詰候由、

一、三階御櫓台石垣崩ル、

一、石川・河北両御門台石垣并橋爪御櫓台石垣等切合石

喰違出来、

一、御城惣躰石垣孕石等出来之処所々有之由、

一、御屋形ニ損所無之由、

一、大手先及近江町・彦三町・味噌藏町辺、小立野筋地

震殊ニ強しと云、

一、土壠多崩候ヶ所、学校安房守殿向之壠少シ残ル、安

房守殿表門弓坂之方江懸不残崩ル、同家中并味噌藏

町所々、前田大炊殿横通不残、津田玄蕃殿横不残、

奥村（マツ）
（左京賀直方）前横不残、成瀬・富田・佐藤横通過半、長

町六番町より織田之辺、穴町今枝家中之辺、安房

守殿屋敷内長屋之前往来横ニ破目出来、かた（ハ

少々卑く段付候、か様之処外ニも有之由、

右ハ殊ニ甚敷處、其外毎町崩レさる処無之、崩さる

処迫も石垣、或ハ土壠破損せざる処甚少シ、崩さる

一、小立野大乗寺坂・新坂・中坂等家屋甚損シ居住難成、

中ニモ新坂高大乗寺坂迄之間、片原之かけ家共余程崩落、或ハ家下半分程も崩候様成処多し、右之辺都而危ク居住難成家百軒計有之、人数三百人計町会所取計ニテ三ヶ寺之御坊江分候て入、男女とも都で壹舍宛のつくね飯三度宛被下、日数十日計之間也、家居危キ処仮修覆被 仰付、夫々如元致居住候、潰家之者ハ一類等之内江同居いたし埒立候由、

一、侍家潰家ハ無之、少宛かたかり等出来不致処無之候へとも、中ニハ及大破候処も有之由、強キハ鳴居・天井之落たる処も有之、

一、井戸崩候処無之、一、二軒も聞及候へとも其外ニ也有之候哉不聞、常々危き井も有之候へとも崩れす、如何なる理ニヤ不審、

一、土蔵古キハ土四方共披キ、或ハかたかり、或ハ破レ等出来せざるハ老ソもなしと商人ニ聞けり、甚吟味して拵し土蔵も披、戸之能立付候ハなし、少シけづりなどして立合すよし云り、

一、死人ハ四、五人も有之哉、多キ事なし、慥不聞及、

一、河北郡宮坂村・荒屋村・（根布）村別而地震甚シ、都而

右之続キ栗ヶ崎・大野・宮腰強シ、黒津舟神主斎

ハなし、其後々も折々有之、

藤氏宮坂ニ居住、此家砂山之下ニ成、二男・娘并下

一、五月廿四日、日ノ出甚赤ク人恠之、是大地震之前兆

女・小者兩人死ス、嫡子ハ宮江行居候内ニ而別条な

一、廿六日地震之頃、ごうと鳴響と其候地震す、其音西

此屋敷辺所々破レ、一尺或ハ二、三尺も破、内ニ泥水たまり有之よし、宮坂村ハ家数十一軒之内九軒潰レ、其外荒屋・称ぶ等も潰家多有之由、潟之内江称

一、北より来ルと覺ゆ、右地震之内暫く空暗ク相成、其外雜説・怪談有之といへとも不足信故ニ不記、

ぶ・荒屋・宮坂之向辺三ヶ所ニ島吹出し、何れも百

一、金沢町怪我人等、

間計、或ハ武百間計も有之、幅ハ狭シ、各今度地震

一、下近江町 升屋七右衛門妻

二付て出来す、

一、木綿町 新保屋伊右衛門妻

一、今度之地震、金沢乞浜手江懸て甚強シ、上ハ小松之

一、下近江町 四丁木町 能登屋伊助妻

あなたハ輕シ、下口ハ俱利伽羅峠を越て越中ハ輕シ、

一、中島町 斎田屋又吉妻

能州ハ至て輕シ、越中も泊境辺ハ猶輕シと云、

一、右佐兵衛、七右衛門方穴藏用事有之入罷在候處、

一、越前路・近江路次第二輕シト云、

一、石垣崩相果申候、

一、同日、京・大坂辺少々地震有之由、江戸何之事も無

一、之由、但、江戸ハ廿二日ニ地震有之と云、

一、廿六日、大地震之後夜中數度有之、其内廿七日之曉

一、七ツ時頃、余程強シ、夫乞六月十日頃迄八昼夜四、

五度、或ハ二、三度宛毎日地震ス、去とも余り強キ

一、中島町 爻田屋次助

一、右之者近辺土壟倒レ、右下ニ相成相果申候、

一、以上、町奉行乞言上也、

一、壱人 奥村河内守殿家來小者伝四郎妹

右、小立野欠原町途中ニ而石垣崩下ニ相成果申候、

一、壺人 浅野町平田次右衛門孫次三郎 三才

一、壺人 今枝易直
内記中小将和田庄兵衛娘 六才

右、兩人共死、

一、寺社方門前地潰家三拾軒、内小立野欠原町五軒皆潰、

一、黒津舟神主斎藤近江并二男熊之助・四番目娘及下女・同人恃、家下ニ相成果申候、同夜六時過、右櫃後掘出ス、又地内ニ有家焼失、近江死骸二丈計砂下分付、公辺御届絵図御用被仰渡相勤、同年分御普請被仰付、同十二年分定御普請ニ被仰付、文化七年迄日勤同様相勤、外手合御用茂被仰渡、數十ヶ所者之遣候下人伊三郎、家下ニ相成果申候、

一、町奉行支配之潰家拾壺軒、橋場町等土蔵五ツ、

一、宮腰潰家、皆潰式拾八軒、半潰六拾壺軒、大損三百式拾五軒、

一、栗ヶ崎村二十軒、内三軒皆潰、外半潰土蔵十六、外二拾式軒、家式尺計地かたかり、地割レ砂吹出シ、今以水流出、居住難成、あま等ニ住居致シ候由、

一、七月三日朝五半時頃、及九半時頃、地震、兩度共少シ強シ、夜中も兩度有之由、寝入、様子不知、

同四日夜、又地震、金沢ハ為指事もなし、湯涌谷ハ

余程強しと云、

265 「先祖由緒一類附帳」 金沢市立玉川図書館後藤文庫藏 〔金沢城郭史料〕

一、知行高八拾石 本国播州 御国出生 歳六十七

後藤彦三郎和睦マサチカ

(中略)

〔寛政〕 同十一年就地震御城中御石垣數十ヶ所破損仕候ニ付、公辺御届絵図御用被仰渡相勤、同年分御普請被仰付、同十二年分定御普請ニ被仰付、文化七年迄日勤同様相勤、外手合御用茂被仰渡、數十ヶ所相勤申候、(下略)

266 「御城高石垣之事等」

〔金沢市立玉川図書館後藤文庫藏 〔金沢城郭史料〕

一、鶴御丸南御門台左右積方大キニ不宜故、明和年中出来之所寛政十一年大損ニ相成、積方弱キ故也、兎角石ノ合せ目曲り候故強ミなく其上不具之切合様ニ候、夫故年限も不立中ニ大損と相成候ハ此いはれと心得へし、

一、薪丸高金場取残積、此切合様も大かた切合目タツ曲り居切合様廉相ニ候哉、地震之節余程痛候、金場積

ハ此所壱ヶ所ニて候、宜積方ニ候、積石之内ニ手水

鉢ニ相成居候石積有之、右御普請之節積候哉、此手

水鉢石ハ往古御本丸ニ下間法橋等住居之節、參詣人

之手洗水之由承ル、御本丸ニ式つ有之内之壱つ也、

(中略)

一、安永三年鼠多御門続御櫓台積直シ被仰付候処、出来

無間茂孕、地震ニ大孕、文化年中崩申候、右積直之

節積様甚不宜、角石ハ石垣之柱ニ候、然所角石之外

面ニて石口持せ内ノ方ハかき取、或ハ栗石ヲ指直候

故、丈夫ニ持申所なく故右のことくニ候、ケ様ニ弱

キヲ好候事根元不知故ニ候、木ニ而致候ても堪申程

も有之候、御上ハ難有ものニて御せんざくもなき物

也、(下略)

【解説】寛政二年(一七九九)五月二六日の夕刻に発生した大

地震に関する文献史料を収録した。このほか「金沢城石垣破損

絵図」(金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵)に、安政三年(一八

五六)時点での未修復箇所に限るが、当該地震による被災状況

の記載がある。

七月二日・三日

金沢に地震あり。

267 「横山氏日記」寛政二年七月一日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

二日 天氣吉 四半時前地震 夕七半時頃地震

268 「政隣記(耳目甄録)」一九
金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵
二日(七月) 金沢強地震二度、翌三日も一度有之、最初之地震

者余程強、人々竹藪等江逃入、御近習向者伺 御機
嫌罷出候程之由、尤去月廿六日ニ競へ候而者微少与
云々、

269 「横山氏日記」寛政二年七月二日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

三日 天氣吉 五時過地震

八月二八日

金沢に地震あり。

270 「横山氏日記」寛政二年八月二八日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

廿八日 天氣吉 夕六ツ時過少々地震

271 「高畠厚定職事日記」寛政二年八月二八日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

廿八日 快晴 後曇出ル 夜六時地震余程震ル

272 「政隣記（耳目甄録）」一九

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記（耳目甄録）拾九〕

同日 金沢、暮頃地震、所ニよりて強し、

九月一日

金沢に地震あり。

273 「高畠厚定職事日記」寛政一一年九月一日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔高畠厚定職事日記〕

朔日 五時前小キ地震 村雲出 気色宜 夜宜

九月一九日

金沢に地震あり。

274 「高畠厚定職事日記」寛政一一年九月一九日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔高畠厚定職事日記〕

十九日 朝六時前小キ地震 後降 夜強降

一〇月二四日

年寄役横山隆盛（山城）ら、紅葉見物のため蓮池庭を訪れる。

275 「横山氏日記」寛政一一年一〇月二四日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔横山氏日記〕

右御礼ハ明日、御用番引取ニ申上答ニ付、当座之御礼七兵衛迄申演、七時過、直ニ退出之事、

一、今日、年寄中初而蓮池紅葉見物罷出候処、天氣ハ宜候得共、未道あしき所も有之、依之蓮池之内下駄御免被成候段、月番迄被 仰出候旨、演述有之候事、

一、年寄中山城・内匠助・御家老中・若年寄、何茂八時退出今直ニ蓮池へ罷越、先御亭江罷出、夫々玉川七兵衛誘引、御庭之内見物いたし、相済、御亭江罷越候処、以勝尾半左衛門、緩与見物可仕旨、且被召上候御菓子之御残御有合ニ付被下候段、御意有之、御餅菓子・御薄茶頂戴之、給事坊主、

但、御庭見物之内、刀ハ御亭ニ指置候事、

御餅菓子 よふかん

白葛巻

紅薄皮餅

御猪口ニ砂糖

御煮染

燒魚

椎茸

花卵

焼豆腐

素羅漬瓜

但、彦三・隼人・太学、暨閑隨・南郊ニハ當病
（不破為掌）（西尾明義）（前田直央）（本多政均）（大曾厚曾）

等に而不罷出候事、

276 「諸事被仰出日記」 寛政二年一〇月二十四日条
（金沢市立玉川）

図書館加越能文庫蔵

一、今日、蓮池御殿ニ而紅葉御覽被遊ニ付、年寄中横

山山城（盛）・前田内匠助（直養）并御家老・若年寄暨本多

（政均）閑隨・

大音（厚曾）南校（郊）被為召、御菓子・御吸物・御酒被下、

但、閑隨・南校義、不行歩ニ付御断申上、

三日

一、旧臘以来少々御風氣ニ被為在、今日御寺御參詣御延
引、御札之義不被 仰付、

但、元日曉七半時過地震、其後雪降、寒氣はけし、

去年五月廿六日之地震後十一月迄も折々地震あり、
279 「諸事被仰出日記」 寛政二年正月朔日条
（金沢市立玉川）

文庫蔵

一、今晚七半過、大地震、早朝々雪降り候事、

但、年内寒入、且夫前々も例年無之、暖氣雪も一

向降り不申事、十二月十二日々寒入、

寛政二年（一八〇〇）

正月一日

金沢に強震あり。

277 「高畠厚定職事日記」 寛政二年正月一日条
（金沢市立玉川）

館加越能文庫蔵

十七日

前田治脩、金谷御殿において草鹿を行ふ。

280 「筆のまに／＼」 寛政二年四月一七日条
（金沢市立玉川）

庫蔵

四月一七日

一、今日、金谷御庭ニおいて草鹿被仰付候付、年

時過々散ラ／＼降ニ相成、夜雪少、宵ハ宜也、

寄中・御家老中・若年寄中望次見物被仰付候

278 「筆のまに／＼」 寛政二年正月三日条
（金沢市立玉川）

書館奥村文庫蔵

旨、昨日以織田主税被仰出候付、今日八半時頃、

寛政二年～寛政二年

用番村井又兵衛殿御演述、畢而退出、
(長世)

相公様益御機嫌(前田治脩)克前月七日、
(閏四月)

日、上使松平伊豆守(信明)殿を以、被為蒙、上意、將又

同十五日、御參勤之御札可被、仰上旨、前日御老

中方令、御奉書致到来候得共、御風氣且御持病之御

痘(癰)積氣二被為在候ニ付、御登城御断、御參勤ニ付

而之御献上物、御使者を以被指上候處、御用番戸田

采女(氏教)正殿御受取、御披露可被成旨被仰聞、西丸江も

御献上相済申候、且又奥村左京(賀直)・前田織江(道清)献上物、

同日兩御丸へ持參、御納戸江相納候旨從左京等申
來候、此段為承知申達候事、

(中略)

十五日 月次出仕四時頃相済、其節左之通御用番又兵衛

殿御演述、

相公様御痘積等御快被成御座、去朔日、御參府後

初而御登城被遊候処、就右御懇之被為蒙、上

意、難有被思召候旨、拙者共迄被仰下候事、

閏四月二日

寛政二二年

御鷹被

御暇

松平筑前守(前田齊広)

288 「江戸幕府日記」寛政二二年閏四月一五日条
文庫蔵

右、御暇被仰出候付被遣之、

公方様令(徳川家齊)卷物二十
大納言様令(徳川家慶)同十
御台様令(徳川家慶)同三
同 中山長門守(信勝)
松平筑前守(前田齊広)

287 「江戸幕府日記」寛政二二年閏四月一一日条
文庫蔵

前田齊広、帰国を許可され、同月一五日、江戸城に登る。次いで同月二二日、江戸を発ち、五月六日、金沢城に到着する。

国立公文
書館内閣

一〇五

289 「筆のまに／＼」 寛政一二二年閏四月一九日条

金沢市立
玉川図書

廿九日

(前田齊広)

一、筑前守様、当廿一日午中刻過、益御機嫌能江戸

御發駕被遊候旨、同日發足中飛脚步、今日昏到着、

左京等々申越、御供者前田織江也、

(道清)

290 「諸事被仰出日記」 寛政一二二年閏四月条

金沢市立玉川図書
書館加越能文庫

藏

一、当十一日、御參勤ニ付、上使西丸々茂御兼帶ニ而、

老中松平伊豆守殿御出、如御例被蒙 上意、畢而

(前田齊広) 筑前守様御國江之御暇被進、御卷物二拾卷御鷹、西

丸々御卷物拾卷、將又從 御台様御用人御卷物三卷

御拝領之段申來、

五月八日

291 「筆のまに／＼」 寛政一二二年五月六日条

金沢市立玉川図書
書館奥村文庫蔵

一、今日六時御供揃ニ而、四時前後ニ金沢御着之筈之旨、

御道中々申来候付、諸役人六半時揃、年寄中五時頃

各段々金谷江罷出、

一、御着之時分、年寄中等御式台之外、二枚開之方罷出

義、御作法書之通也、何も罷出居候処ニ而、御馬御



付札御横目江

大手御石垣御普請就被 仰付候、当月八日尾坂御

留メ、河内守々益御機嫌能 御着被遊奉恐悦旨申上
候処、各無事と御意ニ付、蒙 御意難有仕合奉存旨、
御請申上、

(奥村尚寛)

292 「政隣記」 (耳目甄録) 一九

金沢市立
玉川図書

292 「政隣記」 (耳目甄録) 一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
『政隣記』耳目甄録拾九

(前田齊広)

筑前守様益御機嫌克 御着、永原久兵衛

(孝吉)

御見等

御例之通相済、八時前發足

(注記)

附六月廿三日帰、且前

記有之通、為恐悦又兵衛殿御宅江参出候事、

(村井長世)

門往来指留候条、此段夫々可被申談候事、

右、御城代前田大炊殿被仰聞旨等御横目廻状出、此

次九月廿二日、

八月

加賀藩、河北門外・越後屋敷の横に桐木門の造當を命じる。

294 「諸事被仰出日記」 寛政二二年八月条

金沢市立玉川図書館
加賀能文庫蔵

一、此度河北御門之外、越後屋敷ノ横ニ、如先規桐木御

門被仰付、

九月二三日

加賀藩、石川門外・紺屋坂上「鑓留番所脇御門」の造當を命じ、この日以降、同所の往来を禁止する。

295 「諸事被仰出日記」 寛政二二年九月二三日条

金沢市立
玉川図書

館加賀能文庫蔵

一、石川御門之外紺屋坂ノ高鑓留番所脇御門、如先規被仰付、今日る往来留、

寛政二二年

296 「政隣記（耳目甄錄）」一九

金沢市立玉川図書館
加賀能文庫蔵
政隣記 耳目甄錄 持九

九月（中略）

付札御横目江

紺屋坂上腰懸脇御門就被 仰付候、当月廿三日今紺屋坂御門往来指留候条、此段夫々可被申談候事、

九月十五日 附、此次十一月四日互見、

右、御城代河内守殿被仰聞候旨等御横目廻状出、

九月二六日

加賀藩、金沢城尾坂門脇の石垣普請完了にともない、この日以降、尾坂門の往来を許可する。

297 「諸事被仰出日記」 寛政二二年九月二六日条

金沢市立玉
川図書館加
賀能文庫蔵

越能文庫蔵

一、今日る尾坂御門脇大石垣御普請出来、往来仕候事、
298 「政隣記（耳目甄錄）」一九

金沢市立玉川図書館加賀能文庫蔵
政隣記 耳目甄錄 持九

（九月）廿一日（中略）

△ 尾坂御門往来、今月廿六日迄不指支旨、廿二日御横目廻状出、前記五月五日互見、

一一月一一日

この日以前、金沢城外紺屋坂上「腰懸御門」が竣工する。次いでこの日以降、紺屋坂門の往来を許可する。あわせて石川門外「水御門」普請のため、この日以降、坂下門の往来を禁止する。

299 「政隣記（耳目甄錄）」一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄 拾九

四日（中略）

付札御横目江

紺屋坂上腰懸御門致出来候ニ付、当月十一日より紺屋

△

坂御門往来不指支候事、

一、石川御門外水御門就被 仰付候、当月十一日より坂下

御門往来指留候事、但、蓮池上之御屋敷并堂形御馬場等江罷出候人々ハ右往来不指支候事、

右之趣夫々可被申談候事、

十一月三日 附、前記九月九日互見、此次十

二月十六日互見、

右、御城代被仰聞候旨等御横目廻状出、

十三日

302 「筆のまに（）」寛政二三年一一月一三日条

金沢市立玉川図書館
益方

一、今日、於金谷御殿御男子様御出生、御生母組外武村大九郎妹、御乳付岩田内蔵助妻罷出候由、午刻御名奉称、

301 「諸事被仰出日記」寛政二三年一一月一一日条

金沢市立玉川図書館
益方

300 「筆のまに（）」寛政二三年一一月一一日条

金沢市立玉川図書
益方

十一日

一、今日、二御丸御広式懷孕之婦人出産、

御男子様御誕生之旨、八時過、織田主税より案内有之、

今夕より脇を除、十七日迄、暮日相勤、委曲別帳ニア

リ、

一、今日、於金谷御殿御男子様御出生、御生母組外武村大九郎妹、御乳付岩田内蔵助妻罷出候由、午刻御名奉称、

一、右御誕生之義、今日織田主税を以、御用番へ被仰

使者申越候様可被申談候事、

一二月二三二日

この日以前、金沢城石川門外「水御門」の普請が完了する。加賀藩、この日以降、坂下門の往来を許可する。

305 「政隣記（耳目甄録）」一九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録 挑九

十二月十五日 月次出仕、四時相済、

付札御横目江

△ 石川御門外水御門致出来候ニ付、当月廿一日より坂下

△ 御門往来不指支候事、右之趣夫々可被申談候事、

十二月十六日

三月一三日

前田斉広、金沢を発し、同月二六日、江戸に到着、四月一五日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

享和元年（寛政一三年。一八〇一）

307 「筆のまに／＼」享和元年三月一三日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

一、今日

正月一〇日

加賀藩、金沢城西町口門の倒壊につき、同所

の往来を禁止する。次いで修復完了にともない、二月二六日以降、同所の往来を許可する。

306 「政隣記（耳目甄録）」二〇 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録 廿・廿二

八日（中略）

西丁口御門、今曉之風ニ而吹倒候ニ付、今日より御修覆中右御門往来指留候事、此段夫々可被申談候事、

正月十日 附、右御修覆出来二月廿六日より往来

有、

右、御城代（前田孝友）大炊殿被仰聞候旨等、例之通御横目廻状

出、

筑前守（前田斉広）様益御機嫌好、金沢 御発駕被遊、御供御家

老津田玄蕃（政本）

308 「筆のまに／＼」享和元年四月五日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

五日

一、筑前守様、前月廿四日、浦和御泊、翌廿五日、江戸 御着之等之処、廿五日王子筋御成ニ付、同日浦和御逗留、廿六日御着被遊候様從

（前田治脩）相公様被仰遣、廿五日同駅御逗留ニ而、廿六日午中刻、江戸御着、同日中飛脚、今五日到着、其段申

来、

309 「江戸幕府日記」享和元年四月一五日条

国立公文書館内
閣文庫蔵

一、今五半打式寸五分廻り、御黒書院江

出御、

御太刀一腰

銀三十枚
卷物十

参府

松平筑前守

310 「政隣記（耳目甄録）」二二〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
（政隣記）耳目甄録廿廿二

十三日 前記之通

（前田齊広）筑前守様、五時御供揃ニ而四時過、益御機嫌克御發

駕、今夜今石動御泊之事、

右ニ付、前記之通為御祝詞、御用番内匠助殿御宅

（前田直義）

寛政二年～享和元年（寛政二三年）

江参出、但、御日岡之通御旅行之処、御成ニ而戸田

川舟留ニ付、浦和駅ニ一日御逗留、今月廿六日、江

戸 御着府、

四月一日

幕府、前田治脩の帰国を許可する。

311 「筆のまに／＼」享和元年四月二六日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

廿六日

一、当月十三日、於江戸石野主殿助（寛氏）を以被 仰出候趣、左京等々以紙面申越、左之通、

（奥村貢也）去十一日、上使安藤対馬守殿を以、御国許へ之御

（信成）暇被蒙仰、御例之通、御拝領物被成、

（徳川家慶）大納言様々も上使水野出羽守殿を以、御拝領物被成、從

（広大陸）御台様も御使中島伊与守殿を以、御拝領物被成候、

然処、此節御持病御症（癪）積氣御不出来ニ付、近日之内御暇御礼之御沙汰有之候へとも、御登城難被成候、御快次第御届可有御座旨、今日御用番へ被仰置候、依而此段被仰聞候、金沢年寄中へも可被申遣

旨被 仰出候、

四月十三日

312

〔政隣記（耳目甄録）〕二〇

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿・廿二〕

廿六日 ^{（四月）} 去十四日江戸発之町飛脚來着、左之趣申來、

去十一日、以上使御老中安藤対馬守殿、

相公様御國許江之御暇被 仰出、御例之通白銀・御

卷物御拝領、從

大納言様も以上使御老中水野出羽守殿、被蒙 上意、

御卷物御拝領、從

御台様も以御使御広式番之頭中島伊予守殿、御卷物

御拝受、夫々御都合克相済、

筑前守様ニも就御参府ニ、以上使安藤対馬守殿、被

為蒙 上意候事、

金沢に地震あり。

四月一七日

313 〔補忘録〕享和元年四月一七日条

〔金沢市立玉川図書館加越能
文庫蔵〕

一、十七日、雨天、

朝六時過地震、昼八時地震、此時大分震、

314 〔政隣記（耳目甄録）〕二〇

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿・廿二〕

十七日 晴陰、卯二刻・丑上刻・午五刻、三度地震、

五月一日

315 〔政隣記（耳目甄録）〕二〇

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿・廿二〕

同日 ^{（四月三日）} _{（中略）}

裕次郎殿御幟、土橋御門外堀端ニ相建候、來月朔日

今五日迄、御家中并町方男女拝見之義可被申渡候、

加賀藩、金沢城二ノ丸御居間先柵下の石垣修復につき、この日以降、数寄屋屋敷・唐門・松坂門の往来を禁止する。

316 〔政隣記（耳目甄録）〕二〇

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿・廿二〕

五日 ^{（五月）} 端午為御祝詞例月出仕之面々登城、如例、

二之御丸御居間先柵下御石垣御普請就被 仰付候、

御数寄屋々敷唐御門并松坂御門往来、当月十日より指

留候条、此段夫々可被申談候事、

右、御城代大炊殿被仰聞候旨等御横目廻状如例出、

前田孝友

一〇月二日

加賀藩、金沢城石川門石垣修復につき、この日以降、同所の往来を禁止する。次いで同月二五日から往来を許可する。

317 「政隣記（耳目甄錄）」二〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄錄 廿・廿二

九月九日（中略）

付札

御横目江

石川御門続御櫓下石垣孕所御普請有之候ニ付、右御櫓取除被仰付候間、來月二日より往来指留候条、御城中御番人且又就御用罷出候人々、河北御門より往来之筈ニ候、火事之節者石川御門往来不指支候、此段一統不相洩様可被申談候事、

九月廿五日 附、十月廿五日より往来不支段重而廻状、

別紙御城代大炊殿被仰聞候旨等御横目廻状出、

318 「寛政文化間日記」享和元年一〇月二日条

文庫蔵

石川後御櫓御普請ニ付、河北往来、

319 「寛政文化間日記」享和元年一〇月二五日条

文庫蔵

今日より石川往来、

*この年

加賀藩、金沢城内松坂門続櫓台の石垣、修復する。

【解説】以下二点の絵図に拠る。すなわち松坂門続の櫓台石垣に関する絵図「石垣東南角根水之図」（金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵）に「享和元辛酉年十月吉日」とあり。また、「松坂御門続御櫓台御石垣出来指図絵図」（同上）は右とほぼ同様の絵図（図面）である。この二点の絵図の存在から、享和元年に松坂門続櫓台の石垣修復が行わたた可能性が認められる。

金沢市立玉川
図書館加越能

細 上意之趣御書取 御拝見被成、段々御懇之御儀
忝御仕合被思召、且又後剋ハ御老中方等御廻勤之
御名代も 同様申成、御大義ニ被思召候旨、以同人
被 仰入、重而御請御申上相済、御退出々直ニ御老
中・若年寄衆御廻勤之由之事、

一、筑前守様御城御下り々直ニ西ノ御丸江御登城、御下

り、諏訪文右衛門殿へ御立寄、夫々御老中方・若年
寄衆御勤、八半時ノ前 御帰殿、中ノ口御式台々被
為入、

322 「筆のまに」 享和二年三月一七日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

十七日

一、当九日江戸発足之早飛脚、道中川支ニ而逗留故、今

日到着、今月八日、御老中方御奉書ニ付、翌九日、

前田治脩
相公様御名代 前田信濃守殿并

前田齊広
筑前守様御登 城被成候処、於御座之間

御願之通

相公様御隠居

筑前守様御家督之被蒙 仰、段々御懇之被蒙 上意
之旨、前田内匠助等々申越、其紙各河内守・安房守・
奥村尚寛 本多政成
直義 易直

同

銀馬代

卷物五

(中略)

松平加賀守家来

長甲斐守

連愛 直義

前田内匠助

易直 直義

忌

323

「江戸幕府日記」 享和二年四月一五日条

国立公文書館内閣文庫蔵

御黒書院

御太刀一腰

銀百枚

卷物二十

銀三十枚

卷物五

御馬裸背二疋

綿五十把

御刀備前國師光

代金二十枚

家督之御札

前田齊広

松平肥前守

松平加賀守

前田治脩

名代前田信濃守

長喜

松平肥前守

前田治脩

名代前田信濃守

左京・山城・図書・又五郎、奥之間ニおいて也、披見之
後、布上下着用、席ニ如例列座候而、各恐悦互申述、
右ニ付、先昨日頭分以上ヘ申聞候付、御用番々振狀
出之、追而委曲者御使者以被 仰出候筈也、

卷物三
銀馬代卷物三
銀馬代津田玄蕃
(政本)
前田織衛
(道濟)
不破彥三
(為章)
織田主税
(益方)

忌

前田主税
(益方)

同

不破彥三
(為章)

324 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 享和二年四月一五

日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今日御家督之御礼被 仰上候付、六時不遲御供揃、

依之甲斐守等五人、六時前長袴着用、御殿江相揃候事、

(中略)

一、加賀守様御登城、於御黒書院御礼、御首尾能被 仰

上、御懇之被為蒙 上意、御手自御熨斗鮑御頂戴、

於御白書院甲斐守等五人御目見被 仰付、

相公様御隠居之御礼、御名代前田信濃守 御登

城、御首尾能被 仰上、

加賀守様西ノ丸ノ御戻、諏訪文右衛門殿へ御立寄、

御装束被召替、御老中・若年寄御勤、九時過御帰殿被遊候付、

内記・織江儀御礼御首尾能被 仰上、

相公様御名代を以御首尾能被仰上候、恐悦以与右衛

(青木貞幹)

門申上候所、以同人御意有之、

相公様江

以半左衛門追而御名代を以御礼、御首尾

(勝尾信処)

能被 仰上候、

加賀守様御礼御首尾能被仰上候、恐悦申上候処、以

同人 御意在之、

325 「筆のまに／＼」 享和二年四月二十四日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

廿四日

一、当十五日、

加賀守様御家督之御礼可被 仰上旨、御老中方御連

名之御奉書并御家来七人 御目見被仰出候間可被召

連旨、御別紙前日到来、則御登 城、於 御黒書

院 御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、御手自御

のし鮑御頂戴、長甲斐守・前田内匠助・津田玄蕃・

不破彥三・織田主税(益方)主税八若

御目見被 仰付、右之

趣、甲斐守等

御前へ被召 御意、頭分以上へも可申聞旨

御意、

相公様御隠居之御礼、以 御名代可被 仰上旨、御

(長靖)老中方御連名之御奉書二付、為御名代前田信濃守殿

御登城、御首尾能御礼被仰上候旨等、十五日中飛

脚、今晚到着、甲斐守等々申来、

但、今枝内記（易直道清）・前田織江（道清）ハ忌中二付、不被召連、

忌明ニ献上物可仕哉之旨、御用番牧野備前守殿（忠精）ヘ

聞番伺候処、不及献上旨御指図有之旨茂申来、

〔政隣記（耳目甄錄）〕二〇

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫藏
〔政隣記耳目甄錄廿廿二〕〕

〔三月十八日〕

昨日御用番左京殿依御廻文、今朝五半時々頭分

以上登城、於表御式台御帳二附、四半時頃、柳之

御間ニ統列居之処、御年寄衆等御列座、左京殿左

之通り御演述、畢而各退出、

〔前田治脩〕相公様近年御持病之御疵積等度々御指発、去夏以来

御勝不被成、色々被遂御保養候得共、御全快可被遊

御様子無御座、依之御隠居、

中方依御奉書、去九日、

〔長禧〕相公様御名代前田信濃守殿并

筑前守様御登城被成候処、於御座之間

筑前守様江御家督被仰出、段々御懇之被為蒙上意

候旨、前田内匠助（直義）等々以早飛脚申来候、先以恐悦之
御事ニ候、此段先為承知申達候、御祝詞被申上候儀
者、追而委細之御様子被仰下候上可申達候事、
今日頭分以上江申聞候趣、当病等三而不罷出人々

江者筆頭又者向寄々伝達有之様、夫々可被申談候

事、

三月十八日

右、左京殿被仰聞候旨、御横目中申談候事、

〔中略〕

〔四月一五日〕

於江戸御家督御礼被仰上候ニ付、御表向御勝

手共御目見以上熨斗目・布上下、其外者服紗袷・

布上下着用、翌十六日者一統服紗袷・布上下着用、

但、前々者御当日々三ヶ日布上下着用、平詰ニ候得

共、十七日御日柄ニ付、右之通兩日之旨等昨十四日

御横目を以内匠助殿等被仰聞、且今日頭分以上江御

弘（注記）一於金沢廿五日御弘之趣与同断ニ付記略」之趣於御席

内匠助殿御演述、畢而於竹之間ニ御祝詞之御帳三附、

夫々今日・翌十六日之内、在江戸年寄衆等六人之御

小屋江為御祝詞相勤候様被仰聞候旨、御横目中申談

候事、

同十五日、頭分以上於船之間二年寄衆等一席三而御祝之御吸物・御酒・御肴一種被下之、給事御大小將、指引同御番頭・御横目、取持御表之物頭、且御近習頭を以、御意有之候、猶御歩並以上江も御台所辺ニ而御吸物・御酒被下之、

(前田齊広)
筑前守様御名

加賀守様与御改被成候条、一統可被申談事、

三月十一日

328 「筆のまに」享和二年三月二三日条

金沢市立玉川図書館蔵

一、当月十四日江戸発足町飛脚・早飛脚步三伝附來状之内、

廿三日

相公様御名

肥前守様与御改被成度、

(前田齊広)
筑前守様御名

加賀守様与御改被成度、

(前田齊広)
筑前守様御名

相公様御願之通、今十一日被仰出候付、一統申談候様、御横目へ申渡候条、於其表も可被仰触候、則

右写一通指進申候、以上、

三月十一日

(直義)
前田内丘助・津田玄蕃

奥村河内守等十二人様

追而於此表者、前々之振を以

御両殿様へ恐悦申上候等三御座候、以上、

右写とハ御横目へ申渡候趣之写也、爰三略之、

一、御横目江左之通申渡、

相公様御名

肥前守様与御改、

三月十一日

327 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和二年三月一
脩が加賀守から肥前守に改める。

日条

金沢市立玉川図書館加賀能文庫蔵

一、左之通表方江被仰出、

加賀守様与御名替之儀、

(前田治脩)
相公様の御願被成置候処、御願之通今日被仰出候、

三月十一日

(政本)
前田内丘助・津田玄蕃

奥村河内守等十二人様

六月一三日

前田齊広、左近衛権中将に昇進する。

329 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和二年六月一三

日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、昨日依御奉書五時過御登城、八時前 御帰殿、

一、加賀守様被任 中将候段御様子、九時壱部、御左

右聞御使戸田伝太郎 御城々罷帰、右之趣青木
与右衛門席へ罷出、甲斐守等へ申聞候付、各布上下

二改候事、

(申略)

一、御弘之趣左之通、頭分江織江申渡、

(前田道清)

昨日 御老中方連名之御奉書ニより今日 御登城

被成候処、於御白書院被任 中将候段、御老中方御
列座、御用番安藤対馬守殿御演述、難有被 思召候、
此段何茂可申聞旨 御意二候、

右為恐懼、頭分之面々今日明後十五日兩日之内、甲

斐守・織江御貸長屋江相勤候様可申談旨、御横目へ

表方ニ而申渡有之、

廿一日

330 「筆のまに」享和二年六月二一日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

一、左之 御書、昨夜到来、今日各拝戴之折者不致出席

候故、与力神戸直次郎 御書御本紙持參之、拝戴之
使、同人へ從家來為渡之遣候、

但、受取候も家來ニ為受取候、此義三付、直次郎申

聞候義有之、夫々相礼候へとも此記ニハ略之、

猶以、左之趣西尾隼人江茂可被申聞候、以上、

御老中方連名之奉書到来付而、今日令登 城候
処、手前儀、中将被 仰付候由、御老中方御列座、安藤
対馬守殿被仰渡、難有仕合候、右、為可申聞以飛札
申達候、頭分以上江茂可被申聞候、謹言、

(前田道清)

六月十三日

御実名御判
(前田道清)

奥村河内守殿

(尚寛)

本多安房守殿

(政成)

前田大炊殿

(孝友)

村井又兵衛殿

(長世)

奥村左京殿

(質直)

罷出、聞番御門外へ罷出有之、上使御下乗乃聞番
御先立、御前大御門外迄御出向、御誘引、御大書
院江御迎、
上意之趣御拝聴、御例之通御拝領物御頂戴相済、
上使御座被致候上御挨拶被遊、御勝手へ被為入、御
熨斗三方出之、重而 御前御出、御小書院へ御誘引
御挨拶之上、御勝手方ニ御着座、追付御料理_{二汁六菜}
塗木具出之、御前御相伴向詰御持參、御酒之上御引蓋、
飛驒守様御持參、御吸物出、御土器御盃事有之、
御返盃之節、御刀_{美濃守氏房}代金拾五枚御取持御先手武藤
（安徵）庄兵衛殿御持參被進之、御饗応相済、御供茶御
前御持參、御薄茶被出相済、上使御座被致候上、
御前御出御請被 仰述、八時頃御退出ニ付、御前
御誘引、最前之通御送被遊、甲斐守等も最前之通
罷出候事、
略)

相公様江以助四郎申上候所、以同人御意有之事、
「江戸幕府日記」享和二年七月二一八日条

御黑書院

御刀
代金二十枚
関兼光

御馬被下

一、今四江五分前、御白書院江出御

初而松平加賀守

上意之趣御拝聴、御例之通御拝領物御頂戴相済、
上使御座被致候上御挨拶被遊、御勝手へ被為入、御
熨斗三方出之、重而御前御出、御小書院へ御誘引
御挨拶之上、御勝手方ニ御着座、追付御料理二汁六菜
塗木具

出之、御前御相伴向詰御持參、御酒之上御引蓋、
前田利考飛驒守様御持參、御吸物出、御土器御盃事有之、

御返盃之節、
御刀美濃守氏房代金拾五枚、
御取持御先手武藤
一安數

庄兵衛殿御持參被進之、御饗應相濟、御供茶御

前御持參、御薄茶被出相濟、上使御座被致候上、

罷出候事、
御説引 最前之通御送初遊
甲斐守等也 最前之通

略

甲斐守等三人、今日以上使御國江之御暇被進、御

例之通御拌領物有之、御首尾能相濟、恐悅奉存候段
以金三郎申上候處、御意有之、

(中略)

同卷物五

松平加賀守家来
長甲斐
前田織（道連）

長甲斐守
道清

335 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 享和二年七月二八

日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

卷之三

一、今日御暇之御札被
仰上候ニ付、（案日金）主税儀布上下着用、

六時過出席、神戸金三郎を以相伺御機嫌候処、益御機嫌能被成御座候段等 御意有之、追付致退出、重

而寅剋二出席之事，

御暇之為御礼六半時前 御出、兩御丸へ御登城、
（長連愛）
甲斐守・織江御供被 召連、御下城令御老中方并水
（忠友）
野出羽守殿・若年寄中御勤、九半時前御帰殿之事、

336 「筆のまにく」享和二年八月二日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

二日

一、前月廿五日、上使安藤対馬守殿を以、初而御国許
へ之御暇被 仰出、如御例御拝領物有之、
(徳川家慶) 大納言様(忠友) 様も水野出羽守殿を以
(広大院) 上意御拝領物、從
御台様(義武) も御用人小笠原大隅守殿を以御拝受物御座
候旨、同日発足早飛脚步、今二日到着、甲斐守等(長連愛) 申来、

337 「筆のまにく」享和二年八月六日条

金沢市立玉川図書館
奥村文庫蔵

六日

一、右 御書到来三付、今日各不時出席拝戴之、拙者義、
積氣(憲) 等不出来三付不罷出、宅へ留書与力渡辺沢右衛
門を以 御書到来、常服着用、拝戴之、其 御書左
之通、 猶以左之趣、前田修理(知周)・西尾隼人江茂(信義) 可被申聞候、
以上、

去廿五日、以 上使安藤対馬守殿初而国許江之御暇

被 仰出、白銀・卷物拝領之、從
(徳川家慶) 大納言様茂以 上使水野出羽守殿致拝領物、將又從

御台様(義武) 以小笠原大隅守殿卷物致拝受、今日為右御礼
登 城候処、於御黒書院御懇之 上意、殊御腰物・
御鷹・御馬被下置之、長甲斐守・前田織江
御前江被 召出、其上巻物拝戴之、重置難有仕合候、
此等之趣為可申聞、以飛札申達候、頭分以上江茂可
被申聞候、謹言、

七月廿八日

中将
前田
齊広御判

奥村河内守殿

本多安房守殿

前田大炊殿

村井又兵衛殿

奥村左京殿

横山山城殿

前田内丘助殿

今枝内記殿

津田玄蕃殿

不破彦二殿

横山（政質）又五郎殿

338 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 享和二年八月一二

日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、明日 御発駕三付、甲斐守・織江・主税一所三十郎 左衛門を以御機嫌相伺、

339 「筆のまに／＼」 享和二年八月二〇日条

晝館奥村文庫蔵

一、当十三日、江戸発足中飛脚、今日到着、

中将様益御機嫌好、十三日午ノ后刻、御発駕之旨、

織田主税乞申来、且又同日天氣も宜敷、同夜六時頃、浦和駅 御止宿之旨、甲斐守・織江乞申来、御泊所

左之通、御供長甲斐守・前田織江、

340 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 享和二年八月二五

日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、今朝六時之御供揃三而同剋過津幡駅 御発駕、森下

二而御小休有之、九七部 御着城、三ノ御丸橋爪へ

年寄中罷出、同所引離、人持・頭分各罷出候処、

御意有之、表御式台階下江 御城代河内守罷出、同

御勝手の方へ御家老中罷出候処、御意有之、階上

今若年寄大學御先立、実檢之御間入口前、飛驒守

（前田直央）（前田利考）

様等御使者罷出、御奏者番披露、御居間書院入口筋
違御席下之内々関屋中務御先立被為入候事、

一、甲斐守・織江義、御供乞直ニ登城、御近習頭を以

御着之御祝詞、且御機嫌も相伺候事、

一、今日御着城之為御祝儀、御肴一種代金百疋目録を以

年寄中等献上、甲斐守・織江義、檜垣之御間御縁類
ニ而渡辺久兵衛（前田直政）を以指上候処 御喜悅之旨以同人

御意有之、

341 「筆のまに／＼」 享和二年八月二十五日条

晝館奥村文庫蔵

一、昨夜津幡 御泊ニ而六時不遲御供揃之旨、從御道中

今先達而申来候付、何も六時揃、同席中等ハ六半時

前後段々登 城、

一、但、拙者義積（前田直政）氣等未宜、当四日出席後遂保養、今

日ハ押而罷出候付、遲刻ニ成可申と、其段御用番

ヘ前廉相達置、今晚津幡迄兩人附人遣し、御供廻
り候ハ、及案内候様申付置、右附人者未罷越候ヘ

とも六半時過、登 城、

（頃注）一人持中以下、今日下乗所遠候へとも年寄中・

御家老中・若年寄中者常之通也】

一、御鈴之封印見届ニ罷越、不支候ハ、及案内候様、
大炊合与力へ申付置、五半時過見届ニ罷越、不支旨

申聞候故、河内守・大炊共罷越、檜垣之御間御縁頬

合御近習頭中村才兵衛先へ立案、御鈴御廊下通ニ

閑屋中務并御近習頭相詰、河内守等兩人共御鈴御杉

戸前ニ着座、与力角尾金左衛門封ノ上巻を取候上、

河内守見届之、立候而封付居候

其頃大炊も見届之旨、直ニ退去、
（此時者御居間書院之邊
迄才兵衛先へ案内）

御着城之旨、右封中村才兵衛を以被渡下置、受取候

而火中之、

一、大桶へ被爲入候附人參り候上、安房守・大炊・

（奥村質道）（横山隆盛）（前田直義）
左京・山城・内匠助、橋爪へ罷出、追付河内守御

玄関階上迄罷越、板之廻ニ着座、御家老中等も同様

也、四半時過、御先三追御玄関前へ參り候節、階下

へ河内守罷出、御前御右之方也、御左之方へ御家老

中罷出、若年寄前田大学ト御先立衆・御家老中末座、
（直央）

横山又五郎之次ニ引離、少シ進ミ出着座、追付栗毛
（政質）

（中略）
廿五日（八月）津幡駅朝六時不遅御供揃ニ而御発駕、森下御中
休、昼九時頃、益御機嫌克、御着城被遊候、前記

之御馬ニ被爲召候而被爲入、河内守着座之前ニ而
御中座被遊候処を見上候而、益御機嫌能御着、城被
遊、恐悦之至奉存旨申上候処、今日ハ天氣も宜之
遊、御意ニ付、恐悦仕旨申上候処、城中替ル義も無之哉
と、御意ニ付、御別条無御座旨及御請、次ニ御家老
中へ、御意有之、被爲入、御着、午上刻也、

342 〔政隣記（耳目甄錄）〕二〇 〔金沢市立玉川図書館賛加越能文庫蔵
（七月）今月廿五日 以 上使初而御国許江之御暇被蒙 仰、同
〔政隣記（耳目甄錄）〕廿廿五日 以 上使初而御国許江之御暇被蒙 仰、同
廿八日、御暇之御礼等被 仰上、

（中略）
十五日（八月）月次出仕、例之通四時相済、

今般御入国、今月六日江戸、御発駕、同十九日御着

城与先達而被 仰出候処、少々時氣ニ御触御勝レ不

被遊ニ付、六日御発駕御延引之処、段々御快然ニ付、

今月十三日江戸御発駕、同廿五日、御着城与被 仰

出候段、去八日立之早飛脚今日來着申來候事、

(横山隆盛)

御用番山城殿御廻文之通三之御丸江奉出迎候処、

御意〔(注記)出マシタカ与〕有之、夫々為御祝詞於御式台ニ

御帳ニ附、夫々御用方相済、八時頃致退出候事、附、

同役一人宛毎日四時より八時迄詰之事、

四日

庫藏

○左之覚書、御横目笠島頼太郎江渡之、

御横目江

今般御普請被 仰付候

寿光院様 御殿、是以後梅之

御殿と相唱候様從

(前田治脩)相公様被

仰出候条、此段寄々一統可被申談候事、

345 「筆のまに／＼」享和二年一〇月一〇日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

庫藏

八月六日

加賀藩、金沢城二ノ丸・金谷御殿広式の「御双方御移り替」を行つたといふ。

343 赤井直喜「藩公歴伝」五(斎広様御伝略等之内書抜)

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

十日

一、梅之 御殿

御本宅統下ノ御馬場、辺三新出来之御殿也、

御造営成就、当月

朔日、

寿光院様御移徙之旨、江戸より申来候付、今日、各

(前田治脩)中将様へ恐悦申上様子、積氣等不出来不罷出故、紙

面を以申上、

(前田治脩)相公様御途中迄、御前より飛脚を以被 仰進
候趣有之、それニ伝附して申上、

寿光院様

御前様へも以紙面申上、

九月四日

是ノ月六日、二之御丸金谷御殿御広式御双方御移り替ニ相成ナリ、

加賀藩、江戸藩邸(本郷邸)に新築した寿光院

(前田重教の正室)の居館を「梅之御殿」と称させる。次いで一〇月一日、寿光院、同所へ移徙する。

344 「袖裏雜記零余後錄」享和二年九月四日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

346 「政隣記(耳目甄錄)」二〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

廿一日 去四日出江戸御用状來着、左之趣告來、
(申略)

寿光院様、今月朔日辰之中刻、御供^本榆木御行列^二て
御本宅御広式御玄関^ノ御出、長屏通り梅之 御殿江
御移、御供人侍以上熨斗目・上下着用、
御道筋警固足軽相建候事、

九月一一日

前藩主前田治脩、湯治のため帰国を許可され、

一〇月六日、江戸を発ち、同月二十五日、金沢

城に到着する。

347 「筆のまにく」享和二年九月一八日条

金沢市立玉川図書館
書館奥村文庫蔵

十八日

一、去十一日、江戸発足町飛脚歩二伝附二而、今十一日、
上使御奏者番内藤^(信教)豊前守殿を以、

相公^(前田治脩)様御湯治之義、従

中将^(前田齊弘)様御願置被成候処、御願之通被

仰出、御料

理者御断三而、御菓子等出、万端御首尾能相済申候、

御持病氣御不出来二付、御名代前田^(長輔)信濃守殿御頼

被遊と

中将^(前田齊弘)様御案被遊候而、東海道通り御通行之義被停

348 「筆のまにく」享和二年一〇月一五日条
日条 ^(前田治脩)金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
一、相公^(前田治脩)様御湯治御願之通被 仰出候、御祝詞各於席御
近習頭を以申上、両御広式へも罷出、御祝詞申上候
事、

349 「筆のまにく」享和二年一〇月一五日条

金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

十五日

^(前田治脩)當六日申ノ上刻、益御機嫌能、江戸 御發

駕之旨、同日前田^(知周)修理工^ノ中飛脚を以申越、今夕到
着、御供^二ハ今枝内記^(易直)、前月廿一日、金沢発足、江

戸へ馳付候而御供仕、兼而者織田^(益方)主税被 仰付置候
処、痲病後浮腫有之不宜御暇被下、前月廿六日帰着
之処、次第二不宜也、

但、今般冬向ニ成、御道中御疵種^(カ)等ニ御障りて可

止御聞届也、

350 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 享和二年一〇月一

六日条

〔前田治脩〕 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、相公様当月六日申ノ剋、御発駕之段、同日江戸出立

之中飛脚を以申来事、

351 「筆のまに」 享和二年一〇月一五日条

〔前田治脩〕 金沢市立玉川図書館奥村文庫蔵

廿五日

一、相公様御途中迄為御機嫌伺物代飛脚横山又五郎〔政質〕指

出候、今庄駅三而紙面上之、金津御泊にて返書渡り、

昨夜帰着、

一、今廿五日、

相公様御着二付、一統五半時揃、年寄中等八例之通

四時頃登城、

一、河内守儀、積氣未宜、今日不致登城、昼々金谷、御

殿へ罷出候付、松任上之方町端迄、自分ニ附人遣し、

被為入候を見受、為及案内、九半時過、右附人罷

帰、只今被為入候を見受罷帰候旨申二付、追付布上

下着用、直ニ金谷、御殿へ罷出、〔本多政成〕 安房守・甲斐守・〔長進愛〕

・〔易道〕 内記、

大炊・又兵衛・左京・山城・内匠助・津田玄蕃・
前田織江・横山又五郎・前田大学者御城二而、松任

へ御着之附人承之旨、金谷御殿へ罷出、河内守令

暫、跡ニ各罷出、前田図書者、従

中将様為御使者松任迄被遣候、於同所御使相勤、

但、

〔前田治脩〕 御前へ被召、且御菓子・直ニ登城、其段申上候而御吸物被下候由、給事坊主・〔政質〕・〔前田直方〕

右御殿へ罷出、是も大方同時刻ニ成候也、土佐守病痛、不破彦三者手痛等不宜不罷出、大音南郊〔厚曹〕も老病ニ而不罷出、

中將様為御使者松任迄被遣候、於同所御使相勤、

但、

〔前田治脩〕 御前へ被召、且御菓子・直ニ登城、其段申上候而御吸物被下候由、給事坊主・〔政質〕・〔前田直方〕

入、無程野町々端へ附人來り候故、各七拾間御門前

へ罷出、出方龜岡左通、

(*図略)

右之通罷出居候處、七時頃、御乗物ニ而被為入、何も罷出候所ニ而御乗物留り、御戸明候節、益御機嫌能御着被遊奉恐悦旨、河内守が申上候処、今日ハ天氣も宜と御意、奉恐悦旨申上、被為入、御供今枝

352 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和二年一〇月二

五日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、相公様去六日江戸 御発駕、東海道御通行、昨廿四

日小松 御泊、今暁八半時御供揃、益御機嫌能 御

着、七拾間御長屋御門外柵御門際御左の方江御大小

將横目罷出居、夫々同所腰懸前二御奏者番并諸頭罷

出居、右御門内向分御左の方へ懸々、年寄中・御家

老中・若年寄中罷出居候所、御意有之、金谷御殿

御玄関台御右の方へ定番頭・御留守居物頭・定番頭

馬廻御番頭

御前様御附使者罷出、御意有之、御玄関鏡板江

中將様御出被遊、夫々石野主殿助御先立被為入、

但、御馬奉行等絵図之通罷出候事、

353 「政隣記（耳目甄録）」二〇〇

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同日

六月六日 去ル十日江戸発之早飛脚來着、今般

相公様為御湯治御帰国、十月六日江戸 御発駕可被

遊旨被 仰渡候段申來、且左之通東海道十九御泊二

而同月廿五日 御着国之段も申來、

(中略)

二〇月朔日

同日 月次出仕、如御例一統 御目見、日出度与御意有

之、御取合等年寄中座上分言上、右相済左之通御用

番又兵衛殿御演述、畢而於横御廊下左之御覚書披見、

四時頃、一統退出、

相公様御國許温泉江御入湯御暇之義、從

前田賛庄 中將様御願置被成候処、去十一日 上使内藤豊前守

前田賛庄 殿「注記私記御奏者」を以御願之通被 仰出、且又同十

五日、御登城、御湯治御暇之御礼可被 仰上候、若

御病氣候者御礼被 仰上三不及、御名代指出候様前

日御老中方連名之御奉書到来之処、御持病御勝不被

成候三付、

前田利考 御名代飛驒守様御登

城被成候処、於御白書院御縁

頬御老中方御列座、就御病氣二 御目見候者不被

仰付候、御拌領物「注記私記御羽織五ツ也」被 仰付候旨、

松平伊豆守殿御演述、御羽織御拌領被成、難有御仕

合 思召候段、御両殿様分拙者共迄被 仰出候事、

(中略)

廿五日 七時暫前、但、御待請刻限者五半時揃也、

相公様益御機嫌克御着、前記十七日ニ有之通、七十

間御門外江為御迎罷出列居蹲踞之処。御駕籠之戸明

之、御例之通出マシタカ与御意有之、夫々一昨日記之通、二之御丸江罷出、於御式台御帳ニ付、御祝詞等申上退出候事、

一月一五日

金沢に地震あり。

354 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和二年一月一

五日条

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

同十五日 晴 四半時頃、九半時過、地震、

享和三年（一八〇三）

一月七日

加賀藩、金沢城七十間長屋門続の石垣修復のため、付近の往来につき、同所柵門外にて下馬・下乗するよう通達する。次いで修復完了にともない、四月二四日以降、従来通りの往

來を許可する。

355 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和三年二月七日

条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、左之通御城方々演述、

付札御横目江

七拾間御長屋御門続御石垣御普請有之ニ付、往来道幅狭々候間、可致混雜候条、同所柵御門外ニ而下馬・下乗有之候様夫々可被申談候事、

二月七日

356 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和三年四月二四

日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、左之通御城方々演述、

附札御横目

七拾間御長屋御門続御石垣御普請中、同所柵御門外ニ而下馬・下乗有之候様申渡置候得共、右御普請相濟候間、当廿四日下乗所御平生之通不指支候事、此段夫々可被申談候事、

四月廿三日

357 「政隣記（耳目甄録）」二二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

五(二月)日 (中略)

七拾間御長屋御門繞御石垣御普請有之候ニ付、往来道幅狭候間、可致混雜候条、同所柵御門外ニ而下馬・下乗有之候様夫々可申談候事、

二月七日

右、御城代駿河殿被仰聞候旨、如例御横日廻状出、
甘一(四月)日 (中略)

付札

御横目江

七拾間御長屋御門繞御石垣御普請中、同所柵御門外ニ而下馬・下乗有之候様申渡置候得共、右御普請相濟候間、当廿四日より下乗所御平生之通不差支候条、

此段夫々可被申談候事、

四月廿三日

三月一六日

前田斉広、村井長世 (又兵衛) を金沢城代に任命する。

358 「政隣記 (耳目甄録)」二二
(三月)十六日 左之通被 仰付、

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記〕耳目甄録 廿・廿二

御城方御用

学校物御奉行

学校物御奉行御用多ニ付

御免

359 「政隣記 (耳目甄録)」二二
(三月)同日 江戸御邸内梅之御殿江
〔政隣記〕耳目甄録 廿・廿二
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記〕耳目甄録 廿・廿二〕

村井又兵衛 (長世)

奥村左京 (賀直)

前田駿河 (孝友)

本多安房守 (政成)

三月一八日

法梁院 (前田治脩の正室)、加賀藩江戸藩邸 (本

郷邸) の「梅之御殿」へ移徙する。

360 「政隣記 (耳目甄録)」二二
(三月)廿四日 江戸表北風強吹候処、
〔政隣記〕耳目甄録 廿・廿二
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
〔政隣記〕耳目甄録 廿・廿二〕

御前様御引移、

三月二二四日

加賀藩江戸藩邸 (本郷邸) の物見櫓、類焼する。

前田斉広、村井長世 (又兵衛) を金沢城代に任命する。

御上邸へ風筋悪敷、于時烈風大火ニ相成、御厩之方危く、本郷六丁目町家半分計も焼失、御物見江も燃付候得共、御人數三而防留、夕七時頃鎮火、右三付、

御一門様方々も御人數被進、御屋根江上り防之、但、御家老中依御指図、御歩中も御居間書院等之屋根江

上り飛火防之、且御邸内御土蔵并御貸小屋へも飛火來燃上り候得共、防留ニ付御別条無之候事、

九月一三日

前田斉広、金沢を発し、同月二六日、江戸に到着、一〇月一日、江戸城に登り、参勤の挨拶をする。

361 「筆のまに／＼」享和三年九月一三日条

金沢市立玉川図書館
書館奥村文庫蔵

十三日

一、今日昼九時前、益御機嫌能、御發駕被遊候事、
但、御供前田駿河（孝友）、今日も不罷出候故、以紙面夫々

御祝詞申上候事、

○御入国後初而之、御参勤故、先例を以物代飛脚を以

泊之御泊迄伺御機嫌、右飛脚者内匠助（前田直義）指出之、

享和三年

362 「御家老方若年寄方日記之内抜書」享和三年九月一三

日条 金沢市立玉川図書館加越籠文庫蔵

一、九時前、益御機嫌能、御發駕被遊、御先立大学、年寄中御式台内々左之方罷出、御家老中・若年寄八内々右罷出、右之御会糸有之事、
之方罷出、右之御会糸有之事、

363 「江戸幕府日記」享和三年一〇月朔日条

国立公文書館内閣
文庫蔵

一、今四江五分前、御黒書院江

出御、

参勤

御太刀一腰

銀五十枚
卷物二十

右、相済而御白書院江 出御、

（中略）

松平加賀守家来

銀馬代
（前田直義）

前田駿河（孝友）

前田修理（知周）

（前田
斉広）
松平加賀守

364 「筆のまに／＼」享和三年一〇月七日条

金沢市立玉川図書館
書館奥村文庫蔵

七日

一、前月廿六日午下刻、江戸 御着被遊旨、今日申来、

泊一日御逗留故也、

365 「筆のまに／＼」享和三年一〇月八日条

金沢市立玉川図書館
金沢市立玉川図書館
書館奥村文庫蔵

八日

一、左之紙面写之儀、今夕御用番乃以跡紙面到来、御書

も致到来候間、追而御達書申旨申来、

前月廿八日、上使土井大炊頭殿御出、御懇之被為

蒙 上意、且又御參勤之御礼可被 仰上旨、翌廿九

日御老中方御連名之御奉書到来、朔日、御登 城、

以御黒書院御礼被 仰上、御懇之被為蒙 上意、前

田駿河・前田修理御供被 召連候處、御白書院ニお

いて 御目見被仰付候旨、朔日之日付、駿河等紙面、

御両家江參上、

366 「政隣記（耳目甄錄）」二二

金沢市立玉川図書館
政隣記
耳目甄錄
廿・廿二

十三日 隆、四時頃微雨、今日九時前、御機嫌克御発駕

自分御中休津幡ヨリ御近習騎馬御供三付、五半時

御城へ出、四時頃三品押出以前発出、津幡ニ御待受

之上御供、御小休くりから長樂寺江上り献上物披

露、御先立御用等勤之、

廿六日 快天、暁七時、御供揃二而同刻前御立、蕨御中

（申略）

廿六日 快天、暁七時、御供揃二而同刻前御立、蕨御中

（申略）

上、御懇之 上意、其上駿河・修理 御目見被

城被遊候處、於御黒書院 御參勤之御礼被 仰

上、御懇之 上意、其上駿河・修理 御目見被

休、御下邸江御立寄、御浴・御髪月代等被為 成、
九時頃、御機嫌克御上邸江 御着、御供騎馬追分口
御門乗通シ、梅之 御殿角ニ而下馬等之義、於金沢
御横目中申渡有之候通也、

（中略）
朔日

（一〇月） 快天、今日御參勤之御礼三付、六時御供揃三而、

同半時頃、御登城、右御礼被 仰上、直ニ御老中方

御廻勤、九半時頃、御帰館、右ニ付、服紗小袖・布

上下着用平詰、且今朝、於 殿中水戸様・紀州様

御對顔之処、御懇之趣有之候、為御礼使拙者義、右

（徳川治保）（徳川治宝）

御両家江參上、

（中略）
同日

（一〇月朔日） 御帰館後、頭分以上四、五人宛御席江御呼立、左

之通駿河殿御演述、

（前田孝友）
（津田政隆）

今般 御參勤ニ付、前月廿八日、上使土井大炊頭

（利厚） 殿を以、被蒙 上意、且又今日、御參勤之御礼可

被 仰上旨、昨日御老中方御奉書到来ニ付、御登

城被遊候處、於御黒書院 御參勤之御礼被 仰

仰付、重疊難有被思召候、此段可申聞旨 御意二

候、

右三付、於竹之間二御帳二附、為恐悅駿河殿・修理

殿御小屋へ相勤候事、

但、右御弘ニ前々相勤候事無之候得共、此度者

御家督後初而之就 御參府ニ、僉義之上相勤申事

ニ相極り候事、

一一月二八日

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）の「梅之御殿」を
「梅之御居宅」、「北之御殿」を「北之御居宅」
と改める。

367 「政隣記（耳目甄録）」二二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿・廿二

廿二月
左之御覺書、駿河殿御渡之旨等、御横目永原

（孝建）
治九郎今例文之廻状を以到来之事、附、於金沢者十二月廿八日於御横目所寄々一統可申談旨、御用番御渡之覺書諸頭等江披見、申談有之候事、

付札御横目江

梅之御殿之事 梅之御居宅

北之御殿之事 北之御居宅

右兩御殿、是以後右之通相唱候様被

仰出候条、此

段一統可申談候事、

亥十一月

一二月一日

江戸の前田斉広、琴姫（尾張藩主徳川宗睦の養女）を娶る。

368 「政隣記（耳目甄録）」二二

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿・廿二

（二月朔日）

就吉辰、前記御作法書等之通ニ而、八時過、御出

輿之段御附人追々告來、七時過、御入輿、御輿渡

滝川豊後守勤之、請取前田駿河勤之、御貝桶渡御家

老代大寄合高橋司書勤之、請取前田隼人助勤之、御

門下江本多勘解由、各褐子持筋熨斗目・長袴着用之

諸頭御白洲等江罷出、御表向御客御物様、夜五時前

御披、夫今御結納之節同断、御作法ニ而赤飯等頂戴

被仰付、四時頃各相披候事、

但、年寄中・御家老中江今日者御重肴被下ニ付、

最初ニ御頂戴、右相済、頭分ニ建ニ頂戴御吸物

なよしのと
ふきのと

369 「三守御譜」三 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(享和三年)
十一月朔日 琴姫君 御入輿アリ、

一二月一六日

幕府、前田斉広の家臣一人に叙爵を認め、次
いで前田孝友（駿河）、従五位下伊勢守に叙任
される。

370 「政隣記（耳目甄録）」二二

（金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）
『政隣記（耳目甄録）廿・廿二』

十二月二十六日 昨日御老中方御連名之依

（本多政義）
御奉書、今朝五時前

御供揃二而同刻過、御登城、九時頃、御帰殿之
上、左之通於御席頭分以上江勘解由殿御演述、一先
退重而罷出、恐悦申上候事、

但、布上下着用罷出様御横目申談二付、各着改御

席江罷出、

昨日御老中方御連名之依 御奉書、今日御登 城被

成候處、於御白書院御老中方御列座、兼而 御願置

被成候通、御家来壱人諸大夫被 仰付候旨、土井

（利原）
大炊頭殿被仰渡、難有被 思召候、此段何茂江可申

聞旨 御意二候、

（孝友）

右畢而、右ニ付、前田駿河叙爵被 仰付、伊勢守二

被成候旨為承知、是又勘解由殿御申聞候事、

右ニ付、西 御丸江も御登 城被遊候、御老中・若

御年寄衆江之 御廻勤者、御名代（前田利考）
飛驒守様江御頼

候事、

文化元年（享和四年。一八〇四）

三月四日

加賀藩、金沢城二ノ丸裏式台前御鎧番所続
台所入口門造営のため、この日以降、同月二

七日まで付近の往来を禁止する。

371 「政隣記（耳目甄録）」二二一

（金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵）
『政隣記（耳目甄録）廿二』

（二月）
今月廿八日（中略）

付札御横目江

△二之 御丸裏御式台前御鎧番所続御台所入口御門御
造営就被 仰付候、來月四日より往来指留候条、御台

所奥之口并松坂御門通り、金谷 御殿江罷出候人々、

鶴之丸通り、埋御門より往来之筈二候条、此段不相洩

様夫々可被申談候事、〔頭注△二月廿七日より往来不支旨本文

同趣之廻状、同月廿五日二有之〕

御馬被下

(中略)

一、今四打四半廻り、御黒書院江 出御、

松平加賀守

前田齊広

御暇

松平加賀守

前田伊勢守

本多勘解由

前田孝友

本多政義

松平加賀守

前田齊広

御馬被下

但、三之御丸御番所左右入口る供之人數、二之御

丸之通召連可申事、

二月廿八日

右、御城代村井長世又兵衛殿被仰聞候旨等、例之通御横目廻
状有之、

三月一三日

前田斉広、帰國を許可され、同月一五日、江戸城に登る。次いで同月一八日、江戸を発し、四月二日、金沢城に到着する。

372 「江戸幕府日記」文化元年三月一三日条

上使牧野備前守

前田齊広

文庫藏

國立公文書館内閣

銀物三十

松平加賀守

前田

文庫藏

國立公文書館内閣

373 「江戸幕府日記」文化元年三月一五日条

文庫藏

國立公文書館内閣

374 「御家老方若年寄方日記之内抜書」文化元年四月二日

条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

「御家老方若年寄方日記之内抜書」文化元年四月二日

一、今日御着城二付、年寄中・御家老中・若年寄六半時
々五時迄ニ追々登城、諸役人揃六半時之事、

一、前月十八日江戸 御発駕、夜前津幡駅御止宿、今朝
右駅 御発駕与御附人五時過來候事、

一、四時過、大樋江被為入、附人來ニ付年寄中・主殿・

義十郎奥村栄実・役縣之人持・頭分之面々、三ノ御丸江罷出、
御城代村井長世又兵衛、御家老中・若年寄御式台階下、表
御式台の方、後ニいたし罷在候処、四半時益 御機
嫌能御着被遊、夫々 御意有之、前田直央大學儀進出罷在、
御先立相勤候事、

373

享和三年(文化元年)(享和四年)

「江戸幕府日記」文化元年三月一五日条

文庫藏

一、年寄中・御家老中・若年寄一列、表方席ニおゐて池

田勝左衛門(景福)を以、御着城之御祝詞申上(候)事、

375
〔政隣記（耳目甄錄）〕二二一(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄廿二)

〔三月〕十三日

上使御老中牧野備前守(忠精)殿を以、御国許江之御

暇被

仰出、御例之通御卷物三十・白銀百枚御拝領、

従

大納言(徳川家慶)

言様安藤対馬守殿を以被爲蒙(信成)

御卷物二十御拝領、從

大納言(廣大院)

言様も御老中安藤対馬守殿を以被爲蒙(信成)

上意、御台様も御使御広式御用人小笠原大隅守殿を以、御

御卷物二十御拝領、従

御台様(義武)

も御使御広式御用人小笠原大隅守殿を以被爲蒙(信成)

上意、御鷹・御馬御拝

領、次三伊勢守・勘解由

(本多政義)御目見、拝領物も被仰付、重畠難有被思召候、此段何茂江可申聞旨御

意二候、

卷物五御拝受、八時頃、万端御都合克段々被爲済候、

但、対馬守殿与者、御益事有之、其外者御断、尤

二汁六菜之御料理等被出之、向詰御持參、大隅

守殿者御餅菓子等被出之、御重引御持參、其外

御作法都而前々之通ニ付略ス、

(中略)

〔三月〕十五日

昨日御老中方依御奉書、今朝六時過、御供揃二而御登城、御下り御老中方并若御年寄衆御廻勤、

九時過、御帰殿、左之通於御席頭分以上江伊勢守

(前田孝友)

殿御演述、畢而於竹之間恐懼之御帳二附、

(前田孝友)

(中略)

〔三月〕二日

雨天、今朝六時過、御供揃二而同刻頃御立、森下二而時刻御見合等有之、四半時前、益御機嫌克

御着城、自分今日ハ本役御供所へ加り、御供帰着、

御用番内匠助殿江於御席恐懼申述帰宅之事、

(前田直義)

(中略)

〔四月〕二日

雨天、今朝六時過、御供揃二而同刻頃御立、森

(中略)

〔三月〕十八日

陰、今朝六半時、御供揃二而五半時頃、御発駕、

(津田政隆)八時過浦輪駅御着、自分御登蕨駅乃御近習騎馬、但、

六時過御小屋出立、蕨ニ而奉待請御供、且旅中食物

等如例別録ニ有、

六月二七日

加賀藩、金沢城二ノ丸広式の橋の間の修復を命じる。

376 「御勝手方諸事覚書」 文化元年六月二七日条

金沢市立
玉川図書館
加越能文庫蔵

一、二之御丸御広式橋之御間之内、柱根朽損候ニ付、御補理可被仰付旨、去暮江戸表より被仰出候処、

段々申上候趣有之、御猶予可被遊旨重而被仰出候、然処右御間ハ兼而相公様被為入候節之御座之御間ニ

御補理被仰付度、且

御同人様々被仰進候趣も有之、御意味合も御座候旁、此度弥御普請可被仰付候間、為承知被仰出旨、中務申聞候事、

右之趣ニ付、御入用方手当之儀有之ニ付、水野次郎武
矩大夫江為承知申聞事、

但、惣御入用三拾貫左之通之由也、

七月九日

金沢に地震あり。

文化元年（享和四年）

377 「政隣記（耳目甄録）」二二一

金沢市立
玉川図書館
加越能文庫蔵
政隣記
耳目甄録
廿二

九月二日 （七月）
加賀藩、金沢城土橋門修復のため、この日以

降、同所の往来を禁止する。

378 「御家老方若年寄方日記之内抜書」 文化元年八月二六日条

金沢市立玉川図書館
加越能文庫蔵

付札御横目江

土橋御門御普請就被仰付候、來月二日右御門往來指留候条、二之御丸御広式江罷出候人々、河北御門通り可致往来候、右御広式江可出候女之分者、七拾間御長屋御門右 玉泉院様丸通御数寄屋々敷唐御門往来之筈ニ候条、此段一統不相洩様可被申談候事、

八月

一一月二日

加賀藩、「省略」のため内作事所・外作事所の作事を当分差し留める。

一三七

379 「御家老方若年寄方日記之内抜書」文化元年一月二日

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、御作事所御仕法御改被 仰付ニ付、左之通表方ニ而
申渡有之、

御作事奉行江

今般万端御省略ニ付、旧例古格不拘、万事事輕ニ而
御入用減方等僉義有之候様申渡置候処、各心付之趣
帳面被指出候ニ付、則入 御覽候処、各僉義之通可
申渡旨被 仰出候、依而御作事内役所数被相減、内
作事奉行・外作事奉行・木藏才許・鉄荒物才許并御
歩横日、当分被指止、暨岡り所役所茂被指止候、内
作事方御用者地遠共、寺社方修理才許与力ヲ相兼
候様申渡候条、被得其意、御材木・鉄荒物茂其手
合々々江直ニ買上可申候、尤御省略之儀諸事無油断、
綿密遂詮義候様可被申談候事、

子十月

内作事奉行 金谷佐_{建尚}大夫

内作事奉行加入并外作事

奉行兼帶 加須屋_{孝意}团藏

金沢城東ノ丸の大銀土蔵に賊が侵入する。

一二月一五日

幕府、前田斉広の家臣一人に叙爵を認め、次
いで本多政礼（主殿）、従五位下安房守に叙任
される。

380 「政隣記（耳目甄録）」二三一 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
廿八日 二月 歳末為御祝詞、今日出仕以上之人々登 城
〔往記〕 「去十五日互見」、御在国如御例於御式台御帳ニ附可
罷帰処、御弘之趣有之候間、各居残候様甲斐守殿
被仰聞候旨、於御帳前申談ニ付居残候処、九半時頃、

柳之御間列居、年寄中・御家老中列居、左之通甲斐
守殿御演述、畢而同所於横廊下左之通披見退出之事、
諸大夫之儀、兼而御願置被成候処、今般御願之通
被 仰出候ニ付而、本多_{政礼}主殿 叙爵被 仰付、名
も安房守与為御改被成候、此段何もへ可申聞旨

御意ニ候、

一二月二三日

發駕、御作法前々之通、三之御丸へ罷出 〔往記〕「草履捕」

人召連 〔人召連〕 候処、御例之通 御意有之、夫より御席へ

出、御用番又 〔村井長世〕 兵衛殿江恐悦申述退出、但、今日式日

者無之旨御横目中々申談有之、

〔質直〕

〔政義〕

一、御供人奥村左京殿

〔質直〕

〔政義〕

・本多勘解由殿等夫々無異義

發出、今夜今石動御泊、去々年秋之通御泊附二

而廿三日江戸 御着之御日図りニ候事、

〔中略〕

〔三月〕

当月廿六日 益御機嫌克江戸 御着、追付之御供揃二而

御出、御老中御廻勤有之候段等、同日江戸發之飛脚、

四月六日來着告來候事、

〔中略〕

四月朔日 前日御老中方御連名之依御奉書御登 城、御

参府之御礼被 仰上、隨駕之臣奥村左京・本多勘解

由 御目見惣而御先例之通被為済、

385 「三守御譜」三 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

文化二乙丑年三月十一日 金沢 御發駕、同廿六日、

江戸 御着被遊、同廿八日、上使青山下野守、四月

〔質直〕

朔日、右御札 御登城、御供奥村左京、

〔忠裕〕

386 「御家老方諸事覚書」文化二年三月一六日条 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

一、左之通 御城代方々演述、

付札

御横目江

石川御門統御櫓下等石垣御普請就被 仰付候、当廿六日右御門往来指留候条、御城中御番人、且又就御用罷出候人々、河北御門々往来之筈ニ候、若火事等之節ハ石川御門往来不指支候、尤御普請所之儀ニ候間、往来人不込合様可相心得候、此段夫々一統不相洩様可被申談候事、

丑三月十六日

387 「政隣記」(耳目甄錄)二二一 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔三月〕十九日 〔中略〕

付札御横目へ

三月二二六日 加賀藩、金沢城石川門櫓下の石垣修復のため、この日以降、同所の往来を禁止する。

「御家老方諸事覚書」文化二年三月一六日条 〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

石川御門 続御櫓下等石垣御普請就被 仰付候、当廿六日ヨリ右御門往来指留候条、御城中御番人且又就御用罷出候人々、河北御門々往来之筈ニ候、若火事等之節者石川御門往来不指支候、尤御普請所儀ニ候

御馬見所ニおるて見物、七半時過相済、即席江筆頭甲斐守迄何茂御札申述、直ニ退出候事、但、中将様江之御札ハ無之事、

間、往来人不込合様可相心得候、此段夫々一統不相洩様可被申談候事、

丑三月十六日

右、御城代又兵衛殿被仰聞旨等例之通御横目廻状有之、

四月二十四日

前田治脩、金谷御殿において草鹿を行う。

388 「御家老方諸事覚書」文化二年四月二十四日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(同廿四日) 天氣好

一、今日天氣宜候付、草鹿為見物甲斐守・又兵衛・

(本多政守) 奥村栄実 (前田道清) (前田純季)

安房守・助右衛門・織江・兵部、八半時過ニ金谷御殿江罷出、御書院二之間ニ相溜、七時前御庭へ相廻

候様、山口清太夫 (信造) 申談付、各二枚開る御文庫通罷越、

加賀藩、金沢城石川門櫓下の石垣修復が三四年かかるため、この日以降、同所の往来を許可する。

389 「御家老方諸事覚書」文化二年八月二八日条 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

一、左之通御城代方々演述之事、

付札御横目江

石川御門 続御櫓下石垣御普請被 仰付、当春ニ右御門往来指留置候、然処右石垣御普請今ニ、四年相懸候ニ附、右御門往来も急ニ難相弁由ニ候、左候而者右御門向寄之諸役人等、短日之砌杯相廻候而者指急候御用有之節、おのづから差支も可有之義ニ付、格別御普請奉行遂詮議、来月四日より石川御門先往来不指支候、乍去右之通御普請所江開取道幅も無之候間、

往来之人々ハ心得ニ而罷通、猶更從者等末々迄込合
不申相通候様可申渡候、且又下馬・下乗も右准シ、

仮閒外ニ而可致候、併佳節・朔望并御弘等ニ而出仕
之面々ハ、人多被召連、致混雜候条、是迄之通河北
御門令登、城可有之候、

右之通一統不相洩様可被申談候事、

一月一日

この日以前、金沢城土橋門が竣工する。加賀
藩、この日以降、同所の往来を許可する。

390 「御家老方諸事覚書」 文化二年一〇月一八日条

立玉川市

一、左之通御城代方令演述、

付札御横目江

土橋御門御造當就出来、来月朔日巳ノ剋令如最前右

御門往来不指支候条、夫々一統不相洩様可被申談候
事、

十月廿八日

一一月

加賀藩の穴生後藤睦友（小十郎）、金沢城代村

二月四日 同九日富永氏
來、中村氏へ送、

宮井典膳
(直経)

同役中拾人様

仰付忝義奉存候、右為御知如此御座候、御廻達留令
可被下候、以上、
(御返祝カ)

長谷川三九郎
(一久)

右私組三九郎儀、御用御座候条、今四日四時、二之
御丸へ罷出候様申渡、私義も可致登、城旨、昨日
又兵衛殿内依御紙面三九郎江申渡、則罷出候処、檜垣
之御間於二御間伊勢守殿・又兵衛殿御出席、御横目
中指引ニ而致誘引候所、今度土橋御門御造當被仰付候
段、宜致出来、御喜悦、被思召候、依而御目録之通被
下候而、又兵衛殿御演述ニ而生絹二疋御目録、御用人
庄田要人相渡候ニ付、御取合御礼申述候、拝領物被

〔前田孝友〕

(村井長世)

又兵衛殿内依御紙面三九郎江申渡、則罷出候処、檜垣

御作事奉行加人

井長世（又兵衛）の指示により、金沢城内の石垣間数を調査し、絵図に仕立てて提出する。

392 「金沢城中御石垣間数附絵図」付記

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵
(村井長世)

往古御石垣間数附御絵図不分明に付、御城代又兵衛

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵
(村井長世)

殿思召を以、間数等相改、詳図に仕立指出候様、御普請奉行中江被仰渡候ニ付、歩々を以間数改め計、旧図大形に引直、漏たるを補ひ、粗其要を糺し、至当月上旬、御成図となして指上之候事、

文化二年十一月 後藤小十郎藤原睦友謹記

【解説】「金沢城中御石垣間数附絵図」は、石垣の高さ・長さなどを詳細に記した金沢城全域図。右はその付記。

393 「江戸幕府日記」文化三年三月一三日条

国立公文書館内閣文庫蔵
(忠裕)

上使青山下野守

銀百枚
卷物三十

（中略）

右、御暇被 仰出候付被遣之、

394 「江戸幕府日記」文化三年三月一五日条

国立公文書館内閣文庫蔵
(前田齊広)

一、今四半打五寸廻り、御黒書院江

（徳川家齊）
公方様・大納言様御一同

（徳川家慶）
御同出御、

御暇

（徳川家齊）
御馬被下

（前田齊広）
松平加賀守

（中略）

松平加賀守家来

（前田齊広）
同

（前田齊広）
奥村左京

（前田齊広）
同

（前田齊広）
本多勘解由

395 「御家老方諸事覚書」文化三年三月二五日条

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵
(忠裕)

（前田齊広）
館加越能文庫蔵

（前田齊広）
金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵
(忠裕)

文化三年（一八〇六）

三月一三日

前田斉広、帰国を許可され、同月一五日、江戸城に登る。次いで同月一六日、江戸を発ち、

同月二八日、金沢城に到着する。

(徳川家慶)

(信成)

大納言様、安藤対馬守殿を以御眷物御持領、從

(廣大院)

(義武)

御台様茂小笠原大隅守殿を以御眷物御持受、且当十

五日、御登城被成候様、前日御老中方御連名之御

奉書より御登城被遊候処、於御黒書院御礼被

仰上、御懇之被為蒙 上意、御鷹・御馬御持領被成、

重置仕極成御儀候、委細之儀八以御書被仰出候御

(奥村賀直) (本多政義) 様子二候、將又左京・勘解由御供被召連候処、於

御黒書院 御目見被 仰付候段、左京等々申来事、

396 「御家老方諸事覚書」文化三年三月二六日条

金沢市立
玉川図書館
館加越能文庫蔵一、当十六日辰刻、江戸御発駕被遊、兼而被 仰出候御
泊附之通二候処、廿一日才川満水二而御通行不被為
成、依之神駅へ一日御逗留、同廿二日減水いたし御
通行被遊、御日岡之通御旅行、廿七日津幡御泊被
指止、高岡御泊々直二而御着可被遊旨被 仰出候段、(奥村賀直)
左京等々追々申来事、

397 「御家老方諸事覚書」文化三年三月二八日条

金沢市立
玉川図書館
館加越能文庫蔵

一、今日 御着城三付、諸役人五半時揃、年寄中・御家

老中・若年寄四時頃迄二段々登 城之事、

但、夜前津幡御泊三而御着之筈二候処、榎駅二而

一日御逗留有之三付、津幡御泊被指止、高岡より
昨夜九時之御供揃二而直三御着之事、一、又五郎儀、氣配未宜、今日も難致登城、及御断之旨
被申越、主付々水越八郎左衛門江御着之上申上候様

申合候事、

一、九半時頃、津幡江被為 入候附人來、八半時頃、森

下御発駕之附人罷越暫有之、大桶江被為 入候附人

罷帰事、

一、右附人來候而、年寄中・助右衛門三之御丸江罷出、

(奥村榮実)

重而浅野川大橋之附人來候而、御城代伊勢守・御家

(前田孝友)

老中・若年寄、御玄関江罷出、七時過、御着、伊

(前田孝亮)

勢守・御家老中江御意有之、夫々及御請、掃部義

近々出有之、御先立相勤候事、

但、伊勢守八御右之方、御家老中八御左、裏御式

台之方江罷出、掃部八御家老中末座候所ニ近々出
有之、御先立伊勢守等江御会釈之節、階下ニ中座

398
〔政隣記（耳目甄録）〕二三二
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿三・廿四〕

廿八日（三月） 昨夜九時御供揃二而同刻前、高岡 御発駕、益

御機嫌能今日七時過、御帰城、但、為御待請今朝五
半時乞罷出候処、八半時頃、森下御小休御立之御
附人來候ニ付、三之御丸江出蹲踞之処、御例之通

御意有之、其外御年寄衆者、大桶御附人ニ而橋爪御
門外迄被罷出候儀等、都而御作法前々之通、且右三
之御丸江罷出候節、如前々草履捕一人召連、手傘ニ
而出、御通行之節傘後口之方へ指置之蹲踞、御帰
城之刻ハ雨晴有之、附、今日路地滑至極ニ付歩行
遲々、御着城御遲有之候由云々、

四月七日

加賀藩、櫓下石垣普請中の金沢城石川門にお
いて、佳節・朔望等出仕時の通行を許可する。

399 「御家老方諸事覚書」文化三年四月七日条

〔文庫蔵
金沢市立玉川
図書館加越能文庫蔵〕

一、左之通御城方乞演述、

御横目江

石川御門統御櫓下石垣御普請中道幅無之ニ付、佳
節・朔望等出仕之面々、河北御門一方乞往来申渡置

候得共、年限も相懸候御普請ニ付、格別遂詮議、召
連候從者未々作法能込合不申様、其主人々々乞厳重
ニ申付、佳節・朔望等石川御門も一統出仕往来有
之様可申渡候、併右御普請中ハ仮用外ニ而可致下
馬・下乗候、此段夫々不相洩様可被申談候事、

四月七日

400 「政隣記（耳目甄録）〕二三三
〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄録廿三・廿四〕

八日（四月）（中略）

付札御横目江

石川御門統御櫓下石垣御普請中道幅無之ニ付、佳
節・朔望等出仕之面々、河北御門一方乞往来申渡置
候得共、年限も相懸候御普請ニ付、格別遂詮議、召
連候從者未々作法能込合不申様、其主人々々乞厳重
ニ申付、佳節・朔望等石川御門も一統出仕往来有
之様可申渡候、併右御普請中ハ仮用外ニ而可致下
馬・下乗候、此段夫々不相洩様可被申談候事、

四月七日

文化三年

別紙之通夫々可申談旨、御城代又兵衛殿被仰聞候条、

村井長世

御承知被成、御同役御伝達、御組江支配御申談可被成候、且又御組等之内才許有之面々者、其支配江も

不相洩様御申談可被成候、以上、

四月八日

御横目

御歩頭衆中

八月一三日

幕府、前田斉広と正室琴姫（尾張藩主徳川宗睦の

養女）との離縁を許可する。

403 「御家老方諸事覚書」文化三年八月二二日条

金沢市立玉川図書館

金沢城石川門櫓下の石垣、修復完了する。

401 「石川御櫓下等御石垣積直絵図」

金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵

石川御櫓下等御石垣積直絵図

但、自分扣出来迄全図不赦他見、

（* 図・注釈略）

右之通出来、猶慮其時々可指図者也、

文化三年丙寅年四月 後藤小十郎（朱印）

一、御前様御儀、去秋一ヶ谷御屋敷江被為入、御積氣御

氣色御勝不被遊、種々御療養御座候得共、御全快之

御様子無之、無御拵趣三而御和談を以、御離縁被成

候段、御双方様々今月十三日、御用番牧野備前守

（信明） 殿御届有之候処、御所勞ニ而御登城無之、依之松平

伊豆守殿江御用番御達被成候ニ付、伊豆守殿江可被

及御届旨、御指図三付、則聞番御使を以右御届書御

指出候処、首尾能御請取被成候、右之趣同日尾張様

々も御届有之候旨、御使者頭並山口清兵衛を以為御

知有之、此方様々も尾張様江聞番大地縫殿左衛門

（文室）

五月一六日
金沢に地震あり。

402 「高畠厚定職事日記」文化三年五月一六日条

館加越能文庫蔵

十六日 降、夕方晴、
夜曇、八時地震強也、

を以為御知之御使者相済候趣、当十四日出江戸發足
之早飛脚步を以申来事、

404

〔政隣記（耳目甄録）〕

一三三

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿三・廿四〕

〔八月廿二日〕去十四日出江戸御用状來着、左之趣申來、前記
去年八月廿二日互見、

付札御横目江

御前様御病氣ニ而、去秋以来市ヶ谷御広式江御逗留

〔徳川斉朝〕

之処、急ニ御全快之躰無之ニ付、尾張様々被仰進候

趣有之、御双方御熟談を以御離縁ニ相成、公辺御

届も相済候、尾張様江通路之儀者是迄之通ニ候、此

段一統可被申談候事、

八月十三日

右、於御横目所披見申談有之候事、

405

〔三守御譜〕

三

〔文化三年〕
〔徳川宗睦〕
金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

〔八月十三日〕小君尾張侯女 琴姫君御離別被成、

九月

加賀藩、江戸藩邸（本郷邸）「梅之御居宅」の
呼称を、以前の「梅之御殿」に戻す。

406 「御家老方諸事覚書」文化三年九月八日条

文庫蔵

一、江戸表梅之御居宅、最前之通、梅之御殿与相唱候様
被仰出由、

（中略）

一、梅之御居宅之事、

梅之御殿

右最前之通、梅之御殿与相唱候様、夫々可被申談旨

被仰出、

九月

407 「寛政文化間日記」文化三年九月一七日条

〔金沢市立玉川
図書館加越能文庫蔵〕

梅ノ御居宅、以来 御殿ト唱候様、此比被 仰出、

408 「政隣記（耳目甄録）〕

一三三

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿三・廿四〕

〔九月九日〕重陽為御祝詞登

城、於柳之御間御年寄衆謁、四時頃退出、且於御帳前左之通披見申談有之候事、

付札御横目江

梅之御居宅之事、最前之通梅之 御殿与相唱候様
被 仰出候事、此段寄々一統可被申談候事、

九月

410 「政隣記（耳目甄録）」一三三

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿三・廿四〕

兩御門与力御番人、年寄中等往来之節、當時会釂方

緩急之躰被 聞召候、御火災以前者、板之上江罷出
ツクハイ懃勸会釂仕候由、如何之訛ニ而當時之身躰
ニ罷成候哉、此段相糺可申上旨被 仰出候事、一月二三日
この日以前、金沢城本丸三十間長屋が竣工する。

409 「文化雑記」二 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文化三年十一月

一、御本丸三拾間御長屋御普請出来ニ付、昨廿三日、御

城代御見分被成候筈之処、御兩人共御不快ニ付、御

出不被成候ニ付、定番頭等罷出見分有之候様申渡候

旨、其節前々之通拙者共之内老人可罷出旨 又兵衛村井長世殿より御城方与力を以被仰聞、揃刻限四時二候条、定
番頭等何茂相揃候者、御城方江可相達旨被仰聞候ニ
付、不残相揃候旨相達候処、御城代御出不被成、御
城方与力何茂罷出、朱書其節加藤氏被罷出見分有之、九
時前相済、相替義無之旨被申聞候事、

寅十二月

右、今月廿一日於御次閑屋中務を以被 仰出、依之
寺社奉行御用番前田式部宅江河北・石川両御門御番人与力壹組より兩人宛召出被 仰出之趣申渡之、左之紙
面取立之、私共御年寄衆等御往来之節、御番所江御会釂之節、
身躰當時緩急罷成候躰被 聞召、御火災以前与當時
之様子被 仰出之趣を以御糺被成奉得其意候、元來
御番所建方、往古者三之御丸御番所之通據御座候而、
據江罷出着座仕候由、其後御番所板足輕番所下座板
与同様之趣ニ相成候ニ付、當時之身躰ニ押移リ申候
様承伝申候、御火災以前者ツクハイ候与申義、旧記
伝承之趣存居申者無御座候、乍然當時之身躰不宜義
も御座候哉、緩急之躰被 聞召奉迷惑候、右等之趣

二月二二日

前田斉広、金沢城石川・河北両門の与力番人
に年寄等の往来時の作法について下問する。

二御座候間、宜御達被下候様仕度奉存候、以上、

寅十二月廿二日

河北御門等御番人

長谷川三九郎(一久)

同所御横目

染物一端宛

高山伊左衛門(定功保)

与力連名判
但、一組合宛

御医師

金二百疋宛

山崎茂兵衛(永保)

前田式部様

内山覺中

中川清六郎様(頼忠開)

関玄迪

竹田掃部様

御外科

一二月二三日

有沢了長

加賀藩、金沢城本丸三十間長屋の普請完了に
ともない、普請関係者に金品を与える。

411 「政隣記(耳目甄錄)」二三二金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記耳目甄錄十三・廿四

今度御本丸三拾間御長屋御普請出来ニ付、一昨廿二日(一二二月)

左之通拝領物被仰付、

自銀一枚宛

清水治左衛門

御大工頭

堀周庵

主付御大工

西田甚右衛門

絹三疋

中村八十右衛門

同二疋宛

井上庄右衛門

御作事奉行

清水又十郎

同二疋宛

杉浦逸角(守正)

御壁塗

江守要人(隆屋)

金三百疋宛

堀越左源次

金百疋

於越後屋敷鉛吹分

請負人

御城代方与力六人

御壁塗

白銀一枚宛

金三百疋宛

堀内吉右衛門

右、御目録淺加作左衛門江者御城代又兵衛殿御

堀越兵之助

(村井長世) 渡、御意之趣御演述、御作事奉行等江者於同所御

同

目録御用人渡之、御城代方与力・御大工頭江者於御

堀越吉大夫

用所御目録御用人渡之、御大工等江之目録者於同所

主付御扶持方大工壱人

御作事奉行江御用人渡之、

同棟梁大工十人

御扶持方大工等七人

御扶持方大工等九人

御算用方・屋根方

大工肝煎等九人

文化四年（一八〇七）

同千五百疋

御普請所入口番

並於越後屋敷等

鉛取扱縮方足輕共

御作事所鉛才許足輕四人

御普請所并御作事所

内作事方小遣八人

右同断割場附小者十人

同三貫五百文

鳥目四貫文

同百疋宛

412 「御家老方諸事覚書」 文化四年三月一三日条

館加越能文庫藏

一、今日御発駕二付、各五時過登城、

(中略)

一、九時前、益御機嫌能御發駕、御先立掃部、年寄中御式台内ノ左伺公、御家老中内ノ右裏御式台之方ニ伺公、御意有之、筆頭ヲ御請申上事、
413 「江戸幕府日記」文化四年四月朔日条
一、今四江式寸前、御黒書院江

出御、

但、

大納言様

出御無之、天気相付御差留、

参勤

松平加賀守

右、御礼相済而、御白書院江

渡御、

(中略)

縄二十筋
銀馬代

同

414 「御触并御返書留」四九

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

(前田孝光)

前月廿五日、御機嫌能御着府、同廿九日、上使青

(忠裕)

山下野守殿を以、被為蒙

上意、

当朔日、御登

城、

於御黒書院御札被

仰上、殊御懇之上意、長

甲斐守・本多勘解由

(本多政札)

御日見被

仰付、重畠難有御

仕合被

思召候段、以

御書被

仰下候事、

尚以、御廻状之節、

尤拙者方御省キ申入候、以上、

今日於、御城御用番安房守殿御渡之別紙、為持進申

候、以上、

四月十五日

今枝内記様

御名

此日、今枝様御登城無之、

且又、前々々御当座之氣悦三而

相済由、

渡御、

(中略)

松平加賀守家来

長甲斐守

(連愛)

(政義)

415 「政隣記(耳目甄録)」二四
(金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵)
十三日 (三月) 一昨十一日記之通ニ付、為御見立六半時過今

登城之処、五時御供揃ニ而金谷御殿江被為入、

四時過、御帰殿、同半時頃、御供廻被

仰出、九時

前、益御機嫌克

御發駕、其節御式台鏡板江御城

代前田伊勢守殿、村井又丘衛殿、年寄中・御家老中

(孝友)

(長世)

等左右江被罷出、御意有之、御白洲江定番頭・同

御番頭、菱御櫓統御長屋下之方江

前田治脩相公様・貞琳院様御附使者罷出、御意有之、橋

爪御門外橋爪江奥村助右衛門殿被罷出、三之御丸江

前々罷出候役儀之人持・頭分罷出、夫々 御意有之、

其外前々之通ニ付略ス、御供人旧冬十一月十五日以

來追々前記之通り長甲斐守殿・本多勘解由殿・御道

中奉行并兼御行列奉行村塙右衛門・安達弥兵衛・御

筒支配牧昌左衛門・御弓支配津田権五郎

〔前記正月〕

十八日被仰渡者、御筒支配牧昌左衛門義者御弓支配与有之候

得共、権五郎義御持弓頭ニ付、前例之趣御達申触、暨本文之

通相勤之」、御長柄支配水野庄五郎、御大小将御番頭

岸忠丘衛門・同御横目寺西平左衛門・飯田外記・御近

習関屋中務・水越八郎左衛門等、夫々御供或御先抜

ニ而發足、委曲前記ニ有之ニ付爰ニ略記ス、前記互

見、

(中略)

九日(四月) 去四日江戸發之御用状來着、左之趣共申來、

三月廿九日、就今度 御參府、上使御老中青山

廿七日 曇、四半時過地震、九時時分又地震、
夜雨天、

416 「高畠厚定職事日記」 文化四年五月二七日条

金沢市立
玉川図書
館加越能文庫蔵

〔解説〕『金沢城総合年表』後編では、前田斉広の着府日を三月二

九日としたが、右の通り、三月二五日と訂正する。

五月二七日

金沢に地震あり。

八月三〇日

加賀藩、金沢城石川門櫓下石垣普請の完了に
ともない、この日以降、同所の往来を許可する。

417 「政隣記（耳目甄録）」二四

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿三・廿四〕

（九月）
十三日（中略）

付札御横目江

△
石川御門統御櫓下等石垣御普請中、佳節・朔望等出
仕之面々仮閑外ニ而可致下馬・下乗旨申渡置候得共、

右御普請相済仮閑取扱候条、最前之通致下馬・下乗

可申事、

一、若火事之節右御門へ罷出候人々、御普請所入口仮閑
外ニ作法能人數相立候様申渡置候得共、是又最前之
通可相心得事、

右之趣、夫々不相洩様可被申談候事、

八月晦日

右、御城代被仰聞候旨等、今月三日例之通御横目廻
状有之、

418 「高畠厚定職事日記」文化四年九月三日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

文庫蔵

（九月）
三日（中略）

九月二一日

金沢城下長連愛（甲斐守）の屋敷に落雷あり。

419 「政隣記（耳目甄録）」二四

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵
政隣記 耳目甄録 廿三・廿四〕

（九月）
廿一日（連愛）
雨天如疇昔、未中刻頃、大雷一声大ニ響、此雷
長甲斐守殿玄関高箱棟之上江落、余程破損、又学校

御閑之内江落、椎之木破裂、又堀川町御大小将伴造
酒門前江も落、門柱并閑之内松大木下々梢迄裂跡有
之、都合三ヶ所へ雷落、

一二月一八日

江戸の前田斉広、真龍院（夙姫。鷹司政熙の娘）
を娶る。

420 「御家老方諸事覚書」文化四年一二月二二日条

〔金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵〕

一、左之通月番の演述、

夙君様御婚礼御整之上ハ

御前様与相唱可申事、

421 「御家老方諸事覚書」 文化四年一二月二七日条

金沢市立玉川

図書館加越能文庫蔵

一、夙君様今月十五日江戸表御着之旨申来、仍之今日各

金谷 御殿江罷出、

422 「御家老方諸事覚書」 文化四年一二月二八日条

金沢市立玉川

図書館加越能文庫蔵

相公様江況懽悦可申上旨、昨夕月番の廻状有之、各罷

出ル、

423 「政隣記」 (耳目甄録) 二四

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

今月十八日 御婚礼御規式、御首尾能御整、

但、夙君様兼而御日岡之通、十五日本郷御邸江御

着、水越八郎左衛門「御歩頭兼御近習」、為御迎十四

日発、品川迄罷越、

一、左之通月番の廻状有之事、

当十八日御婚礼御首尾能相済申候、尤御一門様方御招請之儀ハ御省略中ニ付其御儀無御座、備後守様初

前田利之

利和

御見舞懸り之趣三付被 仰遣候處御出、前田隼人殿

初御客有之、御盃事ハ御規式中御隙入被為在候付、
扱々御土器出、小謡も被仰付、天氣様も宜敷、御規式万端無残所相済候段、同十九日出町飛脚御泊留至

翌廿日発足早飛脚步を以、長連愛甲斐守等の申来候、先以恐悦御同意ニ御座候、依之明廿九日各金谷 御殿江

この年

加賀藩、金沢城石川櫓下蓮池堀際、および四十間櫓・長屋台の石垣修復を行う。

424 「三守御譜」三

金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵

文化四年十一月十五日十一月廿七日

江戸表へ 御着輿邸へ來輿

シ玉、十八日、御婚姻御整被遊、

【解説】『金沢城総合年表 後編』では二月二八日としたが、右の通りこれを二月二八日と訂正する。

石川御櫓下より御乳母之池高角迄積直、此所野面積三候、御櫓下等左右之角、草の角ニ而専平石之内宜石ニ而荒ク積立有之候所、文化四年御普請被仰付候所、左右

共美敷切合角ニ相成候故、平積と角石と縁切見分大キニあしく候、此所角も荒クして、平積と釣合候様ニ仕

事候、(下略)

426 「四拾間御長屋台同続御櫓台指図絵図」

〔金沢市立玉川図書館後藤文庫蔵〕

四拾間御長屋台同続御櫓台指図絵図

(*図・注解略)

右之通出来可有之者也、

文化四年五月

〔金沢城史料叢書48〕

金沢城編年史料 近世四

令和7年3月31日 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918

石川県金沢市尾山町10-5

電話(076)223-9696 FAX(076)223-9697

E-mail : kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.html>

印刷 株式会社ハクイ印刷